

# 第8回

## 都政改革本部会議

情報公開の取組成果について

〔参考資料〕

## 参考資料 目次

	ページ
1 情報公開制度の見直し	3
(1) 総括表	4
(2) 平成 27 年度東京都の情報公開制度の運用状況について (平成 28 年 7 月 29 日付)	6
(3) 開示請求の多い台帳等 (平成 29 年 3 月 22 日現在)	8
(4) 東京都における情報公開の一層の推進について (平成 28 年 10 月 12 日通知)	10
(5) 食品営業許可台帳の公表画面 (例)	14
(6) 東京都情報公開・個人情報保護審議会答申概要	15
(7) 情報公開条例の改正の方向性について	17
2 広報の見直し	18
(1) 総括表	19
(2) 情報公開ポータルサイト等の整備について (平成 28 年 10 月 12 日付通知)	21
(3) 情報公開ポータルサイトのイメージ	23
(4) 情報公開ポータルサイトの整備状況調査について (平成 28 年 11 月 11 日付依頼)	25
(5) 情報公開ポータル各局公開状況 (平成 28 年 12 月 19 日現在)	26
(6) ホームページに掲載 (予定) の情報に関する調査について (平成 28 年 12 月 2 日付依頼)	27
(7) 各局が独自にホームページに掲載した情報 (例)	29
(8) 平成 28 年度第 6 回都政モニター「東京都の公式ホームページ」調査結果	33
(9) 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」の遵守について	52
(10) 東京都公式ホームページ作成に関する統一基準	53
(11) 東京都公式ホームページのデザインのガイドライン (仮称) について	69
3 広聴の見直し	70
(1) 総括表	71
(2) 「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進について (平成 28 年 10 月 12 日付通知)	73
(3) 各局等「都民の声」公表の状況 (2 月分)	78
4 各種会議体の情報公開	79
(1) 総括表	80
(2) 附属機関等設置運営要綱	82
(3) 要綱取扱い通知	84
(4) 附属機関等会議・議事録公開状況一覧表 (平成 29 年 4 月 1 日現在)	88
(5) 各局等調査 (依頼、様式)	93
(6) 他道府県調査 (依頼、様式)	97
(7) 附属機関等ホームページ	102
(8) 附属機関等の運営に関する基本事項 (例)	115
(9) 第 2 回本部会議参考資料	116
5 公益通報制度	129
(1) 総括表	130
(2) 公益通報の処理に関する要綱	132
(3) 東京都公式ホームページ (トップ画面)	138
(4) 東京都公式ホームページ (都政情報)	139
(5) 東京都公式ホームページ (「あなたの声をお寄せください」)	140
(6) 公益通報制度ホームページ	141
(7) 広報東京都 1 2 月号掲載ページ	147
(8) 公益通報制度のご案内 (都民向けチラシ)	157
6 自律的な取組	158
(1) 予算編成過程の透明化	159
(2) 公文書管理の見直し	160
(3) 公金支出情報の公開	161

# 1 情報公開制度の見直し

## テーマ

情報公開制度の見直し

## 制度概要

### (1) 制度趣旨

東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資する。

(情報公開条例第1条)

### (2) 公文書の開示義務

各局等は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に、当該公文書を開示しなければならない。(情報公開条例7条)

[非開示情報]

- ①法令秘情報、②個人情報、③事業活動情報、④犯罪の予防・捜査等情報、
- ⑤審議、検討又は協議に関する情報、⑥行政運営情報、⑦任意提供情報 ほか

## 従前の取組及び課題

(1) 非開示部分(いわゆる「黒塗り」)が多い。

※ 平成27年度は開示決定等合計件数10,441件

(2) 手数料における都の現状

- ・閲覧手数料 10円(枚) 但し1件名あたり上限100円
- ・写しの交付 モノクロ20円(枚)、カラー100円(枚)

【参考：国内の状況(他道府県、国)】

- ・閲覧手数料については、東京都、和歌山県、香川県、国以外は徴収していない。
- ・写しの交付については、東京都以外の道府県及び国は1枚10円となっている。

## 取組内容・取組成果

### 1 実施日及び取組内容

以下の4項目について取組を行った。

- (1) 非開示判断の厳格化
- (2) 非開示理由等の公表
- (3) 公文書開示制度によらない情報公開
- (4) 都政情報のアクセシビリティを向上に向けて「東京都情報公開条例」を改正

実施日	取組内容
平成28年 10月12日	上記(1)(2)(3)の内容に係る通知を全庁に発出。
平成28年 10月13日	東京都広報広聴会議幹事会を開催し、各局等の情報公開主管課長に上記(1)(2)(3)の内容を周知。
平成28年 11月末日	全局がホームページに平成28年10月決定分以降の公文書開示状況(開示件数、非開示理由等)を掲載開始。(上記(2))

平成 28 年 12 月 22 日	(第 5 回都政改革本部で取組状況報告)
平成 29 年 1 月 12 日	第 67 回東京都情報公開・個人情報保護審議会に「情報公開の新たな取組について」諮問
平成 29 年 3 月 24 日	第 68 回東京都情報公開・個人情報保護審議会より、「情報公開の新たな取組について」の答申を受ける。
平成 29 年 4 月 7 日	東京都情報公開条例等改正案の概要の公表及び意見募集を開始

## 2 取組成果

### (1) 非開示判断の厳格化

- 平成 28 年 10 月各局宛てに通知。  
開示する公文書について、非開示又は一部開示とする場合には、条例を厳格に適用し、黒塗りを最小限とするよう徹底

### (2) 非開示理由等の公表

- 全庁 26 局がホームページで公文書の開示状況、非開示理由等を公表し、開示制度の運用状況の透明性を向上  
⇒公表件数 4,142 件 (平成 28 年 10 月～平成 29 年 2 月分実績)  
(開示決定 3,144 件、一部開示決定 712 件、非開示等決定 40 件、不存在等 246 件)

### (3) 公文書開示制度によらない情報公開

- 複数回開示請求を受けた公文書をホームページで公表  
⇒ (例) 食品営業許可台帳のオープンデータ化
- 工事設計書の情報提供の実施局を拡大  
⇒従来取り組んできた 4 局 (建設、水道、下水道、港湾) に加えて、財務局及び都市整備局が開始 (平成 29 年 4 月～)

## 今後の取組

### 都政情報へのアクセシビリティを向上 (情報公開の新たな取組)

- 平成 29 年第二回定例会に情報公開条例の改正案を提出予定  
⇒都民が請求しやすい制度とするため、閲覧手数料を廃止し、写しの交付手数料を減額 (モノ加 1 枚 10 円 カラー 1 枚 20 円)  
⇒ICT を活用して公文書データを無料提供する新たな取組を開始予定

## 平成27年度 東京都の情報公開制度の運用状況について

平成27年度の情報公開制度の運用状況がまとまりましたので、お知らせします。

### 【ポイント】

- 開示決定等の件数は10,441件で、前年度と概ね同水準（0.8%減少）
- 内容別の決定状況を見ると、工事設計書5,195件（全体の49.8%）、食品営業許可台帳390件（同3.7%）及び診療所・施術所台帳282件（同2.7%）が上位  
平成26年度に開示決定等の件数が第2位であった建築計画概要書（都市整備局）については、利便性に配慮した閲覧制度（転記の方法等）を推進したところ、平成27年度は上位10位圏外となった。
- 実施機関別では、水道局が平成27年4月から工事設計書の情報提供を開始したことに伴い、開示決定等の件数は平成26年度より483件と大幅に減少して1,060件であった。

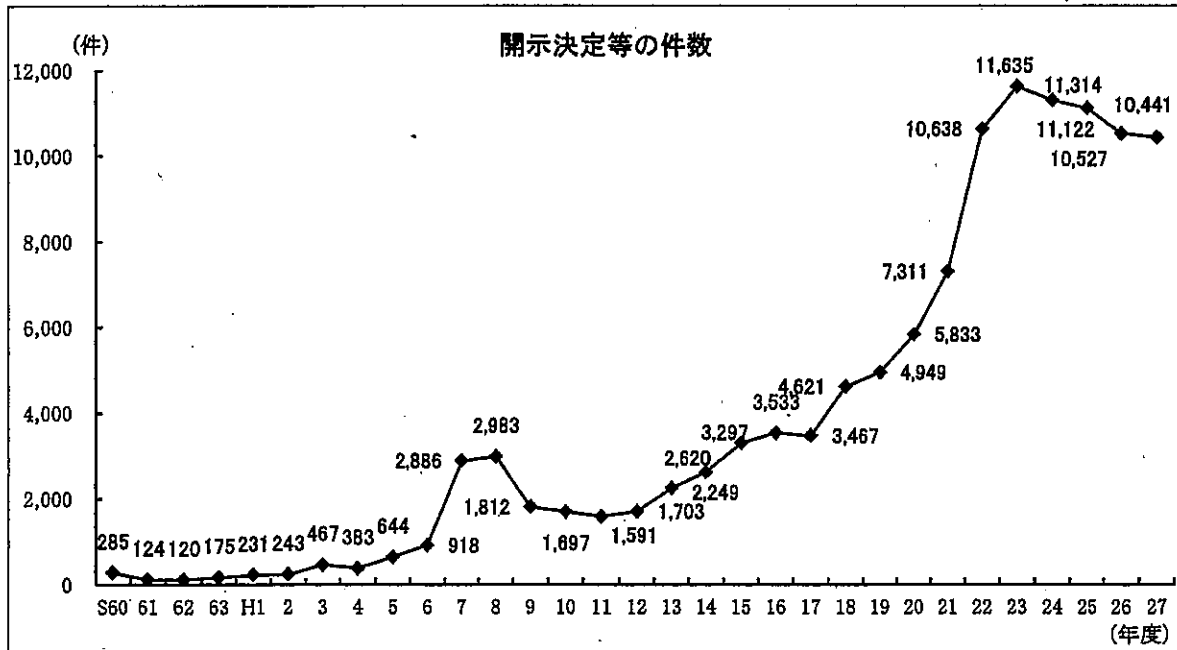
### 1 開示請求の処理状況

（単位：件）

年度	開示決定等の件数	開示	一部開示	非開示	不存在等
平成27年度	10,441	7,666	2,118	55	602
平成26年度	10,527	7,832	2,137	43	515

※ 「不存在等」は、不存在、存否応答拒否及び却下の合計です。

※ 開示決定等の件数のうち、開示決定及び一部開示決定の占める割合は93.7%（前年度は94.7%）です。



<問合せ先>

生活文化局広報広聴部情報公開課 田中、高野  
直通 03-5388-3129 内線 29-310

・開示決定等の内容別の決定状況（上位5位）

順位	請求内容	決定件数(件)	決定件数全体に占める割合(%)	所管局
1	工事設計書	5,195	49.8	建設局 ほか
2	食品営業許可台帳	390	3.7	福祉保健局
3	診療所・施術所台帳	282	2.7	福祉保健局
4	消防用設備設置届、点検結果書	257	2.5	東京消防庁
5	理美容室施設台帳	231	2.2	福祉保健局
	合計	6,355	60.9	-

・開示請求者の区別の決定状況

開示請求者の区分	決定件数(件)	決定件数全体に占める割合(%)
東京都(以下「都」という。)の区域内に住所を有する者	2,549	24.4
都の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	6,489	62.1
都の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	572	5.5
都の区域内に存する学校に在学する者	17	0.2
実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人	814	7.8
合計	10,441	100.0

2 不服申立件数及び情報公開審査会の運営状況

(単位:件)

年度	不服申立て	審査会開催回数(回)	新規諮問	答申
平成27年度	79	31	67	29
平成26年度	47	31	47	48

※ 情報公開審査会は、東京都情報公開条例第24条の規定により設置され、公文書の開示決定等について不服申立てがあった場合に、処分庁又は審査庁の諮問に応じて審議し答申を行います。処分庁又は審査庁は、この答申を受けて決定又は裁決を行います。

※ 審査会開催回数には総会1回が含まれます。

3 情報の公表・提供の状況

(単位:件)

行政分野	公表	提供	計
福祉・保健医療	51	2,386	2,437
教育・文化	327	1,687	2,014
産業・労働・経済	11	849	860
財務・税務	5	234	239
環境	0	134	134
都市づくり	36	864	900
公営企業	0	531	531
警察・消防	61	872	933
その他	89	726	815
合計	580	8,283	8,863

※ 「情報公表」とは法令等に基づき義務的に情報を公にすることで、「情報提供」とは都民からの公文書開示請求を待つことなく、都が自主的に情報を公にすることです。

東京都 TOKYO

---

トップページ > 都政情報 > 情報公開・個人情報保護 > 開示請求の多い台帳等

平成29(2017)年3月22日更新

## 開示請求の多い台帳等

### 公開している統計・台帳・地図・図面等

#### 総務局

- › 防災に係る情報【東京都防災マップ】
- › 東京都の統計【統計データ検索サービス】
- › 東京都公文書館所蔵資料【東京都公文書館 情報検索システム】

#### 財務局

- › 入札経過調書【入札情報サービス】
- › 東京都の公有財産
- › 東京都工事設計単価表
- › 東京都基準値価格
- › 東京都の公有財産（土地・建物）【検索サービス】

#### 生活文化局

- › NPO法人に係る情報【東京都NPO法人ポータルサイト】

#### 都市整備局

- › 宅地建物取引業者の免許情報提供サービス
- › 都市計画道路網図【都市計画情報インターネット提供サービス】

#### 環境局

- › 産業廃棄物処理業者に係る情報【東京都産業廃棄物処理業者検索システム】



## 福祉保健局

- › 都内の授乳室・おむつ替えスペース一覧【赤ちゃん・ふらっと一覧】
- › 子育て支援に係る情報一覧
- › 介護保険施設・保育所等・障害者支援施設・福祉事務所等に係る情報【社会福祉施設等一覧】
- › 医療機関案内に係る情報【東京都医療機関案内サービス「ひまわり」】
- › 食品営業許可台帳
- › 東京都所管医療法人名簿

## 建設局

- › 工事設計書【工事設計書の情報提供】

## 水道局

- › 工事設計書【工事設計書の情報提供】

## 下水道局

- › 工事設計書【工事設計書の情報提供】
- › 下水管の埋設状況に係る図面【下水道台帳】

## 港湾局

- › 工事設計書【工事設計書の情報提供】

## 選挙管理委員会

- › 政治資金収支報告書

---

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 交通案内 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：  
8000020130001

Copyright (C) 2016 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

28 総行革行第 334 号  
28 生広情第 461 号  
平成 28 年 10 月 12 日

各局等情報公開担当課長 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
生活文化局広報広聴部情報公開課長  
(公印省略)

## 東京都における情報公開の一層の推進について

平成 28 年 9 月 29 日に、都政改革本部において、「これまでの都の情報公開への姿勢を大幅に転換」、「原則開示を徹底し、非開示部分を最小限に」が掲げられました。

貴職におかれては、東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進するという情報公開制度の趣旨に立ち返り、公文書開示制度の適切な運用と積極的な情報公開について、下記のとおり取り組まれるようお願いいたします。

なお、各局等の取組状況については、今後調査、都政改革本部への報告及び公表を予定しております。

### 記

#### 1 条例の適切な運用について

##### (1) 公文書開示における非開示情報の厳格な条例適用等について

開示請求による公文書の開示を行う際は、原則開示（公開）という東京都情報公開条例（以下「条例」という。）の趣旨に基づき、各局等は、非開示部分を最小限とするよう努めるとともに、「東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成 11 年 12 月 20 日付 11 政都情第 366 号）」を踏まえた厳格な判断を徹底すること。

特に、条例 7 条 5 号（審議、検討又は協議に関する情報）及び条例 7 条 6 号（行政運営情報）を適用する非開示情報について、より厳格な適用を図ること。

条例 7 条 5 号による非開示情報は、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合としている。また、条例 7 条 6 号の非開示情報は、当該情報を公にすることにより生ずる事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障について、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

これらの点を踏まえて、厳格な判断を行うこと。

## (2) 決定通知書における理由付記について

一部開示決定、非開示決定等の不利益処分をする場合は、該当する非開示条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を有しない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載すること。

都民への説明責任を果たす観点からも、公文書を非開示とする理由については決定通知書に明確に記載しなければならないことに留意すること。

## 2 各局等における情報公開の更なる推進について

### (1) 公文書開示状況のホームページ掲載について

現在、各局等は、公文書開示状況を毎月情報公開課へ報告している。情報公開を一層進めるため、今後は本報告と合わせて、以下のとおり各局等においても自ら開示状況をホームページに公表することとする。

なお、開示状況を公表することについては、できるだけ開示請求者に告知すること。

1	公表内容	各局等が開示等決定した公文書の一覧
2	公表項目	別紙様式のとおり (請求・決定年月日、公文書の件名、決定区分(開示、一部開示、非開示等)、非開示の根拠規定及び理由等)
3	公表方法	各局等のホームページに、各月決定分を定期的に掲載
4	公表開始	平成28年10月決定分より速やかに公表を開始

### (2) 複数回開示請求を受けた公文書等の公表について

複数回開示請求を受けた公文書は、一般に都民の関心が高い情報であると考えられ、その公文書を公表することにより、都民は開示請求を行うことなく迅速に求める情報を得られるとともに、事務の効率化も期待できる。条例35条2項に基づき、各局等は当該公文書を公表するよう努めるものとされており、都民の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、これまで以上に積極的な取組を行うこと。

なお、同じ公文書に対して各年度の1年間に三以上の異なる者からの開示請求があり、それらのうち全部開示決定を行い開示を実施したもの、及び一部開示決定を行い開示を実施したもので、非開示部分が当該公文書のごく一部(例えば印影部分のみ等)となるものを取組の目安とする。

公表については、各局等ホームページへの掲載等により行い、併せて公表した旨について、都民等へ広く周知を図ること。

公文書等の公表の考え方については、国における取扱方針(※)も参考にすること。

※ 別添参考資料「反復継続的に開示がなされた情報等の提供について」(平成27年7月22日情報公開に関する連絡会議申合せ)

## ＜様式記載時の注意について＞

### 1 共通事項

- (1) 公表様式の記載項目は、各局等が毎月情報公開課へ提出している月次報告書の様式に準じる。ただし、「公文書の件名」は、「…ほか数件」でまとめずに全件を記載し、「非開示理由等」は、新たに追記する。なお、これに合わせて今後の月次報告書の様式を一部変更する。
- (2) 公表様式では、月次報告書にある請求者の属性・請求者名、手数料、媒体の種類、請求方法等の項目は記載しない。
- (3) 各項目に記載する情報に、特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報や公文書の件名等に非開示情報が含まれる場合、伏せ字（〇〇）による表記とする。なお、公的機関名は、原則そのまま記載する。  
※ 警察署、児童相談所、学校等で特定の個人（法人）が識別されるおそれがある場合は、公的機関名であっても伏せ字とする。例：〇〇警察署

### 2 「公文書の件名」について

- (1) 対象となったすべての公文書件名を記載することを原則とするが、同種の公文書件数が著しく多い場合等は、簡潔にまとめて記載する。  
例1：①学校法人〇〇財産目録（24年度）、②学校法人〇〇財産目録（25年度）  
…④学校法人〇〇財産目録（27年度）  
⇒学校法人〇〇財産目録平成24年度分から27年度分まで（毎年度分）  
【記載例：月整理番号4】  
例2：①〇〇台帳（A法人）、②〇〇台帳（B法人）…⑩〇〇台帳（J法人）  
⇒〇〇台帳（10法人分）  
※ 法人名は伏せ字表記が原則のため、上記例のように簡潔に記載できる。

- (1) 決定区分が「不存在」及び「存否応答拒否」の場合は、開示請求書の請求件名を記載することとなるが、個人（法人）情報保護に配慮して件名は簡潔にまとめて表記する。  
例：請求件名が「一般財団法人〇〇が、業務上横領の原因及び経過等について東京都に提出した一連の文書」の非開示決定（存否応答拒否）の場合、「一般財団法人〇〇が、東京都に提出した文書」等の表現で記載する。  
【記載例：月整理番号6】

### 3 「非開示理由等」について

(1) 決定区分が「一部開示」、「非開示」及び「不存在」については、条項ごとに主な非開示部分と非開示理由を記載する。決定通知書に記載された理由を転記することも可。

【記載例：月整理番号3】

(2) 決定区分が「存否応答拒否」の場合は、「請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうこととなるため」などと記載する。

【記載例：月整理番号6】

#### 参 考

<各局等のホームページイメージ>

#### 公文書開示状況

[平成28年度]



[平成28年12月決定分 \(PDF 80.0KB\)](#)



[平成28年11月決定分 \(PDF 80.0KB\)](#)



[平成28年10月決定分 \(PDF 80.0KB\)](#)

様式にリンク



[音声読み上げ・文字拡大](#) [都庁総合トップページ](#)

[English](#) [サイトマップ](#)

▶ [各種申請様式](#) ▶ [資格・試験・免許](#) ▶ [施設案内](#)

[福祉保健の  
暮らしづくり](#) [高齢者](#) [障害者](#) [子供家庭](#) [生活の福祉](#) [医療・保健](#) [健康・安全](#) [環境・衛生](#)

[現在のページ](#) [東京都福祉保健局](#) > [医療・保健](#) > [保健所で保有している台帳](#) > [食品営業許可台帳](#)

**医療・保健**

**食品営業許可台帳**

東京都保健所において食品営業許可を取得した施設の情報  
を公表しています。  
毎月中旬に更新します。

平成29年1月1日から同年3月31日までに、営業の許可を新規  
に取得した施設（平成29年4月14日更新）

[食品営業許可台帳\(平成29年1月1日から同年3月31日ま  
での新規施設\)\(Excel:242KB\)](#)

[食品営業許可台帳\(平成29年1月1日から同年3月31日ま  
での新規施設\)\(CSV:164KB\)](#)

※移動販売、臨時販売、自動車販売、自動販売機、行商、催  
事等期間短縮申請があったもの、許可不要業種及び廃業した  
施設は除いています。

**お問い合わせ**

このページの担当は [保健政策部 保健政策課 管理担当](#) で  
す。

保健所で保有し  
ている台帳

食品営業許可台帳  
営業者の方へ

[このページのトップに戻る](#)

[サイトポリシー](#) | [個人情報保護方針](#) | [お問い合わせ](#) |

東京都福祉保健局 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

Copyright © 2009 Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.

東京都情報公開・個人情報保護審議会答申概要

諮問事項（情報公開の新たな取組）

- 1 公文書開示における手数料の見直しについて  
公文書開示における手数料を見直して、行政情報にアクセスしやすい環境をつくる
- 2 ICTを活用した公文書データの提供について  
請求のあった公文書はICTを活用してデータにより無料で提供する
- 3 積極的な行政情報の公表について  
「公文書の管理に関する条例」（仮称）の制定に併せ、都民に提供される情報量の増加を図る

答申の主旨

- 閲覧手数料の無料化・写しの交付手数料の実費相当への減額は、情報公開の推進に有効
- 公文書を電子データで提供することは時宜に合った取組
- 適正な公文書管理を前提とした行政情報の公表の拡大は、都政の透明性の向上に寄与

＜新たな情報公開の取組について＞

1 公文書開示における手数料の見直しについて

- 公文書開示に係る閲覧手数料(1枚10円、1件100円を限度)を無料化することは情報公開の推進に有効
- 写しの交付は、紙などの媒体を用いて写しを作成するというものを考慮し、最低限の実費相当に減額することは妥当  
(モノクロ1枚20円→10円、カラー1枚100円→20円)

2 ICTを活用した公文書データの提供について

- ICTの進展と普及の状況を踏まえ、公文書開示を電子データによるオンライン対応へシフトすることは、時宜にかなった取組早期に無料で電子データを提供できるシステムや規定を整備することは、一層の都民サービスの向上に資する。
- 都のペーパーレス化の促進、業務の効率化というメリットも期待できる。
- ICT活用に当たっては、デジタルデバイド(情報格差)対応、情報セキュリティ等の技術的対策、保護すべき個人情報に十分配慮

3 積極的な行政情報の公表について

- 「都政の透明化」のため、適正な公文書管理を進め、公表可能な情報を拡大  
条例で定める情報公表の責務を徹底し、請求を待つことなく都民等への直接的かつ積極的な情報の公表が重要

＜新たな取組を進めるに当たって＞

- 受益者負担の考え方や税の有効活用の観点から、行政コストの低減を図るなど、手数料減額とのバランスを引き続き検証
- 情報公開と並び今後はオープンデータの活用を意識した情報提供が必要。情報量を増やすとともに、加工が容易な形式で提供
- 今後は、海外制度、ICT活用等、幅広く有識者の意見を反映させながら情報公開の取組を発展
- 新たな取組では、請求権の濫用や過大な請求増加が懸念されるため、引き続き対応を検討
- 情報公開を総合的かつ積極的に進めるに当たっては、都庁全体の意識改革が重要かつ不可欠



## 経緯

### H29.1.6 知事定例記者会見（情報公開条例の改正について）

- 公文書開示手数料の改定
- ICTを活用して請求のあった公文書データを無料で提供

### H29.1.12 情報公開・個人情報保護審議会（諮問） ⇒ H29.3.24（答申交付）

- 閲覧手数料の無料化・写しの交付手数料の実費相当への減額は、情報公開の推進に有効
- 公文書を電子データで提供することは時宜にかなった取組
- 適正な公文書管理を前提とした行政情報の公表の拡大は、都政の透明性の向上に寄与

## 条例改正の方向性

### 【主旨】

#### ICT活用による情報公開を推進することで実質的に公文書開示を無料化

- ⇒ 都民からの請求に対しては、電子データによる無料交付へ移行  
紙による交付は最低限の実費負担

### 【具体的な取組】

#### 1 閲覧手数料を廃止し、紙による写しの交付手数料は最低限に

閲覧手数料 現行 1枚10円(100円限度) → 廃止  
写しの交付 モノ加1枚20円→10円 カラー1枚100円→20円

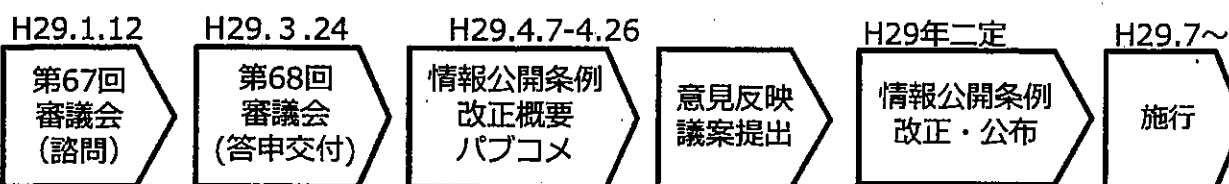
#### 2 ICTを活用して公文書データを無料で提供する新たな取組

請求のあった公文書を電子データで提供する新たな取組を開始

#### 3 都自らが進める積極的な行政情報の公表

「公文書の管理に関する条例」（仮称）の制定による公文書の適切な管理の推進に併せて、行政情報の電子化やICT活用を促進し、都民へ提供する行政情報の公表を拡大

## スケジュール



## 2 広報の見直し

## テーマ

広報の見直し

## 制度概要

- 都庁総合ホームページ  
都のインターネット上の情報の入り口として機能している。  
総ページ数 3 万ページ、総アクセス数 1.4 億件/年
- 各局等ホームページ  
各局等の事業に関する詳細な情報を提供している。(各局、部、課などが運営管理)  
総サイト数 177 サイト、総ページ数 43 万ページ、総アクセス数 37.9 億件/年

## 従前の取組及び課題

- 情報公開が先行している都市と比べると、情報提供の内容や量が不十分  
(参考) 先行自治体のホームページに詳細が掲載してある事項の例  
政策形成過程、予算編成過程、公金支出情報、住民の声、など
- ホームページの機能やデザインに統一感がないことや、一部のサイトでスマートフォン対応がされていないなど、都民の利便性にとって改善が必要

## 取組内容・取組成果

### 1 実施日及び取組内容

- |                |   |
|----------------|---|
| 10月13日         | 広報広聴会議幹事会において、各局ホームページに「情報公開ポータルサイト」を開設し都政の重要課題などの情報を掲載するよう通知 |
| 10月31日         | 都庁総合ホームページに「情報公開ポータルサイト」を開設                                   |
| 11月11日         | 各局の「情報公開ポータルサイト」の整備状況等について調査を実施                               |
| 11月16日<br>～22日 | インターネット都政モニターにて「東京都の公式ホームページ」をテーマにアンケートを実施                    |
| 12月1日          | 26局すべてが独自の「情報公開ポータルサイト」を開設                                    |
| 12月2日          | 各局に対しホームページに掲載(予定)の情報に関する調査を実施                                |

### 2 取組成果

- 情報公開ポータルサイトの設置  
各局に通知した掲載項目
  - ・所管している長期計画(その他の主な計画)
  - ・各種審議会等の情報(開催状況、議事録等)
  - ・局へ寄せられた都民の声及び対応状況
  - ・公文書の開示状況
  - ・予算・決算情報
  - ・局の事業概要
  - ・特別職及び局長の海外出張交際費執行状況
  - ・局の自律改革の取組

○ 東京都総合ホームページ「情報公開ポータルサイト」トップページへのアクセス数

対象年月		アクセス数
2016(平成28)年	11月	9,986件
2016(平成28)年	12月	8,387件
2017(平成29)年	1月	8,566件
2017(平成29)年	2月	7,544件
2017(平成29)年	3月	8,395件
合計		42,878件

○ 各局の独自の取組例

本取組を機に各局で新たに情報を掲載した事業

- ・食品営業許可台帳、補助金等支出状況、予算編成過程、ガイドライン・マニュアル等、公金支出情報の公開（予定） など
- ・各種会議資料及び議事録（一部はネット中継、動画配信も実施）

○ 各局ホームページについて都民の意見をリサーチ

平成 28 年度第 6 回インターネット都政モニター「東京都の公式ホームページ」

・リニューアル後の見出しや分類の使いやすさ

- ① どちらかといえば探しやすい 59.3%
- ② 探しやすい 24.3%
- ③ どちらかといえば探しにくい 13.1%
- ④ 探しにくい 3.3%

・興味関心のある情報

- ① 都庁に寄せられた声への対応状況 48.7%
- ② 行政計画等の情報 46.9%
- ③ 公金の支出内容 45.4%
- ④ 各種政策の詳細な事業概要 35.8%
- ⑤ 予算の編成過程 32.1%

今後の取組

○ 各局に以下の働きかけを継続し、都民の利便性の向上を図る。

- ・WEBユーザビリティの向上と発信力の強化のため、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」の遵守を促進するほか、ヘッダーデザインの統一などデザインのガイドライン(仮称)を策定し、各局ホームページの改善のための支援を実施
- ・都民が都政情報に容易にアクセスできるよう、「情報公開ポータルサイト」を充実し都民の関心の高い分野の更なる情報公開を促進（公金の支出内容など）

28総行革行第332号  
28総情企第1136号  
28生広広第675号  
平成28年10月12日

各局等広報担当課長 殿  
各局等ホームページ主管管理者 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
総務局情報通信企画部企画課長  
生活文化局広報広聴部広報課長  
(公印省略)

### 情報公開ポータルサイト等の整備について

平成28年9月29日に、都政改革本部において「都民が求める都政情報の内容と量の拡大」、「都民目線での使いやすさ・使い勝手の良さを徹底」が掲げられました。これらを踏まえ、各局等におかれましては、下記のとおり「情報公開ポータルサイト」の開設やホームページの改善にご協力下さいますよう、お願いいたします。

なお、進捗状況等については、都政改革本部への提出及び公表を予定しております。

#### 記

#### 1 情報公開ポータルサイトの開設について

今後、各局等が公開する都政情報に都民が迅速にアクセスできるよう、都庁総合ホームページ内に「情報公開ポータルサイト」(リンク集)を開設いたします。そこで、各局等のホームページ内にも「情報公開ポータルサイト」を開設し、以下の情報をはじめ多くの情報を掲載するなど、積極的な情報公開に努めてください。

- ①審議会等の情報
- ②所管している長期計画
- ③局へ寄せられた都民の声及び対応状況
- ④公文書の開示情報
- ⑤局等の事業概要

※各局等のトップページにも各局等「情報公開ポータルサイト」への入口を設けてください。

#### 2 ホームページの改善について

##### (1)統一基準の準拠

「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」(平成26年3月31日付25総行革行第499号。以下「統一基準」という。)の確実な準拠をお願いいたします。対象となるホームページは、各局等のポータルとなっているページだけではなく、

原則として、特設サイトも含みます。

(2) リニューアルにあたって

統一基準は専門用語を使用している部分もあります。各局等でホームページのリニューアルをする際、又は新たに開設する際は、是非、事前に相談してくださいませうお願いします。

3 その他

(1) 各局等の取り組み状況について

各局等の取り組み状況については、11月頃に調査し、都政改革本部への提出及び公表を予定しております。

(2) 都民の意見の調査について

11月頃に東京都のホームページ（各局等の分も含む）について、都政モニターによるアンケート調査を予定しています。

【問合せ先】

生活文化局広報広聴部広報課 高橋

電話 03(5388)3078 内線 29-210

総務局情報通信企画部企画課 新井

電話 03(5388)2338 内線 24-310

東京都 TOKYO METROPOLITAN  
GOVERNMENT

情報公開ポータル

平成29(2017)年3月24日更新



## 各局の情報公開ポータルサイト

- › 各局の情報公開ポータルサイト一覧

## 施策形成過程

### 長期計画

- › 都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～（平成28年12月22日策定）
- › 東京都長期ビジョン～「世界一の都市・東京」の実現を目指して～（平成26年12月25日策定）
- › その他の主な計画
- › 行政計画（案）等に係る意見募集

### 審議会等の情報

- › 東京未来ビジョン懇談会
- › 都政改革本部会議
- › 各種審議会等の運営に関する情報
- › 各種審議会の議事録等

### 都民の声

#### 東京都に寄せられた声

- › 都民の声総合窓口
  - › 寄せられた声の紹介
- › 都庁の相談・窓口案内／都民の声窓口
  - › 各局へ寄せられた声

### 公益通報制度

- › 公益通報窓口

### 公文書の開示情報

## 情報公開について

- › 情報公開手続き
- › 各局における開示状況
- › システムによる公文書の開示請求（情報公開用システム）
- › 情報公開制度

## 予算情報

- › 平成29年度予算
- › 過去の予算

## 決算情報

- › 平成27年度決算
- › 過去の決算

## 広報

- › 東京都の広報

## その他主な公開情報

## 事業概要

- › 東京都のプロフィール「都政2016」
- › 各局の事業概要

## 海外出張及び交際費

- › 知事の動き、海外出張・交際費執行状況
- › 特別職及び局長の海外出張・交際費執行状況

## その他公開情報

- › 主要事業の進行状況報告
- › 各局等の自律改革
- › 東京都監理団体
- › ホームページで公開している統計・台帳・地図・図面等
- › 東京都オープンデータポータルサイト
- › 都民情報ルームのご案内
- › 東京都公文書館 情報検索システム
- › インターネット都政モニター
- › 世論調査



28総行革行第416号  
28総情企第1281号  
28生広広第791号  
平成28年11月11日

各局等広報担当課長 殿  
各局等ホームページ主管管理者 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
総務局情報通信企画部企画課長  
生活文化局広報広聴部広報課長  
(公印省略)

### 情報公開ポータルサイトの整備状況調査について (依頼)

情報公開ポータルサイトの開設については、「情報公開ポータルサイト等の整備について (平成28年10月12日付28総行革行第332号、28総情企第1136号、28生広広第675号)」にて依頼させていただいているところですが、その整備状況等について把握する必要があるため、下記のとおり調査を依頼します。

#### 記

- 1 調査内容
  - (1) 調査対象  
各局等のホームページ内に開設 (予定) の「情報公開ポータルサイト」
  - (2) 調査内容  
「情報公開ポータルサイト」の開設時期等  
※ 別紙エクセル様式「情報公開ポータルサイトの整備状況調査票」に入力し提出してください。
- 2 提出期限  
平成28年11月16日 (木曜日)
- 3 提出先  
TAIMS メールで、データにより回答ください。  
生活文化局広報広聴部広報課宛 S0000004@section.metro.tokyo.jp
- 4 その他  
提出していただいた調査結果等は、都政改革本部への提出及びホームページ上での公表を予定しております。

【問合せ先】 生活文化局広報広聴部広報課 高橋 電話 03(5388)3078 内線 29-210
---



28総行革行第442号  
28.生広広第844号  
平成28年12月 2日

各局等広報担当課長 殿  
各局等ホームページ主管管理者 殿  
各局等情報公開担当課長 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
生活文化局広報広聴部広報課長  
生活文化局広報広聴部情報公開課長  
(公印省略)

### ホームページに掲載(予定)の情報に関する調査について(依頼)

情報公開ポータルサイトの整備状況等については、「情報公開ポータルサイトの整備状況調査について(依頼)(平成28年11月11日付28総行革行第416号、28総情企第1281号、28生広広第791号)」にて調査させていただいているところですが、その後の状況等についても、検討中のものも含め把握する必要があるため、下記のとおり調査を依頼します。

#### 記

#### 1 調査内容

##### (1) 調査対象

各局等のホームページに掲載(予定)の情報

##### (2) 調査内容

別紙エクセル様式「ホームページに掲載(予定)の情報調査票」のとおり

※ 別紙エクセル様式に入力し提出してください。

#### 2 提出期限

平成28年12月7日(水曜日)

#### 3 提出先

TAIMS メールで、データにより回答ください。

生活文化局広報広聴部広報課宛 S0000004@section.metro.tokyo.jp

#### 4 その他

提出していただいた調査結果等は、都政改革本部への提出及びホームページ上での公表を予定しております。

#### 【問合せ先】

生活文化局広報広聴部広報課 高橋  
電話 03(5388)3078 内線 29-210

№	部署	公開	更新	内容	公開	更新	内容
1	政策企画局	○		東京都副知事について 東京都顧問 東京都参与 東京都の東庁(都庁)所在地について 地方自治法施行80周年記念貨幣(東京都)について	○		・プラン策定会議資料 ・都政マネジメント本部会議資料及び議事概要 ・国際金融都市・東京の実現について ・平成29年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求(最重要事項)
2	青少年・治安対策本部		○		○		自律改革の一環として、当本都の都民参加型イベント予定を取りまとめた「イベントカレンダー」を掲載 【URL】 <a href="http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/pdf/12.event.pdf">http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/pdf/12.event.pdf</a>
3	総務局		○		○		都政改革本部(市場問題PTを含む)のリンク先をバナーで掲載し、活動内容等を閲覧しやすくしている。
4	財務局		○			○	
5	主税局		○			○	
6	生活文化局	○		生活文化局における「主要事業の進行状況」を掲載している。また「補助金等の支出状況」を掲載する予定である。	○		
7	オリンピック・パラリンピック準備局	○		リオ2016大会での取組について <a href="http://www.2020games.metro.tokyo.jp/about/johkokokai/index.html">http://www.2020games.metro.tokyo.jp/about/johkokokai/index.html</a> 4套協議資料	○		
8	都市整備局		○			○	
9	環境局		○			○	
10	福祉保健局		○		○		①イベントカレンダー 平成28年12月設置予定。 福祉保健局ホームページのトップページに設置するイベントカレンダーから、局内の各種イベント、啓発行事、審議会等の予定をカレンダー形式及び一覧形式で確認することができる。 ②食品営業許可台帳 平成28年度中に掲載予定。
11	病院経営本部	○		①マニュアル・ガイドライン等②病院機能評価結果③広報誌、等(既に掲載)		○	
12	産業労働局		○			○	
13	中央卸売市場		○		○		・築地市場及び豊洲市場における海水の水質試験結果 ・築地市場における施設内空気測定結果 ・過去に実施した豊洲市場に関する会議の資料及び議事録等(土壌汚染対策工事に関する技術会議、設計等業務プロポーザル技術審査委員会等) ・豊洲市場用地における地下水水位の測定結果
14	建設局		○			○	
15	港湾局	○		東京港・臨海副都心等の「見える化」プロジェクトチーム(PT)の活動状況を掲載している。	○		○臨海副都心の積極的PR 【東京臨海副都心おもてなし促進事業補助制度の概要について、視認性の高い記載方法に改善する。(年度内実施予定)】 ○東京港港勢のHP掲載 最新版(エクセルデータを含む)を公開する。(10月実施済) ○工事情報の公開 施行中の工事等について公開する。(時期未定)
16	会計管理局	○		会計管理局の交際費支出情報を掲載中		○	
17	東京消防庁		○		○		消防に関する情報、統計、イベント、講習等さまざまな情報
18	交通局	○		○要綱・要領等 ○次年度予算原案、路線別収支、決算速報	○		○地下鉄・新交通の月間EV点検予定
19	水道局	○		予算・決算情報(11月上旬に掲載済み)	○		予算・決算情報(11月上旬に掲載済み)
20	下水道局	○		財政(予算編成過程、予算・決算の連携、下水道財政のしくみ)(掲載済)	○		
21	教育委員会(教育庁)	○		●長期計画等についての意見募集(報道発表へのリンク) ●東京都教育委員会について(定例会日程・議事録・委員名簿等) ●東京都教育例規集 ●公表・提供情報一覧表		○	
22	選挙管理委員会		○			○	
23	人事委員会		○		○		<既掲載> ①平成28年職員の給与に関する報告と勧告について ②平成28年度東京都任期付職員採用試験の実施について ③平成28年度東京都職員採用試験(選考)の実施結果について ④平成28年度東京都任期付職員採用試験の申込状況について <掲載予定> ①平成29年度東京都職員採用試験(選考)日程について(2月頃) ②東京都職員採用PRイベントの開催について(2月頃)
24	監査委員(監査事務局)	○		「長期計画(その他の主な計画)」の箇所を「政策情報」とし、監査計画と合わせて局作成の各種監査報告書へのリンクを掲載している(掲載済)。		○	
25	労働委員会		○			○	
26	収用委員会	○		収用委員会の活動状況について(委員会活動状況、指名委員等活動状況、事件の取扱状況及び処理状況) ※平成28年11月30日に掲載済み		○	

**医療・保健**

**食品営業許可台帳**

東京都保健所において食品営業許可を取得した施設の情報公表しています。  
毎月中旬に更新します。

【平成29年1月1日から同年2月28日までに、営業の許可を新規に取得した施設（平成29年3月14日更新）

■ [食品営業許可台帳（平成29年1月1日から同年2月28日までの新規施設）](#)（Excel：148KB）

■ [食品営業許可台帳（平成29年1月1日から同年2月28日までの新規施設）](#)（CSV：95KB）

※移動販売、臨時販売、自動車販売、自動販売機、行商、催事等期間短縮申請があったもの、許可不要業種及び廃業した施設は除いています。

**お問い合わせ**

このページの担当は **保健政策部 保健政策課 管理担当** です。

[このページのトップに戻る](#)

[サイトポリシー](#) | [個人情報保護方針](#) | [お問い合わせ](#)

東京都福祉保健局 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

Copyright © 2009 Bureau of Social Welfare and Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.











[トップページ](#) [広報・広聴](#) [情報公開・個人情報保護](#) [男女平等参画](#) [法人の認定等](#) [バスポート](#) [消費生活](#) [私立学校](#) [文化振興](#)  
[トップページ](#) [関連情報](#) [情報公開ポータル](#) [生活文化局の補助金等](#) [生活文化局における補助金等の支出状況](#)

## 関連情報

情報公開ポータル

生活文化局の事業概要

生活文化局の予算

生活文化局の補助金等

生活文化局の主な計画等

生活文化局における主要事業の  
進行状況

生活文化局の審議会等

生活文化局へ寄せられた都民の  
声

生活文化局における公文書の開  
示状況

生活文化局の自律改革

報道発表資料

## 生活文化局における補助金等の支出状況

更新日：平成28年（2016）12月28日

### 生活文化局における補助金等の支出状況

#### 平成27年度（決算）

- ① **地域活動の推進、地域力の向上、多文化共生の推進**（所管：都民生活部）
- ② **くらしの安全、公衆浴場対策など**（所管：消費生活部）
- ③ **私立学校教育助成、東京都育英資金**（所管：私学部）
- ④ **文化事業の推進、文化の創造・発信など**（所管：文化振興部）

このページに関するお問い合わせ先  
総務部 企画計理課（計理担当）

- 契約情報
- 財政情報
- 都債IR情報
- 宝くじ情報
- 公有財産情報
- 東京都  
基準地価格
- 建築工事と  
建物保全
- 都庁舎の  
お知らせ



トップページ > 財政情報 > 予算 > 平成29年度予算

- ◎ 財政情報
- 予算
- 決算
- 財政
  - 財政のあらまし
  - 公金計制度
  - 東京都の財政
  - 事業評価
  - 大規模プロジェクトなどの  
進捗状況
  - 補助金一覧
  - 普通交付税の算定結果
  - 地方公共団体の総合的な財  
政情報の開示の推進につい  
て
  - 地方財政制度に関する重要  
経
  - 私債特許
  - 地域自主財源交付金
- 財務局主計部所管審議会  
等一覧
- その他

## ◎ 予算

### ◎ 平成29年度予算

- 補正予算
  - 平成29年度中央卸売市場会計補正予算(案)について 西
- 予算の執行について (使命達成)
  - 当初予算
    - 予算案
      - 予算案の概要 西
      - 予算案の概要【別冊】 西
      - 予算案説明資料<図解> 西
      - 東京都予算案のあらまし 西
      - 東京都予算案のあらまし(英語版) 西
      - 知っているかな? みんなのくらしと東京都 西
      - 主要事業 西
    - 区市町村別主要事業
    - 知事査定結果
    - 知事査定の実施について
    - 財務局査定結果
    - 都議会各会派からの要望
    - 各種団体前ヒアリング
    - 予算要求
    - 見積方針

### ◎ お問い合わせ先

財務局主計部財政課 ダイヤルイン 03-5388-2669

▲ このページのトップへ戻る

OFFICE OF METROPOLITAN HOSPITAL MANAGEMENT  
**東京都病院経営本部**  
 アクセシビリティ サポート  
 私たちは、安全と信頼の医療を実現する都立病院改革に取り組んでいます

[日本語](#)
[English](#)
[中文](#)
[한국어](#)
[お問い合わせ](#)

[RSS](#)
[Twitter](#)
[文字サイズ変更](#)
[白](#)
[黒](#)
[色](#)
[サイト内を検索する](#)

[東京都立病院改革推進プラン](#)  
[医療関係者の方へ](#)  
[患者さん・ご家族の方へ](#)  
[都立病院案内](#)
[よくある質問・用語集](#)

[トップ](#)
[事業案内](#)
[報道発表](#)
[報告書](#)

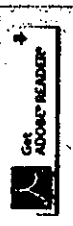
トップ > 報告書 > マニュアル・ガイドライン等

## 報告書

### マニュアル・ガイドライン等

- ・ 都立病院における診療情報の提供に関する指針 人 PDF [28KB]
- ・ 都立病院におけるクリティカル・パスの活用について 人 PDF [5.7MB]
- ・ 都立病院における診療録等記載マニュアル 人 PDF [1.8MB]

PDFファイルの表示にはAdobe system社のAdobe Readerが必要です。  
 お持ちでない方はダウンロードしてお使い下さい。



#### 事業案内

組織の概要

政策情報

臨床研究事業の取組

東京都立病院研究業績集

都立病院テーマ別改善運動

交際費の執行状況

その他

#### 都立病院の紹介

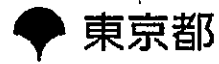
都立病院とは

看護部門

コミュニケーション部門

お問い合わせ先  
 病院経営本部 サービス推進部 事業支援課  
 電話 03-5320-5835





平成28年度  
第6回インターネット都政モニター

「東京都の公式ホームページ」

調査結果

## 調査実施の概要

- 1 アンケートテーマ  
「東京都の公式ホームページ」
- 2 アンケート目的  
情報発信・情報公開の在り方について変化が求められていることから、今後の東京都の公式ホームページ運営の参考とするため実施する。
- 3 アンケート期間  
平成28年11月16日（水）正午から平成28年11月22日（火）正午まで
- 4 アンケート方法  
インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力する。
- 5 インターネット都政モニター数  
499人
- 6 回答者数  
452人
- 7 回答率  
90.6%

# 東京都の公式ホームページ

## 1 調査項目

- Q1 都庁総合ホームページ
- Q2 利用頻度
- Q3 利用している主な端末
- Q4 都政情報の検索方法
- Q5 見出しや分類の使いやすさ
- Q6 充実してほしい情報
- Q7 興味関心のある情報
- Q8 各局等のホームページ
- Q9 各局等のホームページ利用状況
- Q10 各局等のホームページで良かったもの
- Q11 各局等のホームページの良かった点
- Q12 改善してほしいこと（自由意見）

## 2 アンケート回答者属性

		送付数	回収数	構成比	回収率	
全体		499	452	-	90.6	
性別	男性	250	224	49.6	89.6	
	女性	249	228	50.4	91.6	
年代別	20代	68	58	12.8	85.3	
	30代	91	82	18.1	90.1	
	40代	100	85	18.8	85.0	
	50代	73	68	15.0	93.2	
	60歳以上	167	159	35.2	95.2	
職業別	有職	自営業	37	35	7.7	94.6
		常勤	200	177	39.2	88.5
		パート・アルバイト	62	58	12.8	93.5
	無職	主婦	106	96	21.2	90.6
		学生	20	17	3.8	85.0
		無職	74	69	15.3	93.2
居住地域別	東京都区部	346	313	69.2	90.5	
	東京都市町村部	153	139	30.8	90.8	

※ 集計結果は百分率（%）で示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

そのため、合計が100.0%にならないものがある。

※ n (number of cases) は、比率算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。

※ 回答方法・・・(MA) = いくつでも選択、(5MA) = 5つまで選択

都政情報は膨大で多種多様であり、これを一つの部署で全て管理し、効果的な広報を行うことはきわめて困難です。

そこで東京都の公式ホームページは、全体のポータル（入り口）として全庁的な情報を提供する「都庁総合ホームページ」とより詳細な情報提供のため、個々の業務を所管する組織ごとに管理運営している「個別のホームページ」に分かれています。

その全体のページ数は約46万、総アクセス件数は約39億/年にもなります。

このうち「都庁総合ホームページ」は、より情報が探しやすく、使いやすいサイトを目指し、平成28年8月、10年ぶりにデザインやメニュー構成を全面的に刷新しました。

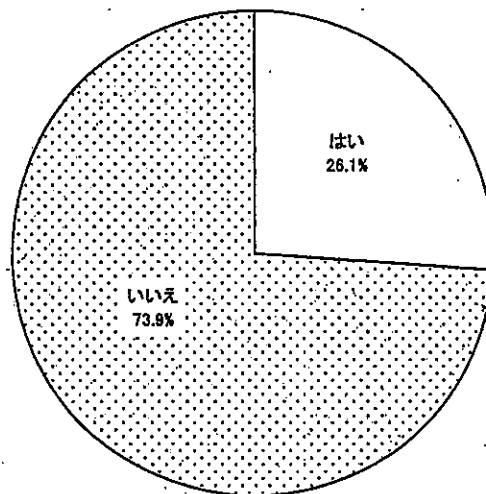
また、同じく8月には新知事が就任し、情報発信・情報公開の在り方についても変化が求められております。

そこで、今後の東京都の公式ホームページ運営の参考とするため、皆様のご意見をお聞かせください。

## 都庁総合ホームページ

Q1 今年8月に、東京都のポータル（入口）サイトである「都庁総合ホームページ」(<http://www.metro.tokyo.jp/>)をリニューアルいたしました。リニューアル後、「都庁総合ホームページ」を利用したことはありますか。

(n=452)



### 【調査結果の概要】

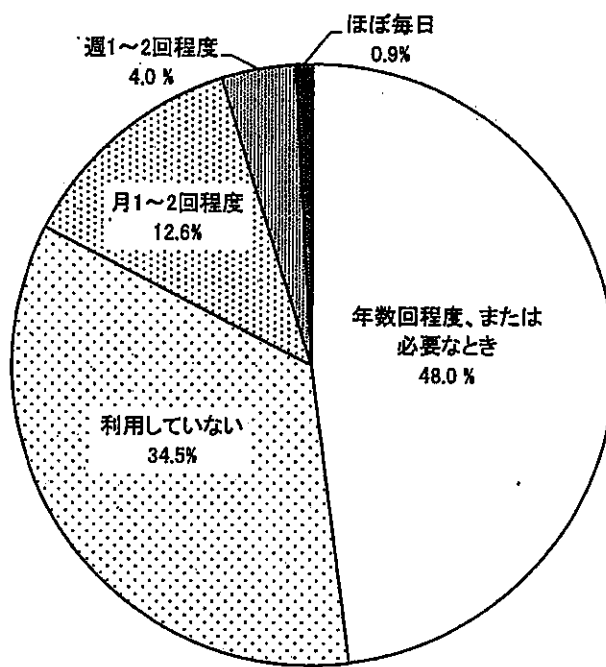
リニューアル後、約3か月間に「都庁総合ホームページ」を利用したことがあるか聞いたところ、3割近くが「はい」(26.1%)、約7割が「いいえ」(73.9%)との回答であった。

※ インターネット都政モニターアンケート調査は、都庁総合ホームページを経由せず、直接、アンケート専用ホームページで行っている。

## 利用頻度

Q2 「都庁総合ホームページ」は、どれくらいの頻度で利用していますか。

(n=452)



### 【調査結果の概要】

都庁総合ホームページの利用頻度を聞いたところ、「年数回程度、または必要なとき」(48.0%)が5割近くで1番多く、以下、「月1~2回程度」(12.6%)、「週1~2回程度」(4.0%)、「ほぼ毎日」(0.9%)の順となっている。一方、約3割は「利用していない」(34.5%)と回答している。

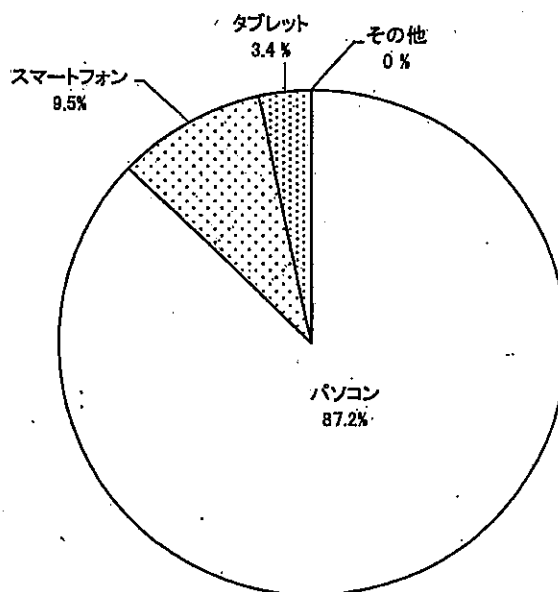
## 利用している主な端末

Q3 「都庁総合ホームページ」を利用している方にお伺いします。

「都庁総合ホームページ」は、主にどのような端末から利用していますか。

最も多く利用しているものを1つお答えください。

(n=296)



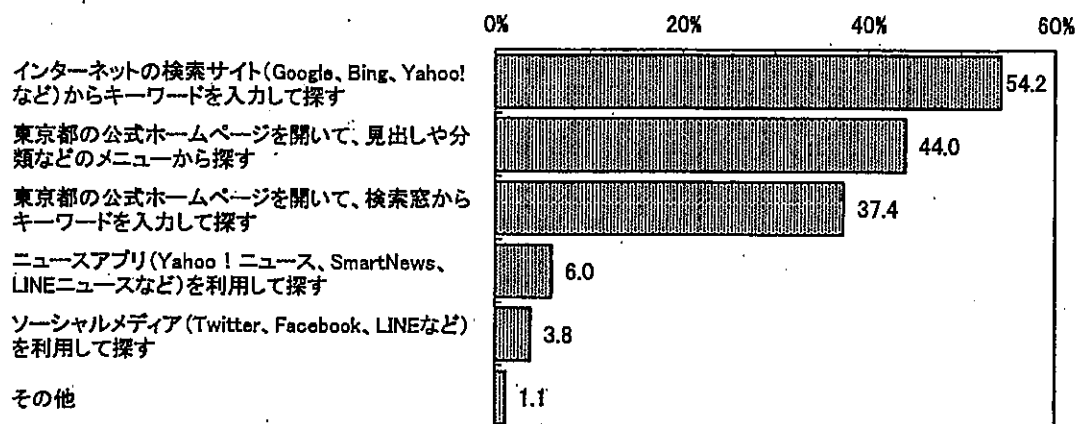
### 【調査結果の概要】

Q2 で都庁総合ホームページを利用していると回答した 296 名の方に、利用している主な端末を聞いたところ、9割近くが「パソコン」(87.2%)と回答しており、次に「スマートフォン」(9.5%)が1割近くで、「タブレット」(3.4%)の利用者は少ない。

## 都政情報の検索方法

Q4 あなたが都政に関する情報をインターネットから得ようとするとき、どのような方法で探しますか。次の中から2つまでお答えください。

(2MA) (n=452)



### 【調査結果の概要】

都政情報の検索方法について聞いたところ、「インターネットの検索サイト (Google, Bing, Yahoo! など) からキーワードを入力して探す」(54.2%)、「東京都の公式ホームページを開いて、見出しや分類などのメニューから探す」(44.0%)、「東京都の公式ホームページを開いて、検索窓からキーワードを入力して探す」(37.4%) の3つが、主な検索方法であった。

## 見出しや分類の使いやすさ

Q5 リニューアル後の「都庁総合ホームページ」(<http://www.metro.tokyo.jp/>)には、ページ上部へ5つのカテゴリーにコンテンツを分類したナビゲーションメニューを新たに設けました。

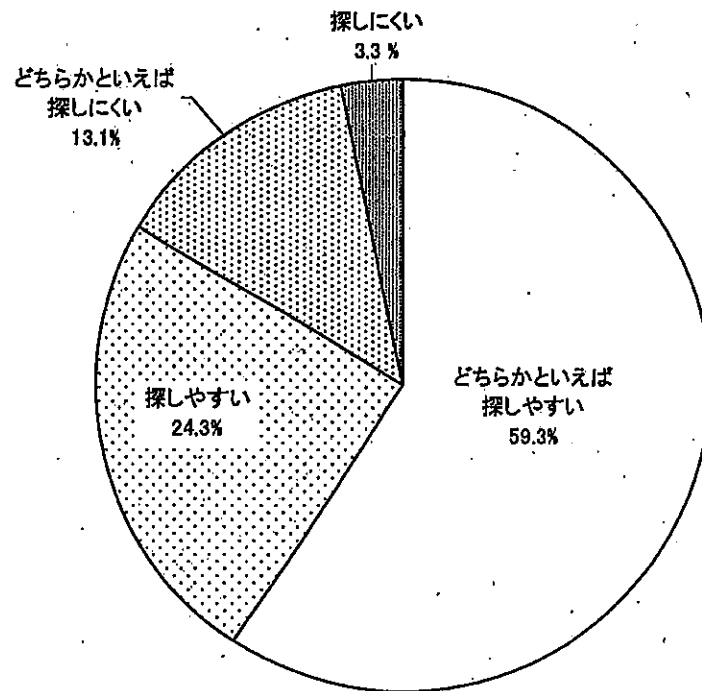
また、ページ下部には、リニューアル前からあった「分野から探す」や「イベントカレンダー」などのメニューを配置しました。

リニューアル後のメニューは、目的のページを探しやすいと思いますか。

※ 5つのカテゴリー

[暮らし・健康・福祉]、[教育・文化・スポーツ]、[産業・仕事]、[環境・都市基盤]、[都政情報]

(n=452)



### 【調査結果の概要】

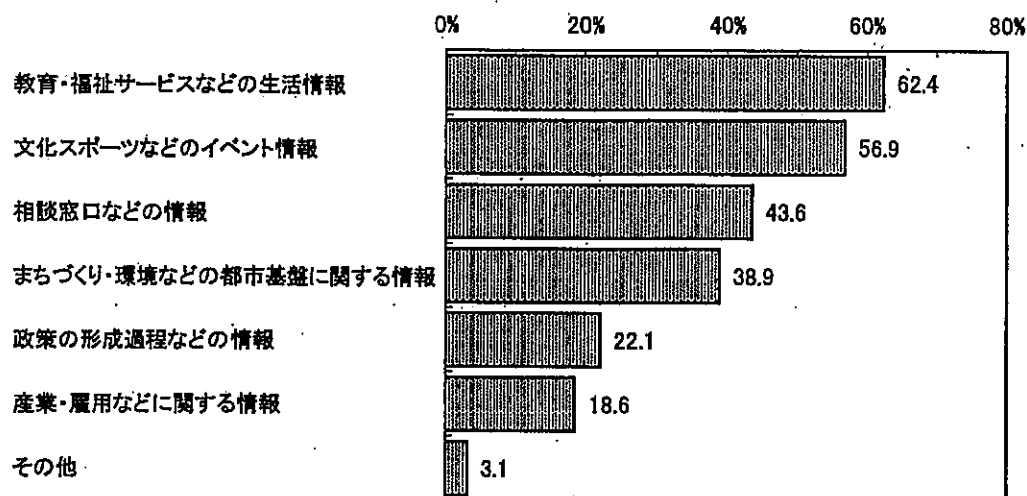
リニューアル後の都庁総合ホームページのメニューで、目的のページが探しやすいか聞いたところ、約8割が探しやすい（「どちらかといえば探しやすい」(59.3%) + 「探しやすい」(24.3%)）、2割近くが探しにくい（「どちらかといえば探しにくい」(13.1%) + 「探しにくい」(3.3%)）となっている。



## 充実してほしい情報

Q6 東京都の公式ホームページで、もっと充実してほしい情報は何か。  
次の中から3つまでお答えください。

(3MA) (n=452)



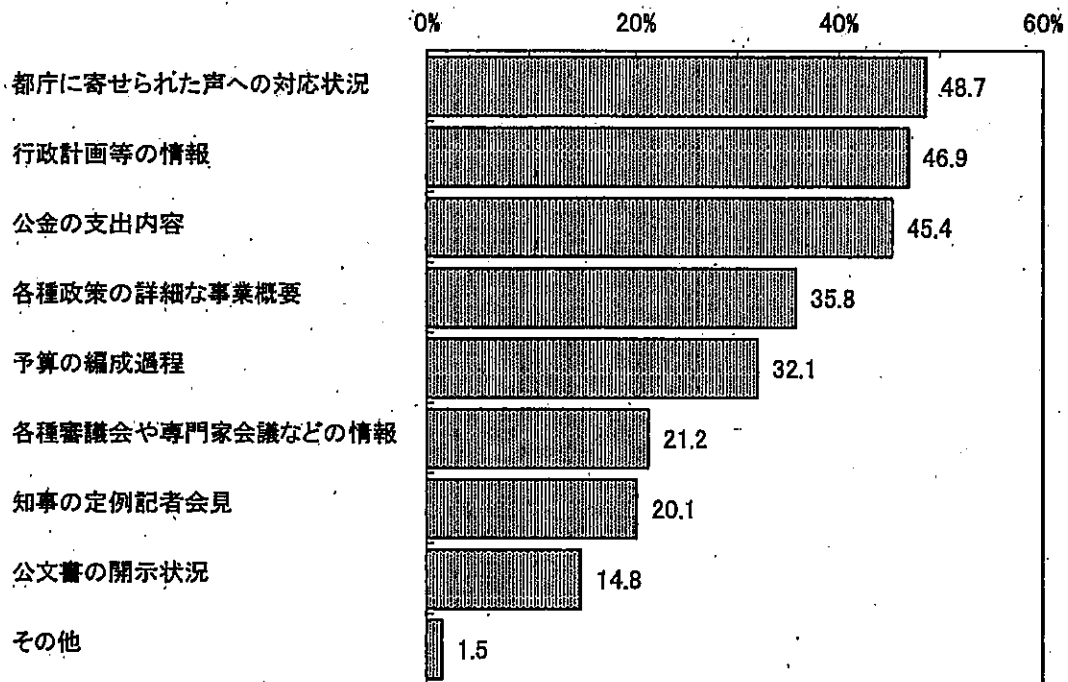
### 【調査結果の概要】

東京都公式ホームページで、もっと充実してほしい情報を聞いたところ、「教育・福祉サービスなどの生活情報」(62.4%)、「文化スポーツなどのイベント情報」(56.9%)の2つが6割前後で上位となっており、以下、「相談窓口などの情報」(43.6%)、「まちづくり・環境などの都市基盤に関する情報」(38.9%)と続いている。

## 興味関心のある情報

Q7 東京都では、政策の形成過程などの情報をこれまでより積極的に公開しようと考えています。  
 あなたが興味関心があるのはどのような情報ですか。  
 次の中から3つまでお答えください。

(3MA) (n=452)



### 【調査結果の概要】

東京都の政策などで興味関心がある情報を聞いたところ、「都庁に寄せられた声への対応状況」(48.7%)、「行政計画等の情報」(46.9%)、「公金の支出内容」(45.4%)の3つが5割近くで上位となっており、以下、「各種政策の詳細な事業概要」(35.8%)、「予算の編成過程」(32.1%)と続いている。

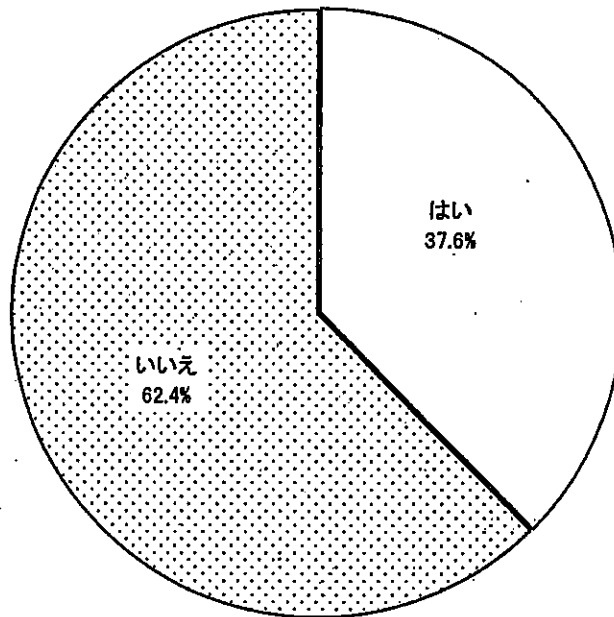
## 各局等のホームページ

Q8 個々の業務を所管する各局等のホームページを利用したことがありますか。

※ 各局等のホームページは、下記をご覧ください。

[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/tosei/soshiki\\_joho/soshiki/index.html](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/tosei/soshiki_joho/soshiki/index.html)

(n=452)



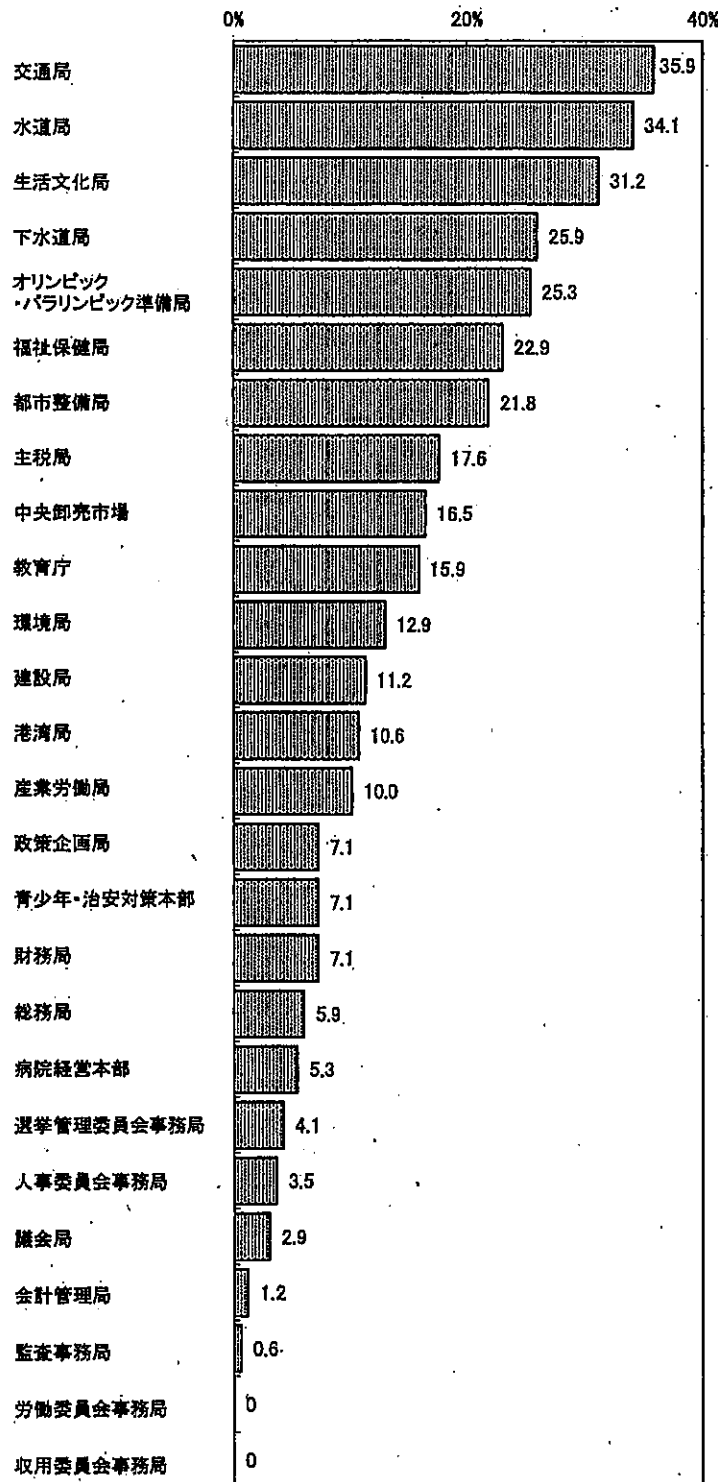
### 【調査結果の概要】

各局等のホームページを利用したことがあるか聞いたところ、4割近くが「はい」(37.6%)、約6割が「いいえ」(62.4%)となっている。

## 各局等のホームページ利用状況

Q9 利用したことがある各局等のホームページはどこですか。  
次の中から利用したものすべてをお答えください。

(MA) (n=170)



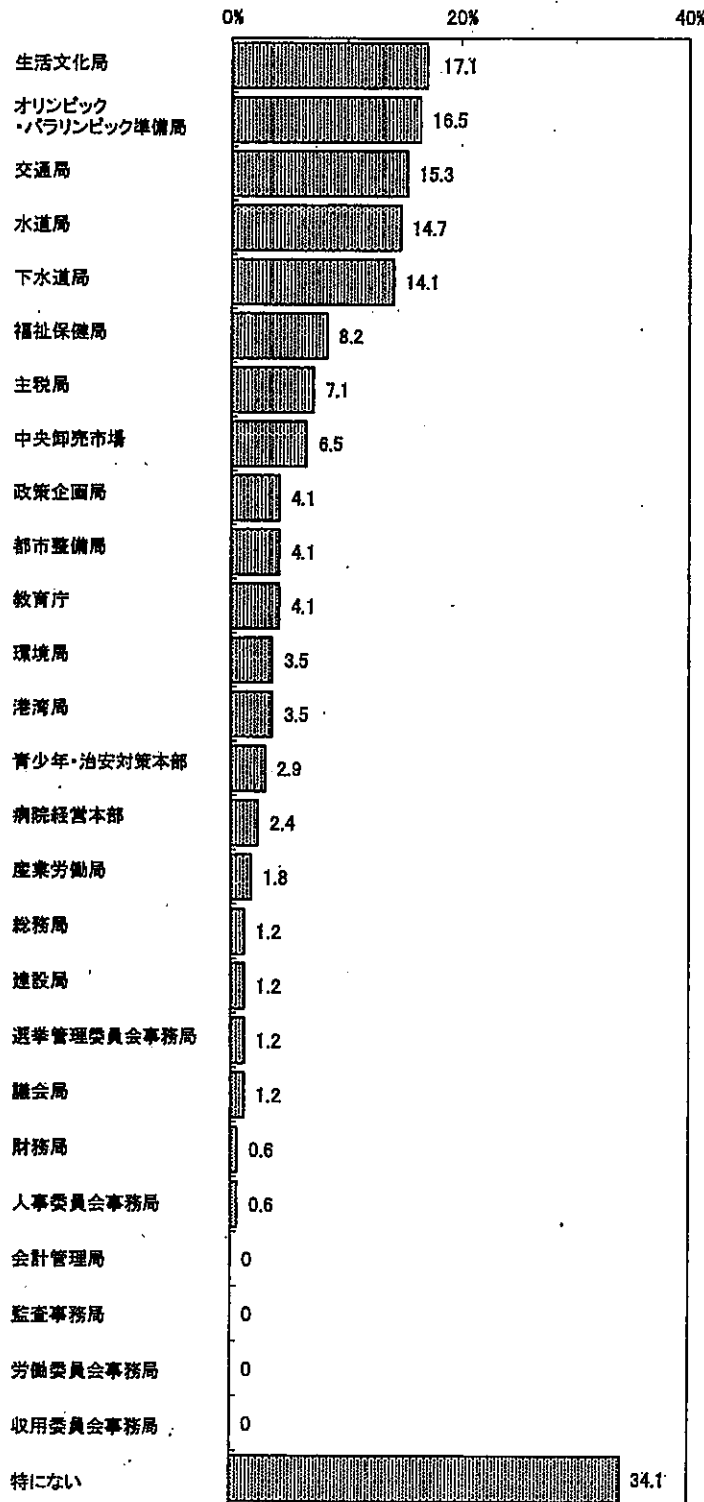
### 【調査結果の概要】

Q8で各局等のホームページを利用したと回答した170の方に利用状況を聞いたところ、「交通局」(35.9%)、「水道局」(34.1%)、「生活文化局」(31.2%)、「下水道局」(25.9%)、「オリンピック・パラリンピック準備局」(25.3%)が上位となっている。

## 各局等のホームページで良かったもの

Q10 各局等のホームページで良かったと思うものはどこですか。  
次のの中から良かったと思うものすべてをお答えください。

(MA) (n=170)



### 【調査結果の概要】

Q9と同じく170名の方に各局等のホームページで良かったと思うものを聞いたところ、

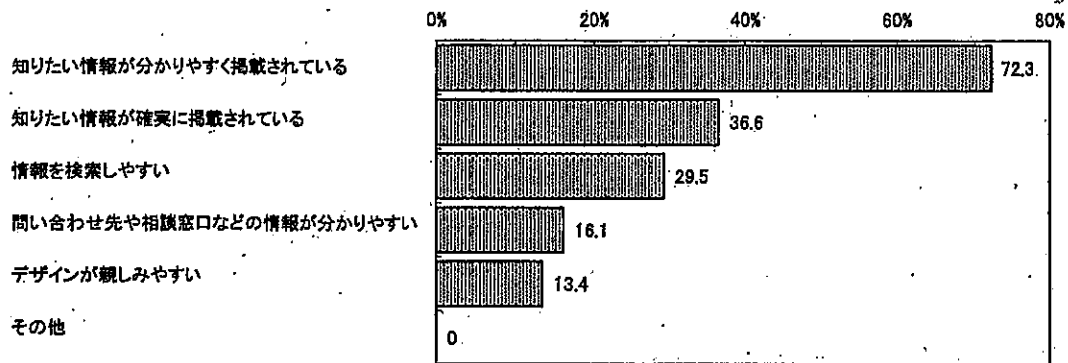
「生活文化局」(17.1%)、「オリンピック・パラリンピック準備局」(16.5%)、「交通局」(15.3%)、「水道局」(14.7%)、「下水道局」(14.1%)が上位となっている。

なお、約3割の方は、「特にない」(34.1%)と回答している。

## 各局等のホームページの良かった点

Q11 Q10で良かったと回答された各局等のホームページについてお伺いします。  
どういったところが、良かったと思われましたか。  
次の中から良かった点をすべてお答えください。

(MA) (n=112)



### 【調査結果の概要】

Q10で良かったホームページがあった112名の方に良かった点を聞いたところ、約7割が「知りたい情報が分かりやすく掲載されている」(72.3%)と回答しており、以下離れて、「知りたい情報が確実に掲載されている」(36.6%)、「情報を検索しやすい」(29.5%)、「問い合わせ先や相談窓口などの情報が分かりやすい」(16.1%)、「デザインが親しみやすい」(13.4%)と続いている。

## 改善してほしいこと（自由意見）

Q12 東京都の公式ホームページについて、更に利用しやすくするために改善すべきことは何でしょうか。あなたの意見を自由にお書きください。

(n=419)

- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 利用しやすい        | 62件  |
| (2) 改善すべきこと（全般）   | 279件 |
| (3) 改善すべきこと（検索方法） | 59件  |
| (4) その他           | 19件  |

### （主なご意見）

#### (1) 利用しやすい 62件

○ 以前に比べ、格段に見やすくなり、利便性は高まったと思う。現時点で改善すべき点は思いつかないが、膨大なページ数があるため、必要な情報により早くたどり着け、普段パソコンを使わない人でも直感的にわかるようなホームページが必要だと思う。

（男性 20代 中野区）

○ 新しいデザインの都庁ホームページは、以前に比べて格段に見やすくなったし使いやすくなったので、今のところ現状維持で良いのではないのでしょうか。（男性 30代 荒川区）

○ 区のHPは、生活する上でよく利用しますが、都のHPは、見たことがありませんでした。今回初めて拝見して、コンテンツごと、わかりやすく並んでいたり、イラストや写真などアイコンが充実しているので、利用しやすいのではないかと想像しました。SNSへも参加しており、情報が得やすいと思います。

（女性 30代 渋谷区）

○ スマホから見る機会が多いのですが、スマホでも見やすいです。（女性 30代 練馬区）

○ ユーザを問わず使いやすいサイトだと思う。相当に気配りされているのを感じる。

（男性 30代 練馬区）

○ 公式ホームページの文字が大きくなり見やすいです。お年寄りでも扱いやすいページになっていると思います。検索もしやすいです。あと、何を東京都はこれから押していくのかが一目瞭然にわかるので良いと思います。観光のページなど外国の方にもわかりやすいです。ホームページはよくできていると思いますので改善すべきことは、誰でもこのページを一度でも見て習慣化できる工夫があると良いかなと思います。（女性 40代 墨田区）

○ 情報が多すぎるとまた利用しにくくなる。必要な人が必要に応じて情報を求めてくる場所だと思うので、現在でも十分にその目的に達しているのでは。どちらかというと、HPのイラストや写真は、テイストやデザインがうるさ過ぎて見にくいくらいだと思う。基本はシンプルが一番。（女性 40代 調布市）

(2) 改善すべきこと (全般) 279 件

- 文字ばかりの羅列だと見つらいため、要点を絞って短く読みやすくして頂きたいです。  
(女性 20代 新宿区)
- トップ画面の最新情報の欄が小さく、最新がかなり最近 (1週前でも最新でないものもある) の状況で、そのような頻度でHPを確認している方はまれであるので、欄を大きくするなど対応してほしい。  
(男性 20代 大田区)
- 変わってから初めてホームページを見たが、以前よりとても視覚的でわかりやすくなった。各項目にロゴなどがあってわかりやすくなっているので、自分の知りたい情報にたどり着きやすい。都民が今知りたいことも反映されていると思う。改善すべき点というよりは、あったらいいなくらいのものだが、一般的なホームページによくある、アクセスランキング (上位30くらい) があると、訪れる人が得たい情報によりたどり着きやすくなるのではないかと感じた。また同じ都民が今興味を持っている上位がわかって面白いのではないかと思う。  
(女性 20代 品川区)
- 1ページが多過ぎて見つらいので、拡張機能を使用して見やすくすれば良いと思いました。  
(女性 30代 渋谷区)
- 必要最小限の主要なリンク先が記載されたシンプルバージョンがあると良いと思います。現在のホームページは、情報が沢山ありすぎて、目的のサイトを探すのに少し時間がかかるため。  
(男性 30代 日野市)
- トップページに、今、一番多く寄せられる問い合わせトップ10を出すというのはどうでしょうか。そうすれば、そこをクリックして回答がすんなり得られるのではないのでしょうか。  
(女性 30代 杉並区)
- まず、都政自体に関心を持ってもらわないと、何らかの必要性が生じない限りホームページへアクセスして情報を得ようというところまでいかないのではないのでしょうか。その点ではホームページはあくまで都民にとっての情報やサービス、都政の動きを知る事の為の小さな窓口で、その小さな窓口を外部からどうやってより多くの人たちに利用価値のあるものとしていくかを考えるべきだと思います。ホームページ内でのアピールというより、外からの直接的な働きかけ、窓口の1つとして、情報ツールの1つとして、また都政の広報としてホームページの利用価値をアピールしていくことがまず必要だと思います。  
(女性 30代 府中市)
- トップページの上部にあるカテゴリー分けがされた箇所について、それぞれのカテゴリーにマウスカーソルを当てた段階で、そのカテゴリーに存在するサブカテゴリーがポップアップされるようになると嬉しい。そうすればそれぞれのカテゴリーに、どのような情報がまとめられているのかをより素早く把握できると思う。  
(男性 30代 八王子市)
- 優先的に伝えたい情報を絞ってほしい。たくさん伝えたい情報があるのは理解できるが、探したい情報がほかの情報に埋もれて見つけづらいことがある。  
(女性 30代 新宿区)



○ 情報をできるだけ提供することは大切だと思いますが、多すぎると探すのに苦労して検索意欲がなくなるのも事実です。重要なお知らせやトピックを、最初のことばでシンプルに伝える方がいいと思います。年齢的な問題はありますが、カラフルな画像は意外と疲れます。今のホームページは、メインのスライド画像が大きすぎるように感じます。

(男性 40代 世田谷区)

○ 区のホームページは必要性もありよくチェックするのですが、都となると何を見るかというのが正直なところ。たとえば年齢やライフスタイル別に、生活に関わるような情報メニューが出たりすると便利かもしれません。

それから関心のあるキーワードをフリーワードで入れるのではなく、メニュー画面から選ぶようなやり方や閲覧項目の上位を表示するなど便利かもしれません。

(男性 40代 台東区)

○ 以前よりも写真や映像が多くなり、またカラフルになったので、とても明るくなり見やすくなりました。だが、検案件数が最も多いと思われるイベントカレンダーは、分野ごとにまとめるなどして、ご高齢者でも見やすい表示にするとなお良いと思います。

(男性 40代 練馬区)

○ 余白が少なく、つまった感じがして圧迫感があります。スライドショーも現在3秒位ですが、6秒位の方が伝えたい情報がより伝わると思います。

(女性 40代 板橋区)

○ トップページ上部の新しく作られた5つの項目のところは、マウスポインタがのったらロールオーバーする仕組みのほうがよい。クリックしないでも、下層の項目を表示するようにする。

(男性 40代 文京区)

○ 総合ホームページは体系はとても良くなり、わかりやすくなりました。ただ、トップページは写真が多用され、画面スクロールが頻繁になるなど、若干使い勝手がよくないと感じます。また、写真のイメージと内容が、必ずしも適当でないということもあります。個別部局のホームページは、その内容に特化し、専門領域の内容を深めていただきたいと思

います。  
(男性 40代 練馬区)

○ 久しぶりにホームページを見たが、大幅にかわっていて驚いた。写真など多用してすぐにわかるようになっていると感じた。文字だけでなくイメージなどを多く取り入れて分かりやすく解説してほしい。スマートフォンからは確認していないが、災害発生時は画像が多いと重くなりがちなので、簡易なページに切り替わるなど考慮されていた方が良いと思います。

(男性 40代 府中市)

○ イベントカレンダーを情報検索しやすくしてほしいです。日程に書き込むだけでなく、イベント内容をジャンル分けして見れるようになると、見たい情報が探しやすくなります。

また、締切間近なものなど、わかるとより良いです。現状の形だと日程を並べて見るだけで、探しにくいです。

(女性 40代 狛江市)

○ トップページがちょっとごちゃごちゃしている感じがするので、もっとスッキリしたほうが良いと思います。  
(男性 50代 目黒区)

○ 日頃パソコン扱いが慣れている私には問題なく使えますが、あまりパソコン使いが慣れていない両親は、どこを見れば見たい物が見れるか分かりにくいようです。具体的な内容も明記して、選べるようにしてもらえれば、良いかもしれません。(女性 50代 八王子市)

○ 都政の間口が広いので知りたい情報に中々辿り着かないことが多い。最初の区分けからもっとわかりやすいルートを考えてほしい。  
(男性 60歳以上 国分寺市)

○ 表現の中で、いわゆる役所用語の多用をできるだけ控えて、一般の会話などで日常的に使用されているコトバを使ってほしい。もし冗長になるのを避けるのなら、欄外にまとめて用語解説をするなどの工夫をしても良いと思う。  
(男性 60歳以上 江東区)

○ あまりにも、カタカナ英語が多く意味を掴み兼ねる。日本の役所らしく日本語で！  
(男性 60歳以上 練馬区)

○ 記載内容が不十分な時の問い合わせ対応の充実。「よくある質問」などの内容は薄すぎて、体裁だけ整えていると感じている。  
(女性 60歳以上 港区)

○ ページ上部にある5つのカテゴリーのすぐ下に、ページ下部にある「分野から探す」や「イベントカレンダー」などのメニューを配置した方がよい。(男性 60歳以上 大田区)

○ 扱う事柄が多く、調べたい件がどこの部局のどの段階で扱っているか、探し当てるまでにどうしても時間がかかってしまう。よく質問される事柄を分類して列挙し、その質問項目をクリックすると誘導してくれるように、ナビゲートしてくれると時間短縮をしなければならない方も探し当てやすくなるかと思えます。  
(男性 60歳以上 立川市)

### (3) 改善すべきこと(検索方法) 59件

○ 検索の精度を上げれば、検索を使ってスムーズに必要な情報にたどり着くことができると思う。  
(男性 20代 江東区)

○ 検索機能の機能強化が必要と考えられる。膨大なページ数を有するサイトなので、現状のand検索等の機能に加え、ソート機能の充実などが必要ではないか。

また、Webページの更新を各局に分散していることを本アンケートで初めて知った。そういった事情についてもわかりやすく示しておくことで、更新頻度や内容等の相違に関する理解が深まるものと考えられる。  
(男性 20代 東村山市)

○ 検索キーワードさえ入れればヒットする様にする。トップページはなるべく情報は少なくし、トップからのリンク先で詳細の情報が載っている様にする。トップはすっきりしたデザインの方がわかりやすいと思います。  
(女性 40代 杉並区)

○ トップページの情報量が多すぎるような気がします。ある程度の情報をしぼって表示し、誘導した方が良いのではないかと。あと、あいまいなキーワードでも想定できる情報を表示できるように検索エンジンを採用願います。  
(男性 50代 墨田区)

○ 検索ワード一覧で、短い単語ですぐに知りたい項目が探せるようにしてほしい。イベントカレンダーが見づらいので、もっと工夫してほしい。  
(女性 60歳以上 品川区)

## 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」の遵守について

東京都公式ホームページの作成に関し最低限遵守すべき統一基準として「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」を定めています。高齢者や障がい者を含めた誰もが必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ対応の強化及びユーザビリティの向上に向けて、統一基準の遵守にご協力のほどよろしく申し上げます。

### ○ JIS規格に基づく「ウェブアクセシビリティ」(高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できること)の確保

《例》

- ・ 画像コンテンツに、音声読み上げソフトのための文字情報を付加(視覚障がいの利用者対応)
- ・ 音声コンテンツに字幕を提供(聴覚障がいの利用者対応)
- ・ キーボード操作のみでコンテンツ間を移動(マウス操作ができない利用者対応)
- ・ 色の違いだけで情報を伝えない(色弱の利用者対応)
- ・ 入力フォームに時間制限を設けない(入力に時間がかかる利用者対応)

### ○ ヘッダー及びフッター部分に掲載するコンテンツと配置の統一

- ・ ヘッダー:「東京都シンボルマーク」又は「所管局などのロゴタイプ」⇒ページ左上  
「多言語へのリンク」「文字の拡大・縮小ボタン」「サイト内検索機能」⇒ページ右上
- ・ フッター:「サイトポリシーへのリンク」「問い合わせ先」等⇒ページ下部中央

問い合わせ先

総務局情報通信企画部企画課

システム評価担当 堀越、前島 5388-2343 (24-222)

## 東京都公式ホームページ作成に関する統一基準

平成26年4月1日

## 東京都公式ホームページ作成に関する統一基準

第1	策定について	1
1	対象範囲	1
2	JIS規格の適用	1
3	優先度の設定	2
4	目標とする達成等級	2
5	携帯端末への対応	2
第2	ページデザイン	2
1	ユーザーの環境に左右されないデザイン	2
2	スタイルシート	3
3	フレーム	4
第3	サイトデザイン	4
1	サイト構造	4
2	ナビゲーション機能	5
3	検索	6
4	問い合わせ先	6
5	サイトポリシーの掲載と運用	6
第4	コンテンツデザイン	8
1	記述	8
2	ページタイトルとファイル名	9
3	使用する言語の指定	9
4	フォントや文字の使い方	10
5	色の使い方	10
6	画像や音声等非テキストコンテンツの取り扱い	11
7	表やフォーム	12
8	リンク設定	12
9	新しい技術の使用	13
10	ダウンロードファイル等	13
11	操作環境	14

東京都公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）は、都の施策などの都政情報の提供や都民との有力な情報共有手段となっている。また、今後更に国内外に向けて東京の魅力を発信する媒体としても、公式ホームページの重要性はますます高まってくる。

これまで都では、「東京都公式ホームページ運営管理要綱」、「東京都公式ホームページガイドライン」、「東京都公式ホームページ・ウェブデザインの手引き」及び「東京都公式ホームページ作成にかかる統一ルール」を定め、公式ホームページに関するルールを順次策定してきた。

しかし、コンテンツの配置基準や点検ルールが十分でないことによるホームページの一体感の欠如、アクセシビリティ等に対する社会的な要請の高まり、スマートフォン等の最新技術の普及など、新たな課題に対応するルール作りが必要となった。

このため、総務局（行政改革推進部、情報システム部）及び生活文化局（広報広聴部）において、公式ホームページのあり方等について検討を進め、各局等の独自性を活かしつつ、公式ホームページの作成に関し最低限遵守すべき統一基準を策定する。

これにより、ホームページデザインなどの一体感の醸成に努めるとともに、高齢者や障害者を含めた誰もが必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ対応の強化及びユーザビリティの向上を図るなど、より機能的なホームページを構築していく。

## 第1 策定について

### 1 対象範囲

原則として、東京都が公式ホームページ上で提供する情報及びサービスすべてとする。

### 2 JIS規格の適用

JIS X8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア・サービス—第3部：コンテンツ」は、ホームページ作成に際して対応すべき項目を61項目に定め、これらの61項目を達成の困難度に合わせて、それぞれ「A」、「AA」、「AAA」と3段階の達成等級に分類している。総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」では、地方公共団体は、各団体の事情を踏まえ JIS X8341-3:2010 が定める達成期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応することが求められている。

なお、達成等級に準拠が必要な場合であっても、適用対象となるコンテンツを含まない場合は、その達成基準は満たされている（適合している）ものとする。

また、アクセシビリティの確保に当たり、より詳細に規格の内容を検討する場合は、各自で JIS 規格を参照すること。

### 3 優先度の設定

この統一基準の各項目には、JIS X 8341-3 を参考に、次のとおり優先度を設定している。

[優先度 A]： ホームページの作成の際、必ず実施又は満たすべき項目  
(優先度 A は JIS X 8341-3:2010 の達成等級「A」及び「AA」を含む)

[優先度 B]： ホームページの作成の際、できる限り実施又は満たすべき項目

### 4 目標とする達成等級

対象となるホームページは、優先度 A (JIS X8341-3:2010 の達成等級「A」及び「AA」を含む) に準拠することを目標とする。

### 5 携帯端末への対応

スマートフォン、携帯電話専用ホームページ (以下、「携帯端末用サイト」という。) については、コンテンツの特性が異なるため、別に定めるものを除き可能な限り対応する。

## 第2 ページデザイン

### 1 ユーザーの環境に左右されないデザイン

(1) ホームページでは、ユーザーエージェント (閲覧ソフト (以下「ブラウザ」という。) や支援技術など) がソースコードの構文を正確に解析できるように、仕様で認められている場合を除いて、HTML のソースコードが次の4点を満たすこと。

ア 開始タグ及び終了タグを仕様に準じて用いる。

イ 要素は仕様に準じて入れ子とする。

ウ 要素には重複した属性がないものとする。

エ どの ID も一意的 (ユニーク) であるものとする。

また、当該コントロールの識別名 (タグ名など)、役割や状態 (ステータス) などを、各種の支援技術プログラム (音声変換ソフトなど) が解釈できるよう記述する。

[優先度 A]

(2) コンテンツの情報と関係性を適切に記述 (マークアップ) する。音声変換ソフトなどのプログラムが解釈可能にすることができないコンテンツを提供する場合は、合わせてそれらの解釈をテキストで提供する。[優先度 A]

(3) ホームページの閲覧者 (以下「ユーザー」という。) が使用している様々なサイズの



ディスプレイで問題なく表示できるよう、960×720 ピクセルをレイアウトデザインの基本とするとともに、800×600 ピクセルを最小限有効な表示領域と想定して、重要な項目はこの領域内に表示されるようレイアウトする。[優先度 B]

- (4) ホームページをデザインする際には、ユーザー利用の高いブラウザ2種以上で表示チェックを行い、双方のブラウザで必要な情報の表示ができるようにする。[優先度 A]
- (5) 固有のブラウザでしか解釈されない特殊なHTMLタグは使用しない。[優先度 B]
- (6) デザインは、できる限り携帯端末（スマートフォン、携帯電話）などパソコン以外の環境でも確認する。[優先度 B]
- (7) ユーザーが特定のアプリケーションを用意しないと見ることができない形式（ワード、エクセルなど）のみにより、情報を提供することは行わない。[優先度 B]
- (8) コンテンツの意味及び操作の順番と、音声変換ソフトの読み上げの順番及びフォーカスの順番を一致させる。また、単語の文字間にスペースやタグを用いない。[優先度 A]
- (9) インターネットエクスプローラ以外のブラウザ表示に問題があるため、ワード、エクセルのHTML変換機能を利用したウェブページ作成は行わない。[優先度 B]

## 2 スタイルシート

- (1) カスケーディング・スタイル・シート（CSS）を使用する場合は、別ファイルにリンクさせる形式を使う。[優先度 B]
- (2) 使用しているコンテンツ技術によって、意図している視覚的な表現が可能である場合は、次に挙げる場合を除き、画像化された文字ではなくテキストを用いて情報を伝える。  
[優先度 A]
  - ア カスタマイズ可能  
画像化された文字がユーザーの要求に応じて視覚的にカスタマイズできる。
  - イ 必要不可欠  
文字の特定の表現（ロゴなど）が、伝えようとする情報にとって必要不可欠である。

### 3 フレーム

- (1) フレームは原則使わない。[優先度 A]

ただし、フレームを利用する必要がある場合には、以下(2)～(4)の項目に従うこと。

- (2) フレーム内に表示される各ページには、音声変換ソフトを利用しているユーザーが、その内容や役割が何であるのかを判断しやすいページタイトルを付ける。[優先度 A]

- (3) フレームの境界線は「0」に指定し、ページ内に「戻る」ボタンの機能を付ける。  
[優先度 B]

- (4) フレーム内に、外部のホームページを表示させない。[優先度 B]

- (5) 外部サイトを埋め込むタイプのインラインフレーム(Twitter、facebook、YouTube、google マップなど)を使用する場合は、表示内容が、サイト運営者の完全な管理下に置けないときは、以下の項目を遵守すること。[優先度 A]

ア インラインフレームで表示させる情報のうち広く周知が必要な情報については、公式ホームページ内に同様の内容を掲載する。

イ フレーム内の表示内容が、公式ホームページ外へのリンクであり他の運営者の管理下にあることが分かるようにする。

## 第3 サイトデザイン

### 1 サイト構造

- (1) 各ホームページの全体構成(以下「サイト構造」という。)は、ユーザーに分かりやすい形で情報を整理・分類化してデザインする。組織別の分類は、ユーザーにとって必ずしも分かりやすいものではないことに留意する。[優先度 B]

- (2) サイト構造は、ユーザーが目的とする情報にたどり着きやすいよう、階層の幅を5～9、階層の深さを3～5以内に収めるよう工夫する。[優先度 B]

- (3) ホームページの中にある複数のウェブページ上で繰り返されているナビゲーションのメカニズムは、繰り返されるたびに相対的に同じ順序で提供する。[優先度 A]

- (4) コンテンツは見出し、段落、リストなどの要素を用いて文書の構造を規定する。  
[優先度 A]

## 2 ナビゲーション機能

(1) すべてのページで、トップページ及び1つ上の階層や前ページに移動できるようにする。この場合、トップページへのリンクには、「ホームページ」ではなく「トップページ」の言葉を用いる。[優先度 B]

(2) トップページには、ホームページ内のメニュー、コンテンツ一覧を分かりやすく表示する。例として、リピーターの多いホームページでは新着情報などのコンテンツ、ターゲットとするユーザーが明確な場合にはユーザー別のコンテンツ一覧を配置する。  
[優先度 B]

(3) ユーザーが東京都公式ホームページであると認識できるように、各ホームページは共通して次の内容を設定する。(携帯端末用サイトも含む) [優先度 A]

### ア ヘッダー部分に掲載する内容

(ア) 「東京都シンボルマーク」「所管局などのロゴタイプ」をページの左上に掲載し、所管局などのトップページへのリンクを設ける。ただし、携帯端末用サイトにおける配置についてはこの限りではない。

(イ) 「多言語へのリンク」「文字の拡大・縮小ボタン」「サイト内検索機能又はサイトマップ」「都庁総合トップページへのリンク」をページの右上に掲載する。ただし、携帯端末用サイトにおける配置についてはこの限りではない。また、「多言語へのリンク」「文字の拡大・縮小ボタン」「サイト内検索機能又はサイトマップ」については、可能な限り対応するものとする。

### イ フッター部分に掲載する内容

(ア) 「サイトポリシーへのリンク」「問い合わせ先」「著作権表記」をページの下部中央に掲載する。

(4) 入力フォームでは、トップページと前のページに戻るためのリンクを提供する。  
[優先度 B]

(5) 階層が深いサイト構造の場合には、パン屑式ナビゲーションを利用する。[優先度 B]

(6) メニューにマウスの矢印を合わせると詳細メニューが下方向に現れる JavaScript などを使用したプルダウンメニューは、音声変換ソフトで読み上げることができない場合があるため、読み上げることができる JavaScript などを使用する。[優先度 B]

- (7) ホームページの中から各ページに到達することのできる手段は、複数提供する。ただし、そのページが、検索結果ページや、フォーム入力後の確認ページなどプロセスの結果又はプロセスの中の一つのステップである場合はこの限りではない。[優先度 A]
- (8) コンテンツにフォーカスしただけで、若しくは、フォームなどの設定を変更しただけで状況の変化を引き起こしてはならない。事前に何が起こるのかを説明し、実行ボタンを提供する。[優先度 A]

### 3 検索

- (1) サイト内検索機能又はサイトマップなどはすべてのページで使えるようにする。  
[優先度 A]
- (2) 検索範囲が指定できる場合、はっきりと明示する。[優先度 B]
- (3) 検索結果の精度を高めるため、メタデータ (HTML の<meta>タグ) で当該ページ又はホームページ全体に関する情報を提供する。メタデータには、当該ページ又はホームページ全体についての説明文、キーワードなどを記述する。[優先度 B]
- (4) 検索結果は最も確率の高いページから順に表示する。[優先度 B]
- (5) 検索結果ページには、検索キーワードを目立つように表示する。[優先度 B]
- (6) 検索結果の数は必ず表示する。[優先度 B]
- (7) ユーザーが、検索結果全体のどの部分を参照しているのかを表示する。[優先度 B]

### 4 問い合わせ先

- (1) フッターには、ホームページ全体についての問い合わせ先の組織名、所在地、電話、メールアドレスを掲載又は掲載ページへリンクする。また、必要に応じて各ページにも、その内容についての問い合わせ先を掲載する。[優先度 A]

### 5 サイトポリシーの掲載と運用

- (1) ホームページ管理者はサイト運営にあたってユーザーに明示すべきサイトポリシー

を作成し、公開する。作成にあたって準拠すべき法規制などがある場合には、これに従う。作成したサイトポリシーはユーザーがいつでも確認できるようフッターにそれらのページへのテキストリンクを設定する。該当する場合には、サイトポリシーに次のものを含める。(携帯端末用サイトも含む) [優先度 A]

#### ア アクセシビリティ方針

アクセシビリティ方針を作成する場合、対象範囲、目標を達成する期限、目標とする達成等級、ある場合には例外事項、目標とした達成等級以上に追加した達成基準を記載し、サイトポリシー上に公開する。

達成期限には、対応状況について試験を実施し、達成基準をすべて満たすこと。すべてを満たせなかった場合にはその理由と準拠に向けたスケジュールを追記する。

#### イ 多言語対応方針

専用ページを設置して多言語対応している場合には、目的、対応言語、対象ページを明記する。

多言語対応がプログラムを利用した翻訳の場合には、機械的に行われるため内容が100%正確であるとは限らないことを明記する。

#### ウ 個人情報保護方針

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、個人情報保護方針をホームページに掲載する。また、施策に対する意見募集を行う場合など、入力フォームを使用して個人情報を収集(個人に関する情報の入力任意である場合を含む。)する際には、第三者による不正アクセスから個人情報を保護するため、SSL 又はこれに準じる方法を使用し、安全性の確保に努める。

#### エ 著作権、リンク

著作権として、(c)、公開年、著作権者名、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをフッターに掲載するなど、ホームページ上の文書や画像等の各ファイル、及びその内容に関する諸権利の帰属、無断使用・転載、二次利用について、掲載資料の使用に際して発生する損害等についての責任を明記する。

#### オ 技術について

推奨ブラウザ、プラグイン、JavaScript、スタイルシート、RSS、PDF などに関する、入手方法やインストール方法、利用方法、取り扱い上の注意及び情報システムのセキュリティなどを明記する。

#### カ 法的事項

順守すべき法的事項として、免責事項、禁止事項、法的義務、管轄裁判所などについて明記する。

- (2) ホームページ管理者は運営するサイトが上記サイトポリシーに掲載された内容や、達成基準を満たしていることを定期的に確認し、必要な場合には見直しを行う。確認にあ

たって準拠すべき法規制などがある場合には、これに従う。(携帯端末用サイトも含む)  
[優先度 A]

## 第4 コンテンツデザイン

### 1 記述

- (1) コンテンツには、主題又は目的を説明する見出し及びラベルを必ず付ける。  
[優先度 A]
- (2) 文章には、大見出し、中見出し、小見出しを付ける。[優先度 B]
- (3) ホームページの文章は、その内容に合わせた最も明瞭で簡潔なものにする。  
[優先度 B]
- (4) 箇条書きは積極的に使い、本文から1行離して配置する。[優先度 B]
- (5) 重要な情報はページ上部に配置する。[優先度 B]
- (6) 報告書など長い文章については、ユーザーが印刷して読めるよう、別途、印刷用のページやPDF形式のファイルを用意する。[優先度 B]
- (7) 各ページには、更新日や情報の公開日を記載するようにする。[優先度 B]
- (8) ホームページ内でフォーカスを受け取ることのできるコンポーネント（リンクやフォーム・コントロールなど）は、ユーザーがキーボード操作でフォーカスを移動させている際には、コンテンツの意味や操作性に沿った順序でキーボードフォーカスを移動させる。[優先度 A]
- (9) ホームページの中で同じ機能性をもつコンテンツは、一貫して識別できるようにする。  
[優先度 A]
- (10) 日本語のページでは、ユーザーにとって理解しにくいと考えられる外国語は、多用しない。使用するときは、最初に用いるときに解説する。[優先度 B]
- (11) 省略語、専門用語、流行語、俗語などのユーザーにとって理解しにくいと考えられる用語は、多用しない。使用するときは、最初に用いるときに定義する。[優先度 B]

(12) ユーザーにとって、読みの難しい言葉（固有名詞など）は、多用しない。使用するときは、最初に用いるときに読み（ふりがな）を明示する。[優先度 B]

(13) コンテンツを理解し操作するための説明として、形、大きさ、視覚的な位置、方向や音を用いる際には、形や大きさ、音を知覚できない、あるいは空間的な位置や方向に関する情報を利用できないユーザーにも理解できるようにテキストで説明を提供する。  
[優先度 A]

## 2. ページタイトルとファイル名

(1) ページタイトル（HTML の<title>タグ）は、ブラウザの左最上部や検索結果などに表示される重要な部分であるため、PDF コンテンツも含めすべてのページに付ける。  
[優先度 A]

(2) ホームページには、その各ページのコンテンツの内容が分かるように、主題又は目的を説明したページタイトルを付ける。[優先度 A]

(3) ファイルの名前は、半角英数文字（英文字については小文字のみとする。）でページ内容を的確に表す名前を付ける。[優先度 B]

(4) ファイル名にはスペースを使わない。[優先度 A]

## 3. 使用する言語の指定

(1) ファイルの文字コードは Shift\_JIS 又は、UTF-8 とし、UTF-8 を使用しない場合は、文字化けに留意して文字コードを設定する。[優先度 A]

(2) html 要素の lang 属性と xml:lang 属性の両方を用いて、ホームページの主たる自然言語として日本語（ja）を指定する。表示言語を変更した場合は、変更した言語を指定する。[優先度 A]

(3) 部分的にそのホームページにおける主たる自然言語（ja）以外が用いられている場合、lang 属性と xml:lang 属性の両方を用いて、その自然言語がどの言語であるかを指定する。[優先度 A]

#### 4 フォントや文字の使い方

- (1) フォントの種類やサイズは、ブラウザの初期設定に従う。[優先度 B]
- (2) コンテンツ又は機能を損なうことなく、テキストを支援技術なしで200%までサイズ変更できるようにする。ただし、写真や挿絵に添えた説明文及び画像化された文字は除く。  
[優先度 A]
- (3) ユーザーが戸惑わないよう、下線や青と赤紫の色はリンク以外で使用しない。  
[優先度 B]
- (4) 動きのある、点滅している、スクロールする、又は自動更新する画像、音声、フォント又は文字により情報を表示する場合は、はユーザーが「一時停止」、「停止」又は「非表示」にすることができるようにする。「自動更新」が開始される場合には、ユーザーが「一時停止」、「停止」又は「非表示」を選択できるようにするか、あるいはユーザーが更新頻度を調整できるようにする。ただし、その動き、点滅又はスクロールが必要不可欠な動作の一部である場合を除く。[優先度 A]
- (5) レイアウト目的で一単語内にスペースや改行コードを挿入しない。[優先度 A]
- (6) 単位や年月日などの情報は、文字で記述することとし、図形文字や記号を用いない。  
[優先度 B]
- (7) 特定のシステム環境でのみ表示される機種依存文字は使用しない。[優先度 A]

#### 5 色の使い方

- (1) 使用する色は、Windows と Mac OS の双方の OS で共通に表示できる 216 色(Web セーフカラー) を使用する。[優先度 B]
- (2) テキスト及び画像化された文字の視覚的な表現は、少なくとも 4.5:1 のコントラスト比とする。大きな文字(太字でないテキストが少なくとも 18 ポイント(日本語は 22 ポイント)、太字のテキストが少なくとも 14 ポイント(日本語は 18 ポイント)の場合は、テキスト(及び画像化された文字)とその背景の間に、少なくとも 3:1 のコントラスト比を持たせる。ただし、次の場合は除く。[優先度 A]  
ア テキスト及び画像化された文字が付随的で、装飾だけを目的にしている、誰も視覚



的に確認できない、又は重要な他の視覚的なコンテンツを含む写真の一部分である。  
イ ロゴタイプ (ロゴ又はブランド名の一部である文字) である。

- (3) 情報を伝える、何が起こるか若しくは何が起きたかを示す、ユーザーの反応を促す、又は視覚的な要素を区別するなど、視覚的な手段として色だけを使用しない。

[優先度 A]

## 6 画像や音声等非テキストコンテンツの取り扱い

- (1) 画像など非テキストコンテンツを使う場合は非テキストコンテンツの内容を表すなど同等の目的を果たす代替テキストなどを提供する。ただし、装飾目的や見た目の整形だけの場合や、ユーザーに提供されないもの、閲覧上無視できるものは対象外とする。

[優先度 A]

- (2) 高画質の画像や写真が必要な場合は、大きな画像へのリンクとしてサムネイル (サイズの小さい画像) を貼る。この場合、サムネイル画像の近くに、大きな画像のファイル容量とその画像の内容を的確に表現したテキストリンクを付ける。[優先度 A]

- (3) 500KB を超える画像に関しては、画像サイズを小さくする、若しくは、画質を落とすなどの手法でサイズを小さくできるか検討する。[優先度 B]

- (4) 動画や音声情報を使用する場合には、テキストや字幕など何らかの手段で説明を併用する。ただし、その音声又は映像がテキストの代替メディアであって、代替メディアであることが明確にラベル付けされている場合は除く。[優先度 A]

- (5) アニメーション GIF の使用は、ユーザーがホームページの文章を読む際に集中力の妨げとなるため、原則使用しない。使用する場合は、第 4 「4 フォントや文字の使い方」の(4)を参照する。[優先度 B]

- (6) 音は自動再生させず、ユーザーの要求に応じてのみ再生する。また、その音声を一時停止又は停止することができるようにする。[優先度 A]

- (7) 閃光するコンテンツは原則使用しない。使用する場合は、次のいずれかの基準を満たすこと。[優先度 A]

ア 1 秒間 3 回以下である。

イ 一般せん (閃) 光いき (閃) 値及び赤色せん (閃) 光いき (閃) 値を下回っている。

## 7 表やフォーム

- (1) 表、フォーム、文字、リストや見出しなどは見た目の位置や視覚的な装飾だけではなく、適切な要素や属性を用いて記述（マークアップ）することにより、意図した「構造」や論理的な「関係性」について音声変換ソフトなどが理解できるようにする。[優先度 A]
- (2) ユーザーの入力を要求する場合（入力フォームなど）は、何を入力すればよいかなどユーザーにわかりやすい説明を提供する。[優先度 A]
- (3) フォームの情報はフォーム要素を用いる。[優先度 A]
- (4) 次に掲げる操作を行う場合は、内容の取り消し、確認及び修正のうち、少なくとも一つができるようにする。[優先度 A]
  - ア 契約などの法的義務の発生を伴う操作
  - イ 金銭取引
  - ウ ユーザーがオーナーである情報についての操作
  - エ ユーザーからの情報送信

## 8 リンク設定

- (1) リンクの目的は、リンクのテキスト、又はリンクのテキストとプログラムで解釈可能なリンクの文脈とを合わせることで、解釈できるようにする。ただし、文脈や文全体の内容を確認することによってそのリンク先が明確になる場合は除く。[優先度 A]
- (2) リンク色はブラウザの初期設定（下線と青色や赤紫色）を使用し、リンク部分の位置を本文から離して表示する。[優先度 B]
- (3) 各コンテンツページにおける1ページあたりのリンク数は、当該ページの内容に関連した情報に絞り込むなどにより、多くなりすぎないようにする。[優先度 B]
- (4) ユーザーが誤って別のリンク先をクリックしてしまうことのないように、リンクとリンクの間は近づきすぎないように配慮する。[優先度 B]
- (5) リンクテキストやリンク画像は、ユーザーがクリックしやすいよう、文字や画像の大きさに配慮する。[優先度 B]

- (6) 各ページのメインコンテンツ部分の前に、「複数のページ上で繰り返されているコンテンツのブロック」(ヘッダーやサイドメニューなど)がある場合には、各ページの先頭からメインコンテンツの開始位置まで「スキップできるメカニズム」を提供する。

[優先度 A]

- (7) 公式ホームページ以外へのリンクを設定する場合は、注釈を設けるなどにより、ユーザーに公式ホームページ外へのリンクであることが分かるようにする。[優先度 B]

- (8) イメージマップ(一つの画像に複数のリンクを設定する方法)は、クライアントサイドを使用し、リンク先の内容が分かる適切な代替テキストを必ず付ける。[優先度 A]

## 9 新しい技術の使用

- (1) Flashの使用は、最小限に抑える。[優先度 B]

- (2) FlashやJavaScriptの動作によって提供される情報がある場合は、等価な情報をテキストで提供する。[優先度 A]

- (3) RSS (Rich Site Summary) 配信をする場合は、「どのコンテンツがRSSに対応しているか」「RSSの登録方法について」などの利用に当たっての前提条件、注意点を記載する。

[優先度 B]

- (4) Ajax (Asynchronous JavaScript + XML) は、「ユーザー側がJavaScriptをオフにした状態では使えない」「音声ブラウザやスクリーンリーダーで操作できない」「キーボードだけで操作できないものもある」といったアクセシビリティ上の課題があり、使用は最小限に抑える。[優先度 B]

## 10 ダウンロードファイル等

- (1) 申請書様式などのダウンロードファイルについては、ファイルの形式名及び容量を表示する。特に容量の大きなファイルについては、ユーザーがダウンロードに要するおおよその時間も併記する。[優先度 B]

- (2) 申請書様式はPDF形式による提供を基本とする。PDF以外の形式(ワード、エクセル、一太郎など、ユーザーにおいて有償のアプリケーションを用意しないと利用できないも

の)のみによる提供は行わない。[優先度 B]

- (3) 内容が膨大であるなど、ページ内にすべて記述することが困難で、より詳細な内容を提供することを目的として PDF 形式で提供する場合、原則画像化されたファイルを使用せず、文字情報の入った状態で提供し、PDF ファイルに含まれる情報の概要をページの本文中で提供する。[優先度 B]
- (4) PDF 形式で提供する場合、閲覧ソフトであるアcroバットリーダーの最新のものより一つ前のバージョンで正しく表示されるかを確認する。[優先度 A]
- (5) データなどを提供する場合、RDF (Resource Description Framework) 形式を活用する。[優先度 B]

## 1.1 操作環境

- (1) すべての機能をキーボードから利用できるようにする。

プラグインやアプリケーション及びダイアログボックスは、それらをページに埋め込んだ場合、その部分にキーボードフォーカスが閉じ込められてしまう危険性があるため、原則埋め込まない。埋め込む場合は、キーボードフォーカスが閉じ込められないようにする。また、キー操作以外の方法で抜け出すことが可能であれば、その操作方法を分かりやすく明記する。ダイアログボックスは、[OK] ボタンや [キャンセル] ボタンなどを提供し、フォーカスが元の位置に戻るようにする。[優先度 A]

- (2) キーボード操作が可能なユーザインタフェースには、キーボードフォーカスの状態が視覚的に認識できる操作モードを提供する。[優先度 A]

- (3) 入力フォームなどでは、入力に時間制限を設けない。

制限時間があるときは、ユーザーによって事前に時間制限を解除、調整又は延長できるようにする。ただし、制限時間が必須の要素で、その制限時間に代わる手段が存在しない場合で、制限時間を延長することがコンテンツの動作を無効にすることになる場合、又は、制限時間が 20 時間よりも長い場合は例外とする。[優先度 A]

## 東京都公式ホームページのデザインのガイドライン(仮称)について

東京都公式ホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」の順守だけでなく、見た目や操作感などについても統一感を持たせるため、今後デザイン等のガイドラインを定める予定です。ご協力のほどよろしく申し上げます。

### ○ 現在想定しているガイドラインの項目

1. ヘッダー部分

⇒ 可能な限り、背景色を「白」とすること

2. ナビゲーション部分

⇒ ナビゲーションメニューは、可能な限り“横型”のグローバルナビゲーションとすること

⇒ 閲覧者の興味・関心事項を大きくくりで体系化したシンプルなメニュー構成にすること

3. ボディ部分

⇒ 発信すべきことの優先順位を明確にし、何を伝えたいのかを考え、メリハリのあるページ構成とすること

⇒ 画像を効果的に活用し、テキストに頼らなくても都の施策や活動を的確・十分に伝えられるデザインとすること

4. その他

⇒ スマートフォン・タブレットへの対応を行うこと

(事業者向けサイトなど、特定の機能を提供しているページは除く)

#### 問い合わせ先

生活文化局広報広聴部広報課

ホームページ担当 湯田 5388-3061 (29-221)

### 3 広聴の見直し

## テーマ

広聴の見直し

## 制度概要

- 総合窓口と各局窓口  
生活文化局は「都民の声総合窓口」を設置して意見・苦情を受付し、寄せられた声を関係局に伝達している。  
各局「都民の声窓口」においても、所管事業について都民からの意見・苦情を受付している。
- 寄せられた声への対応  
寄せられた都民の声には、それぞれ案件の所管局が対応している。
- 対応状況の公表  
都民の声の受付件数と内訳、対応事例について、総合窓口受付分は毎月公表、各局受付分を含めた全体は年1回公表してきた。

## 従前の取組及び課題

- 都民の声の件数  
平成27年度に寄せられた都民の声は、総合窓口43,029件、各局窓口144,963件、合わせて全庁で187,992件であった。
- 公表の状況  
平成27年度年次報告における対応事例の公表件数は75件（全体の0.04%）で、どのような声が寄せられ、どのように都政に活かされたか、都民に十分明らかになっているとは言えない状況であった。
- トップに伝えるルール  
寄せられた都民の声を知事に適切に伝えるルールが定まっていなかった。

## 取組内容・取組成果

### 1 実施日及び取組内容

- 10月12日 各局等広聴担当課長あてに、「『都民の声』に係る一層の情報公開等の推進について」(通知)を発出し、各局等で受け付けた都民の声の毎月公表について庁内各局の取組を促進するとともに、知事への報告ルールを周知・徹底した。
- 10月13日 東京都広報広聴会議幹事会において上記発出文書について改めて各局広聴担当課長に説明し、趣旨の徹底を図った。

10月21日 各局都民の声担当者会において、実務担当者に都民の声に係る情報公開の推進等について説明した。

11月下旬 各局情報公開ポータルサイトにおいて、各局都民の声窓口で受け付けた都民の声と対応状況について、10月受付分から毎月公表を開始した。

## 2 取組成果

○ 26局全てにおいて、10月受付分から都民の声と対応事例の公表を開始している。

○ 都民の声対応事例の公表件数は、

平成27年度は年間で75件（総合窓口65件、各局窓口10件）であったものが、平成28年度においては、2月末現在で582件（総合窓口151件、各局窓口431件）と大幅に増加した。

区分	平成27年度	平成28年度 (2月受付分まで)	平成28年度					
			4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月
全庁	75	582	53	109	115	104	103	98
総合窓口	65	151	53	16	21	15	25	21
各局窓口	10	431	0	93	94	89	78	77

### 今後の取組

- ・ 今後とも都民から寄せられる様々な声に適切に対応するとともに、都民の声を施策に反映する。
- ・ 都民の声と対応状況の情報公開を引き続き拡充することにより、都政に対する都民の信頼確保に努めていく。



28 総行革行第 333 号  
28 生広声第 319 号  
平成 28 年 10 月 12 日

各局等広聴担当課長 殿

総務局行政改革推進部都政改革担当課長  
生活文化局広報広聴部都民の声課長  
(公印省略)

「都民の声」に係る一層の情報公開等の推進について

平成 28 年 9 月 29 日に、都政改革本部において「『都民の声』をより多く公表し、施策に活用」が掲げられました。

貴職におかれましては、これを踏まえ、各局等「都民の声」の公表及び「都民の声」に係る知事への報告について、下記により取り組まれるよう、お願いします。

なお、各局の取組状況（事例公表件数等）については、今後調査し、都政改革本部への提出及び公表を予定しております。

記

1 各局等「都民の声」の毎月公表について

各局等に寄せられた「都民の声」について、別紙 1「各局ホームページによる『都民の声』公表例」を参考に、速やかに公表してください。

(1) 公表開始時期等

平成 28 年 10 月受付分から、11 月中に公表開始  
(以降毎月受付分を、翌月中に公表)

(2) 公表事項

ア 件数（区分別及び合計）

イ 対応事例（順次公表件数を拡充）

(3) 公表開始時期等の連絡

各局等「都民の声」公表の内容が確定した時点で、開始時期及び内容を電子メール等により都民の声課担当者まで御連絡ください。

2 「都民の声」に係る知事への報告の取扱いについて

都政の重要案件に関する「都民の声」を知事に報告する場合には、別紙 2「『都民の声』に係る知事への報告の取扱いについて」により取り扱ってください。

【担当】生活文化局広報広聴部都民の声課  
都民の声担当 勝本、安川  
(内線) 29-399

各局ホームページによる「都民の声」公表例

<トップページ>

〇〇局都民の声窓口

〇〇局都民の声窓口(〇〇局総務課)

電話:03-5388-XXXX Eメール:S0XXXXXX(at)section.metro.tokyo.jp  
(at)を@に変えて送信して下さい。

- ◇ 〇〇局が行っている事業について、電話やEメール、文書等で要望・意見等を受け付けています。
- ◇ お寄せいただいた要望・意見等については、「東京都個人情報保護条例」に基づき適正に管理を行っています。
- ◇ 個人が特定できないように配慮した上で、いただいた要望・意見と都の対応を事例として本ホームページに掲載させていただく場合があります。
- ◇ 特定の第三者に対する誹謗中傷、企業の案内や営業活動等は受け付け出来ません。

◆ 〇〇局都民の声窓口寄せられた都民の声

[平成28年度]

〇 平成28年12月分

〇 平成28年11月分

〇 平成28年10月分

各月分にリンク

## <各月分ページ>

〇〇局都民の声窓口に寄せられた都民の声(平成28年10月分)

### ◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計

#### ※上記区分の定義

**提言** : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

**意見** : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

**苦情** : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

**要望** : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

**相談** : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

**問合せ** : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

**その他** : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

### ◆寄せられた都民の声と都の対応事例(平成28年10月分)

- ▶ (都民の声)都庁内のWi-Fiが弱い  
都庁第二庁舎1Fロビーの長椅子スペースで、都のフリーWi-Fiが非常に弱い。整備すべきだ。  
(対応)アクセスポイントを早速調査したところ、一部の機器の電波の強度に不具合があったため、保守作業を行い、接続環境を復旧いたしました。
- ▶ (都民の声)熊対策のお願い  
東京都の山に行きたいのですが、クマが怖いので対策をお願いします。高尾山も怖くて行けません。  
(説明)都では、クマによる人的被害を防止するため、市町村と連携し、出没・目撃情報を把握し、警戒・防除を図っています。出没・目撃情報があった場合には、関係機関と連携し、出没箇所や周辺に注意看板を設置しています。また、地元市町村が放送等による注意喚起や追払い等を行っています。
- ▶ (都民の声)ヒートアイランド対策としての街路樹について  
街路樹の枝切りについて、木陰は道路の温度上昇・蓄熱量の低減もしてくれますので、なるべく夏場は枝を茂らせたままにしてほしい。  
(説明)都では街路樹の剪定を定期的に行っておりますが、夏期には枝葉の密度を調整するなど、倒木の防止といった安全面に配慮しつつ、夏場に木陰が十分形成されるよう剪定を行っております。

## 「都民の声」に係る知事への報告の取扱いについて

## 1 対象

「都民の声総合窓口」又は「各局都民の声窓口」等に都民から寄せられた「提言」、「意見」、「苦情」及び「要望」（以下「都民の声」という。）のうち、以下のいずれかに該当し、知事への報告が必要であると認められるもの。

- (1) 都の重要な基本計画や主要事業に係わるもの
- (2) 都民の生命、財産に係わる重大なもの
- (3) 受付件数や報道等の状況により社会的影響が大きいと考えられるもの
- (4) その他

## 2 知事への報告

- (1) 知事への報告は、当該「都民の声」に係わる事業の所管局が、所管事業に関する「都民の声」を十分精査し、必要を認めた場合には、速やかに行う。
- (2) 生活文化局及び政策企画局は、それぞれの判断において「都民の声」を知事に報告する必要を認めた場合には、その旨を速やかに所管局と情報共有するとともに、適宜、協力を行うものとする。

## 3 報告事項

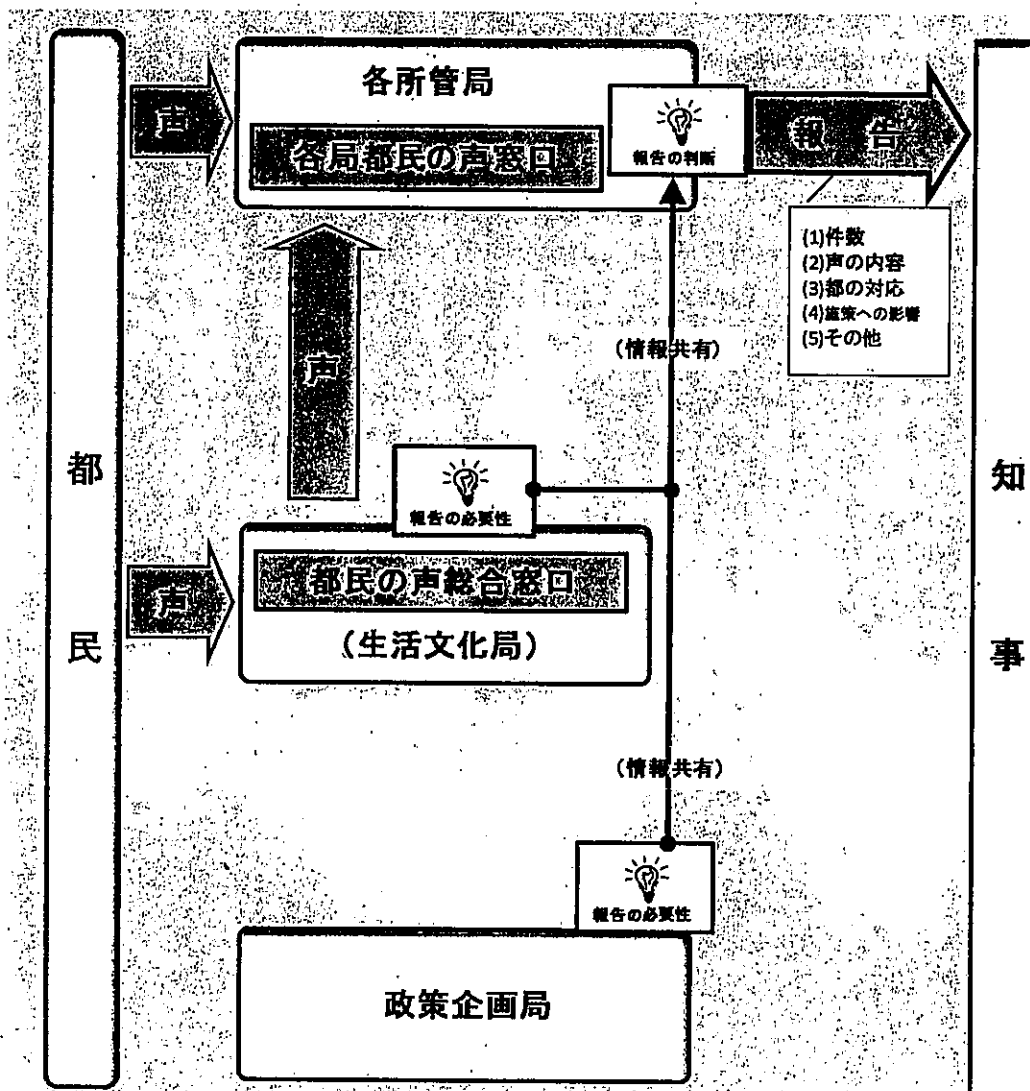
知事への報告事項は、原則として以下に掲げるものとする。

- (1) 受付件数
- (2) 「都民の声」の内容
- (3) 都の対応
- (4) 都の施策への影響
- (5) その他必要な事項

## 4 その他

その他「都民の声」を知事に報告するに当たり必要な事項は、所管局、生活文化局及び政策企画局が協議し、その都度定める。

(イメージ図)



※各局と生活文化局、政策企画局は、必要に応じて情報を共有する。  
生活文化局及び政策企画局は、実施に当たり、適宜、協力を行う。

各局等「都民の声」公表の状況(2月分)

平成29年4月21日

No.	局名等	受付件数	内訳A				内訳B			統計件数A	公表事例数	公表事例等
			提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他			
1	政策企画局	582	1	558	1	2	8	0	12	562	1	「都知事とパリ市長との合意書」
2	青少年・治安対策本部	64	0	11	0	7	16	29	1	18	6	「若者社会参加促進事業の実施団体集」「ひきこもり相談」外国人の雇用「自転車安全利用条例改正」など
3	総務局	180	0	16	30	7	11	113	3	53	1	「備蓄キヤラパン」
4	財務局	25	0	14	5	6				25	2	「展望用トイレのウォッシュレット」「都庁舎内の受動喫煙」
5	主税局	2,585		28	10		2,545		2	38	3	「ホームページ及びFacebookの告知」「所得税確定申告書の受付」「職員の対応」
6	生活文化局	220	0	28	18	17	3	144	10	63	11	「広報東京都」「悪質事業者通報」「私立高校の実質無償化」など
7	オリンピック・パラリンピック準備局	221	1	38	22	4	0	155	1	65	6	「携帯電話の回収」「東京マラソン2017」「RWC2018大会公式サポータークラブ」など
8	都市整備局	220	2	40	20	32	6	118	2	94	2	「都営住宅共益費の徴収方法」「都道上の地図看板の撤去」
9	環境局	5,830	0	83	47	18	1,600	4,070	12	148	3	「河川の濁りの対応」「騒音規制に係る測定場所と方法」「メダル製作に向けた小型電子機器の回収」
10	福祉保健局	217	7	83	86	26	0	15	0	202	1	「ヘルプマーク・ヘルプカード」
11	病院経営本部	702	4	224	227	133			114	588	3	「職員の接遇」「入院中の食事」「待合スペースの椅子」
12	産業労働局	24	0	7	0	0	2	9	6	7	1	「個人事業者主で労働保険加入だが確定申告の必要書類は」
13	中央卸売市場	762	0	391	23	0	0	347	1	414	3	「豊洲市場の地下水は絶対不使用しない」「移転問題の情報発信を工夫して」「築地市場の土日営業」
14	建設局	2,280	2	27	698	630	866	46	71	1,297	1	「都庁への問合せ電話」
15	港湾局	4	0	1	0	1	0	2	0	2	4	「防衝杭」「レインポンド」「ブリッジ路面接合部の段差」「海浜公園多目的広場の利用制限」「お台場の水質」
16	会計管理局	0								0	0	
17	東京消防庁	601		46	47	90	86	84	238	183	2	「防火・防災管理講習の申請」「PA連携(ポンプ車・救急車同時出場)」に対応してもらったこと」
18	交通局	16,136	35	1,087	23	179	18	14,877	117	1,324	11	「遺失物対応への感謝」「トイレの異臭」「三田線ダイヤ改善の要望」「停留所の禁煙対策」など
19	水道局	110,833	3	16	126	81	0	110,607	0	226	7	「東京水道マイネット」「メータ交換」「水圧」「断水」「東京水道あんしん診断」など
20	下水道局	78			43	3		31	1	46	4	「下水の臭い」「下水道管の清掃」「震災発生時の下水道の使用」「丁寧な対応に感謝」
21	教育委員会[教育庁]	341	4	60	237	40				341	3	「都立高校必選回の練習場所」「都立高校生のSNS投稿」「都立高校入試合格発表後の対応」
22	選挙管理委員会	3		1				2		1	0	
23	人事委員会	2		1	1					2	1	「採用に関する事項」
24	監査委員[監査事務局]	8			5	1	2			5	1	「ふるさと寄附条例」
25	労働委員会	0								0	0	
26	収用委員会	0								0	0	
件数計		141,918	59	2,759	1,604	1,282	5,172	100,451	591	5,704	77	⇒ 総合窓口公表分(2月分21件)と合わせて全庁公表件数98件

※「内訳B」は、水道の開始・中止手続に関する問合せ(水道局)、運賃・時刻・ルートなどの問合せ(交通局)、廃棄物処理業許可等に関する相談・問合せ(環境局)、様々な税目・申告・申請手続に関する問合せ(主税局)など、各局特有の内訳であり、件数も種類に多いため、全庁的な「都民の声」としての統計には含まれていないことから、例年、年次報告の統計からは除外している。

(各局情報公開ポータルサイトより)

## 4 各種会議体の情報公開

## テーマ

### 各種会議体の情報公開

## 制度概要

- 概要
  - ・ 地方自治法に基づく審議会等の附属機関及びこれに類似する懇談会等の情報公開について、以下のとおり規定
- 情報公開の取扱い
  - ・ 附属機関等設置運営要綱、同取扱通知で規定
    - 〔要綱〕 会議、議事録は原則公開
    - 〔通知〕 議事録は全文又は要旨（審議過程が分かるもの）を公開

## 従前の取組及び課題

- 会議・議事録ともに非公開割合が約3割
  - ・ 他道府県と比較し、会議・議事録の非公開割合が高い
    - 〔会議の非公開割合〕 他自治体 30.6% ⇔ 都(H28.4)33.9%
  - ・ 議事録を公開している場合でも、取扱通知で認める議事録要旨の公開にとどまっている例も散見（約3割）
- 審議会等の運営情報に容易にアクセスできない状況
  - ・ 会議の開催情報等の多くが各局・機関のホームページにおいて、個別に公表されており、分かりにくい状況
  - ・ 他自治体においては、各審議会情報を集約するなど情報へのアクセスのしやすさの点から先進的な事例もあり、改善が必要

## 取組内容・取組成果

### 1 実施日及び取組内容

- |             |   |
|-------------|---|
| 9月上旬        | 他道府県へ「附属機関等の情報公開に関する調査」を実施<br>各局等へ「附属機関等の情報公開に関する調査」を実施 |
| 9月上旬<br>～中旬 | 各局等において、調査回答の作成とあわせて自己点検を実施                             |
| 9月中旬        | 附属機関等の運営情報の公表について、他道府県等のホームページを調査                       |
| 10月3日       | 附属機関等設置運営要綱の取扱い（通知）を改正<br>〔改正内容〕                        |



議事録は原則として全文を会議開催後速やかに公開すること 等

- 10月7日 総務局人事部ホームページにおいて、「附属機関等の運営に関する基本事項」「会議開催スケジュール」の公表を開始
- 10月末 「情報公開ポータルサイト」が開設（生活文化局）  
「情報公開ポータルサイト」からも「附属機関等の運営に関する基本事項」「会議開催スケジュール」にアクセスできるよう連携を開始
- 3月31日 附属機関等設置運営要綱の取扱い（通知）を改正  
〔改正内容〕  
委員名簿を原則公開することを明記 等

## 2 取組成果

- 会議の公開を拡大【平成28年10月から実施】
  - ・ 公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を9月に実施
  - ・ 自己点検で、非公開としていた会議について、非公開の理由や運営方法を精査し、公開の可否を再検討した結果、10月から公開の割合が拡大
  - ・ 引き続き、会議・議事録の情報公開を推進  
〔会議の非公開割合〕 33.9% (H28.4) ⇒ 25.0% (H28.10) ⇒ 20.9% (H29.4)  
〔議事録の非公開割合〕 29.6% (H28.4) ⇒ 18.4% (H28.10) ⇒ 15.0% (H29.4)  
※H29.4は速報値
- 議事録の公開方法を見直し【平成28年10月から実施】
  - ・ 取扱通知を改正し、議事録を「原則全文公開」へと見直し
  - ・ 議事録非公開の場合でも、会議の概要等を公表するよう努める
- 附属機関等の運営情報の更なる公表【平成28年10月から実施】
  - ・ 機関ごとに、会議の公開の有無、非公開理由等をまとめた「附属機関等の運営に関する基本事項」を公表
  - ・ 機関新設の際は、随時「附属機関等の運営に関する基本事項」を公表
  - ・ 各機関の会議予定を集約した「会議開催スケジュール」を公表  
〔附属機関等の運営に関する基本事項の公表〕 340機関 (H29.4)  
〔会議開催スケジュールの公表〕 約 450件 (H29.4までの合計)

### 今後の取組

- 会議・議事録の情報公開
  - ・ 毎年度、会議・議事録の公開状況を確認し、自己点検を継続することで、附属機関等の情報公開を推進
- 運営情報等の公表
  - ・ 引き続き、「附属機関等の運営に関する基本事項」及び、「会議開催スケジュール」を公表

## 附属機関等設置運営要綱

昭和62年5月1日  
62総総行第5号  
知事決定  
改正 昭和62年5月1日  
改正 昭和62年5月23日  
改正 平成7年7月1日  
改正 平成8年7月16日  
改正 平成9年4月1日  
改正 平成14年4月1日  
改正 平成16年4月1日  
改正 平成17年4月1日  
改正 平成17年7月16日  
改正 平成17年8月1日  
改正 平成18年4月1日  
改正 平成19年4月1日  
改正 平成20年7月1日  
改正 平成22年4月1日  
改正 平成29年3月31日

### 第1 目的

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに類似する機関の設置及び運営について、法令による定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱において「局長」とは、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）第9条第1項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長及び消防総監をいう。

### 第3 附属機関の設置

条例により附属機関を設置するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。
- 2 附属機関の機能、目的及び所掌事項が明確であること。
- 3 既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないこと。

### 第4 既設置機関の見直し

既に設置されている附属機関については、次に掲げる基準により不断に見直しを行い、整理合理化に努めること。

## 1 廃止基準

- (1) 目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等で代替可能なもの

## 2 統合基準

- (1) 機能が同一又は類似しているもの
- (2) 行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

## 第5 委員の選任

委員は、次に掲げる基準により選任するものとする。

- 1 公正を確保し得る委員構成とすること。
- 2 都職員及び都職員であった者は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- 3 附属機関及びこれに類似する機関の委員の職を2以上兼ねている者は、特に必要がある場合を除き、委員に充てないこと。
- 4 委員の任期は、原則として1期2年とし、再任する場合には長期にわたらないようにすること。
- 5 女性委員の積極的な登用を図ること。

## 第6 附属機関の運営

- 1 運営に関する基本事項は、これを明らかにすること。
- 2 調査審議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- 3 議事録は、作成するものとし、原則として公開するものとする。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。

## 第7 全庁的調整

- 1 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局長に協議しなければならない。
- 2 局長は、附属機関の運営状況について総務局長に報告するものとする。

## 第8 附属機関に類似する機関

- 1 附属機関でないものには、附属機関と紛らわしい名称を付してはならない。
- 2 要綱に基づき知事が臨時に設置する懇談会等の設置、見直し、委員の選任及び運営については第3の2及び3、第4、第5、第6並びに第7の2の規定を準用する。

## 第9 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

28総人調第77号  
平成29年3月31日

各局長、  
青少年・治安対策本部長、  
病院経営本部長、中央卸売市場長、  
消防総監 殿

総務局長  
(公印省略)

#### 附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）

附属機関等については、これまでも、附属機関等設置運営要綱（昭和62年5月1日付62総総行第5号。以下「要綱」という。）に基づき、その適正な管理・運営に努めてきたところです。

一方、都民と共に進める都政を実現するためには、都政の透明化に向けて、附属機関等の設置目的を踏まえた情報公開を一層進めていくことが必要です。また、多様な人材を登用することにより得られる幅広い視点と知見を、政策形成に活かしていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、要綱第9に基づき本職が定めることとされた要綱の施行に関し必要な事項並びに附属機関等の設置及び運営の取扱いに係る留意事項について、下記のとおり定めましたので通知いたします。

#### 記

##### 第1 附属機関について

###### 1 要綱第4「既設置機関の見直し」について

(1) 社会経済状況を踏まえ、既設置機関の必要性を検討すること。

###### 2 要綱第5「委員の選任」について

(1) 委員の人数は、効率的な行政運営の観点から、附属機関の設置目的や所掌事項を踏まえ、必要最小限の人数とすること。

(2) 委員の選任は、執行機関が行うため、委員の構成について都民等の批判を招くことのないよう公正に行うことが必要であること。したがって、委

- 員が特定の団体に所属する者に偏るなど附属機関の公正性を疑われるような委員の選任をしないように十分留意すること。
- (3) 委員の構成は、幅広い年齢層から選任することなどにより、多様な視点と知見を得ることのできる委員構成とすること。
  - (4) 附属機関の運営に当たっては、幅広く各方面の人の意見を聴くことが求められるものであり、可能な場合は、都民からの公募を積極的に行うように努めること。
  - (5) 主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、都職員及び都職員であった者は、委員としないこと。
  - (6) 都民の参画を促進する観点からも、同一人が複数の機関の委員になるという重複任用は極力避けるように努め、附属機関等の委員の職を2以上兼ねている者は、委員に選任しないこと。
  - (7) 社会経済状況の動向等に的確に対応するためにも、委員の選任に当たっては、常に新鮮な人材の登用を図ることが望ましいものであること。したがって、委員の任期は原則として2年としたものであり、再任する場合でも、連続する在任期間は8年（任期が2年未満の場合は4期）を超えないこと。
  - (8) 女性委員については、「東京都女性活躍推進計画」による任用率の目標達成に向けて、積極的な登用を図ること。
  - (9) 選任しようとする委員が以下のいずれかに該当する場合における、(5)、(6)及び(7)の規定の適用については、この限りでない。
    - ア 専門的な知識・経験から必要不可欠であり選任される場合
    - イ 関係団体等に対し推薦を依頼し、選任される場合又はこれに準じると認められる場合
    - ウ 都職員で、各附属機関等の特性を踏まえ、必要不可欠であり選任される場合

### 3 要綱第6「附属機関の運営」について

- (1) 会議の公開、議事録の作成等運営に関する基本事項については、東京都公文規程（昭和42年東京都訓令甲第10号）の例にならい、規程、要綱等の形式にすること。
- (2) 非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、開かれた都政を一層進める観点から、原則公開とすること。
- (3) 会議開催の告知については、開催日程、場所、公開の可否、会議傍聴可能な場合は傍聴の申込方法等の情報を、原則として、事前に都民に周知す

ること。

- (4) 議事録は、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、原則として全文を、会議開催後速やかに公開すること。これによらず、要旨による公開の場合は、審議の過程が分かるようにすること。また、全文や要旨の公開ができない場合は、当該会議の概要の公開に努めること。
- (5) 会議資料や委員名簿等、議事録以外の資料についても原則として公開すること。
- (6) 会議開催の告知や議事録等の公開に当たっては、東京都の公式ホームページに掲載することとし、報道発表などを積極的に活用し、広く周知すること。会議開催の告知は、当該会議開催日の原則10日前までに、総務局人事部調査課長（以下「調査課長」という。）に報告すること。
- (7) 必要に応じ、分科会等を設置して弾力的・機動的な運営を図ること。

#### 4 要綱第7「全庁的調整」について

- (1) 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、調査課長を經由して本職に協議すること。
- (2) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。

なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、東京都の公式ホームページで公表する。

- (3) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

## 第2 懇談会等について

- 1 知事が臨時に設置する懇談会等（以下「懇談会等」という。）は、次のとおりとする。
  - (1) 懇談会 都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの
  - (2) 専門家会議 事務事業の執行上、主として外部の専門的知識を導入するため、局長が設置するもの
  - (3) 連絡調整会議 事務事業の執行上、主として関係団体又は関係行政機関等との連絡調整を図るため、局長が設置するもの
- 2 懇談会等は、合議制機関として機関意思を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるといった基本的性格に鑑

み、次の事項に十分留意すること。

- (1) 委員の集合の場には、原則として「審査会」、「審議会」、「調査会」等附属機関と紛らわしい名称を用いないものであること。
- (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関意思の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
- (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
- (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置を執らないこと。

3 懇談会等の設置及び運営に際しては、次の事項に十分留意して行うこと。

- (1) 組織担当課長は、懇談会等を新たに設置しようとするときは、あらかじめ調査課長と調整を行うこと。
- (2) 懇談会等のうち、その活動期間を明らかにできるものについては、設置期限を明らかにすること。
- (3) 組織担当課長は、懇談会等の設置改廃が行われたときは、調査課長に遅滞なく報告すること。
- (4) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。

なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、東京都の公式ホームページで公表する。

- (5) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

### 第3 その他

この通知により難しい場合は、あらかじめ調査課長に協議すること。

附属機関等会議・議事録公開状況一覧表(平成29年4月1日現在)

番号	局名	機関名称	機関種別	会議公開区分	議事録公開区分
1	政策企画局	東京都高度研究等外部評価委員会	専門家会議	一部非公開	公開
2	政策企画局	国際金融都市・東京のあり方懇談会	懇談会	公開	公開
3	政策企画局	東京未来ビジョン懇談会	懇談会	公開	公開
4	総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	非公開	非公開
5	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会	附属機関	一部非公開	公開
6	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会	附属機関	一部非公開	公開
7	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会 試験研究分科会	附属機関	一部非公開	公開
8	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会 高齢者医療・研究分科会	附属機関	一部非公開	公開
9	総務局	東京都版市場化テスト監視委員会	専門家会議	一部非公開	公開
10	総務局	東京都システム評価委員会	専門家会議	公開	公開
11	総務局	東京都特別懸報等審査会	附属機関	公開	公開
12	総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	非公開	公開
13	総務局	東京都退職管理委員会	附属機関	非公開	公開
14	総務局	都市町村協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
15	総務局	東京都固定資産評価審議会	附属機関	非公開	公開
16	総務局	東京都土地評価協議会	連絡調整会議	非公開	公開
17	総務局	東京都防災会議	附属機関	公開	公開
18	総務局	東京都国民保護協議会	附属機関	公開	公開
19	総務局	東京都メディカルコントロール協議会	附属機関	一部非公開	公開
20	総務局	東京都人権施策に関する専門家会議	専門家会議	公開	公開
21	総務局	ICT先進都市・東京のあり方懇談会	懇談会	公開	公開
22	総務局	東京宝島推進委員会	専門家会議	公開	公開
23	総務局	東京都離島振興計画推進会議	連絡調整会議	公開	公開
24	総務局	東京都震災復興検討委員会	連絡調整会議	一部非公開	公開
25	総務局	東京都震災復興検討会議	専門家会議	一部非公開	公開
26	財務局	東京都入札監視委員会	専門家会議	一部非公開	公開
27	財務局	入札契約制度改革研究会	専門家会議	非公開	非公開
28	財務局	最近の都財政に関する研究会	専門家会議	公開	公開
29	財務局	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	専門家会議	公開	公開
30	財務局	工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会	専門家会議	一部非公開	公開
31	財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関	非公開	公開
32	財務局	東京都財産価格審議会	附属機関	非公開	公開
33	財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会議	非公開	公開
34	財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会議	非公開	公開
35	主税局	東京都税制調査会	懇談会	一部非公開	公開
36	主税局	固定資産評価に関する検討会	専門家会議	一部非公開	公開
37	生活文化局	東京都情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	公開	公開
38	生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関	非公開	公開
39	生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関	非公開	公開
40	生活文化局	東京都公益認定等審議会	附属機関	一部非公開	公開
41	生活文化局	多文化共生推進委員会	専門家会議	公開	公開
42	生活文化局	共助社会づくりを進めるための検討会	専門家会議	公開	公開
43	生活文化局	東京都男女平等参画審議会	附属機関	公開	公開
44	生活文化局	東京都男女平等参画を進める会	連絡調整会議	公開	公開
45	生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整会議	非公開	公開
46	生活文化局	東京都女性活躍推進会議	連絡調整会議	公開	公開
47	生活文化局	東京都女性活躍推進会議専門委員会	専門家会議	一部非公開	公開
48	生活文化局	東京都消費生活対策審議会	附属機関	公開	公開
49	生活文化局	東京都多重債務問題対策協議会	専門家会議	公開	公開
50	生活文化局	東京都公衆浴場対策協議会	専門家会議	公開	公開
51	生活文化局	東京都私立学校審議会	附属機関	一部非公開	公開
52	生活文化局	東京都私立学校助成審議会	附属機関	公開	公開
53	生活文化局	東京都芸術文化評議会	附属機関	公開	公開
54	生活文化局	東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会	専門家会議	一部非公開	公開
55	生活文化局	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会	専門家会議	一部非公開	公開
56	生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	非公開	公開
57	生活文化局	東京都平和の日記念行事企画検討委員会	専門家会議	公開	公開
58	生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	専門家会議	一部非公開	公開
59	生活文化局	東京都消費者被害救済委員会	附属機関	一部非公開	公開
60	オリンピック・パラリンピック準備局	都立競技施設整備に関する諮問会議	専門家会議	非公開	公開
61	オリンピック・パラリンピック準備局	新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザー会議	専門家会議	一部非公開	公開
62	オリンピック・パラリンピック準備局	東京都スポーツ振興審議会	附属機関	公開	公開
63	都市整備局	東京都国土利用審議会	附属機関	一部非公開	公開
64	都市整備局	東京都都市計画審議会	附属機関	一部非公開	公開
65	都市整備局	東京都土地利用審査会	附属機関	一部非公開	公開
66	都市整備局	東京都景観審議会	附属機関	一部非公開	公開
67	都市整備局	東京都広告物審査会	附属機関	一部非公開	公開
68	都市整備局	東京都住宅政策審議会	附属機関	公開	公開
69	都市整備局	東京都常盤新線及び宅地開発の一体的推進協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
70	都市整備局	東京都総合治水対策協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
71	都市整備局	東京都豪雨対策検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
72	都市整備局	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	連絡調整会議	一部非公開	公開
73	都市整備局	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会	専門家会議	一部非公開	公開
74	都市整備局	新宿タミナル協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
75	都市整備局	東京都開発審査会	附属機関	一部非公開	公開
76	都市整備局	東京都都市復興基本計画検討委員会	専門家会議	公開	公開
77	都市整備局	東京都地域危険度測定調査委員会	専門家会議	非公開	公開
78	都市整備局	東京都都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会	附属機関	非公開	非公開



附属機関等会議・議事録公開状況一覧表(平成29年4月1日現在)

番号	局名	機関名称	機関種別	会議公開区分	議事録公開区分
79	都市整備局	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発審査会	附属機関	非公開	非公開
80	都市整備局	東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
81	都市整備局	東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
82	都市整備局	東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
83	都市整備局	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
84	都市整備局	東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
85	都市整備局	東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
86	都市整備局	東京都建築審査会	附属機関	一部非公開	公開
87	都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	非公開	非公開
88	都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	非公開	非公開
89	都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	非公開	非公開
90	都市整備局	東京都営住宅高額所得者審査会	附属機関	非公開	非公開
91	都市整備局	多摩ニュータウン地域再生検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
92	都市整備局	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
93	環境局	東京都公害審査会	附属機関	非公開	非公開
94	環境局	東京都環境保全推進委員会	附属機関	公開	公開
95	環境局	東京都環境審議会	附属機関	公開	公開
96	環境局	東京都環境影響評価審議会	附属機関	公開	公開
97	環境局	東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	専門家会議	公開	公開
98	環境局	優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会	専門家会議	公開	公開
99	環境局	排出量取引の運用に関する専門委員会	専門家会議	公開	公開
100	環境局	東京都地域冷暖房区域指定委員会	専門家会議	公開	公開
101	環境局	水素社会の実現に向けた東京推進会議	専門家会議	公開	公開
102	環境局	東京都建築物環境計画制度改正に係る技術検討会	専門家会議	公開	公開
103	環境局	東京都フロン等回収・処理推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
104	環境局	高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議	連絡調整会議	公開	公開
105	環境局	大気中微小粒子状物質検討会	専門家会議	公開	公開
106	環境局	低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定委員会	専門家会議	一部非公開	公開
107	環境局	東京都粒子状物質減少装置指定委員会	専門家会議	一部非公開	公開
108	環境局	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	附属機関	公開	公開
109	環境局	土壌汚染対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
110	環境局	東京都自然環境保全審議会	附属機関	公開	公開
111	環境局	地下水対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
112	環境局	屋形船水環境保全対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
113	環境局	東京都廃棄物審議会	附属機関	公開	公開
114	環境局	東京都産業廃棄物対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
115	環境局	東京都産業廃棄物処理施設の審査に係る専門委員会	専門家会議	公開	公開
116	環境局	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門的検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
117	環境局	東京の自然公園あり方懇談会	懇談会	公開	公開
118	環境局	東京都再生可能エネルギー導入推進基金事業評価委員会	専門家会議	公開	公開
119	環境局	中小テナントビル低炭素パートナーシップ	専門家会議	公開	公開
120	環境局	削減義務実施に向けた専門的事項検討会	専門家会議	公開	公開
121	環境局	大気環境モニタリングに関する検討会	専門家会議	公開	公開
122	環境局	化学物質対策検討会	専門家会議	公開	公開
123	環境局	豊島五丁目団地リスク管理協議会	連絡調整会議	公開	公開
124	環境局	住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議	連絡調整会議	公開	公開
125	環境局	ECO-TOPプログラム認定審査会	専門家会議	公開	公開
126	環境局	東京都特定外来生物(キョン)防除対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
127	環境局	緑のボランティア活動に関する指導者等育成委員会	専門家会議	公開	公開
128	環境局	東京都エゲシヤク類防除対策会議	専門家会議	公開	公開
129	環境局	東京都カシナガキウムシ被害対策会議	専門家会議	公開	公開
130	福祉保健局	東京都社会福祉審議会	附属機関	公開	公開
131	福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議	非公開	非公開
132	福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家会議	非公開	公開
133	福祉保健局	東京都保健医療計画推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
134	福祉保健局	東京都医療審議会	附属機関	公開	公開
135	福祉保健局	東京都特定機能病院連絡協議会	専門家会議	公開	公開
136	福祉保健局	東京都リハビリテーション協議会	専門家会議	公開	公開
137	福祉保健局	東京都糖尿病医療連携推進協議会	専門家会議	公開	公開
138	福祉保健局	東京都脳卒中医療連携協議会	専門家会議	公開	公開
139	福祉保健局	東京都在宅療養推進会議	専門家会議	公開	公開
140	福祉保健局	病院支援情報システム検討会議	専門家会議	公開	公開
141	福祉保健局	東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会	専門家会議	公開	公開
142	福祉保健局	東京都歯科保健対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
143	福祉保健局	東京都がん対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
144	福祉保健局	救急医療対策協議会	専門家会議	公開	公開
145	福祉保健局	救急医療機関認定審査会	連絡調整会議	公開	公開
146	福祉保健局	東京都産産期医療協議会	専門家会議	公開	公開
147	福祉保健局	東京都小児医療協議会	専門家会議	公開	公開
148	福祉保健局	東京都災害医療協議会	専門家会議	公開	公開
149	福祉保健局	東京都へき地医療対策協議会	専門家会議	公開	公開
150	福祉保健局	東京都衛生検査所精度管理検討委員会	専門家会議	公開	公開
151	福祉保健局	東京都医療安全推進協議会	専門家会議	一部非公開	公開
152	福祉保健局	東京都死因究明推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
153	福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	非公開	非公開
154	福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機関	非公開	非公開

附属機関等会議・議事録公開状況一覧表(平成29年4月1日現在)

番号	局名	機関名称	機関種別	会議公開区分	議事録公開区分
155	福祉保健局	東京都ナースプラザ運営協議会	連絡調整会議	公開	公開
156	福祉保健局	東京都地域医療対策協議会	専門家会議	公開	公開
157	福祉保健局	東京都地域医療支援センター運営委員会	専門家会議	公開	公開
158	福祉保健局	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	専門家会議	公開	公開
159	福祉保健局	西多摩地域保健医療協議会	細連絡調整会議	公開	公開
160	福祉保健局	南多摩地域保健医療協議会	細連絡調整会議	公開	公開
161	福祉保健局	北多摩西部地域保健医療協議会	細連絡調整会議	公開	公開
162	福祉保健局	北多摩南部地域保健医療協議会	細連絡調整会議	公開	公開
163	福祉保健局	北多摩北部地域保健医療協議会	細連絡調整会議	公開	公開
164	福祉保健局	葛上地域保健医療協議会	細連絡調整会議	公開	公開
165	福祉保健局	自殺総合対策東京会議	専門家会議	公開	公開
166	福祉保健局	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議	専門家会議	公開	公開
167	福祉保健局	ウェルネス・チャレンジ事業推進検討会	連絡調整会議	公開	公開
168	福祉保健局	東京都生活習慣病後診管理指導協議会	専門家会議	公開	公開
169	福祉保健局	東京都地域がん登録事業運営委員会	専門家会議	公開	公開
170	福祉保健局	東京都特殊疾病対策協議会	専門家会議	公開	公開
171	福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家会議	非公開	非公開
172	福祉保健局	東京都原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	専門家会議	非公開	非公開
173	福祉保健局	東京都献血推進協議会	専門家会議	公開	公開
174	福祉保健局	東京都ウイルス肝炎対策協議会	専門家会議	公開	公開
175	福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機関	非公開	非公開
176	福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機関	非公開	非公開
177	福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機関	非公開	非公開
178	福祉保健局	東京都福祉のまちづくり推進協議会	附属機関	公開	公開
179	福祉保健局	東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
180	福祉保健局	東京都高齢者保健福祉施策推進委員会	専門家会議	公開	公開
181	福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機関	非公開	非公開
182	福祉保健局	東京都認知症対策推進会議	専門家会議	公開	公開
183	福祉保健局	東京都児童福祉審議会	附属機関	公開	公開
184	福祉保健局	東京都子供・子育て会議	附属機関	公開	公開
185	福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機関	非公開	非公開
186	福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家会議	非公開	非公開
187	福祉保健局	東京都母子保健運営協議会	専門家会議	公開	公開
188	福祉保健局	東京都障害者施策推進協議会	附属機関	公開	公開
189	福祉保健局	東京都障害者団体連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
190	福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機関	非公開	非公開
191	福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機関	非公開	非公開
192	福祉保健局	東京都障害者就労支援協議会	連絡調整会議	公開	公開
193	福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家会議	非公開	非公開
194	福祉保健局	東京都地方精神保健福祉審議会	附属機関	公開	公開
195	福祉保健局	精神科救急医療体制整備検討委員会	連絡調整会議	公開	公開
196	福祉保健局	東京都老人性認知症専門病棟調整委員会	専門家会議	非公開	非公開
197	福祉保健局	東京都精神医療審査会	附属機関	非公開	非公開
198	福祉保健局	東京都小児精神障害者診察会	専門家会議	非公開	非公開
199	福祉保健局	東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会	専門家会議	非公開	非公開
200	福祉保健局	東京都自立支援協議会	連絡調整会議	公開	公開
201	福祉保健局	東京都食品安全審議会	附属機関	公開	公開
202	福祉保健局	東京都麻薬中毒審査会	附属機関	非公開	非公開
203	福祉保健局	東京都薬事審議会	附属機関	公開	公開
204	福祉保健局	医薬分業に関する協議会	連絡調整会議	公開	公開
205	福祉保健局	東京都薬物情報評価委員会	附属機関	非公開	非公開
206	福祉保健局	東京都危険ドラッグ専門調査委員会	専門家会議	非公開	非公開
207	福祉保健局	東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
208	福祉保健局	東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
209	福祉保健局	東京都南多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
210	福祉保健局	東京都多摩立川保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
211	福祉保健局	東京都多摩府中保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
212	福祉保健局	東京都多摩小平保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
213	福祉保健局	東京都大気汚染医療費助成検討委員会	専門家会議	公開	公開
214	福祉保健局	東京都環境保健対策専門委員会	専門家会議	公開	公開
215	福祉保健局	東京都生活衛生審議会	附属機関	公開	公開
216	福祉保健局	東京都動物愛護管理審議会	附属機関	公開	公開
217	福祉保健局	東京都動物由来感染症検討会	専門家会議	公開	公開
218	福祉保健局	東京都アレルギー疾患対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
219	福祉保健局	健康・快適居住環境の指針検討会	専門家会議	公開	公開
220	福祉保健局	東京都西多摩保健所感染症の診察に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
221	福祉保健局	東京都多摩立川保健所感染症の診察に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
222	福祉保健局	東京都多摩府中保健所感染症の診察に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
223	福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の診察に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
224	福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の診察に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
225	福祉保健局	東京都感染症予防医療対策協議会	附属機関	公開	公開
226	福祉保健局	東京都新たな感染症対策委員会	専門家会議	公開	公開
227	福祉保健局	東京都エイズ専門家会議	専門家会議	公開	公開
228	福祉保健局	東京都新型インフルエンザ専門家会議	専門家会議	非公開	公開
229	福祉保健局	感染症救急搬送サーベイランス運用委員会	専門家会議	公開	公開
230	福祉保健局	感染症医療体制協議会	専門家会議	非公開	公開
231	福祉保健局	一類感染症等対応連絡協議会	連絡調整会議	非公開	公開
232	福祉保健局	東京都蚊媒介感染症対策協議会	専門家会議	公開	公開
233	福祉保健局	東京都食品安全情報評価委員会	附属機関	一部非公開	公開
234	福祉保健局	東京都花粉症対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
235	福祉保健局	東京都障害者差別解消支援地域協議会	連絡調整会議	公開	公開
236	福祉保健局	医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会	専門家会議	非公開	非公開
237	福祉保健局	医療情報に関する理解促進委員会	連絡調整会議	公開	公開

## 附属機関等会議・議事録公開状況一覧表(平成29年4月1日現在)

番号	局名	機関名称	機関種別	会議公開区分	議事録公開区分
238	福祉保健局	東京都DMAT運営協議会	専門家会議	公開	公開
239	福祉保健局	東京都看護人材確保対策会議	専門家会議	公開	公開
240	福祉保健局	東京都国民健康保険運営協議会	附属機関	公開	公開
241	福祉保健局	東京都難病対策地域協議会	連絡調整会議	公開	公開
242	産業労働局	東京都中小企業振興対策審議会	附属機関	公開	公開
243	産業労働局	東京都中小企業調停審議会	附属機関	非公開	非公開
244	産業労働局	東京都大規模小売店舗立地審議会	附属機関	一部非公開	公開
245	産業労働局	東京都伝統工芸品産業振興協議会	懇談会	一部非公開	公開
246	産業労働局	東京都観光事業審議会	附属機関	公開	公開
247	産業労働局	東京の観光振興を考える有識者会議	懇談会	公開	公開
248	産業労働局	東京都信用保証補助審議会	附属機関	一部非公開	公開
249	産業労働局	東京都雇用・就業対策審議会	附属機関	公開	公開
250	産業労働局	東京都農林・漁業振興対策審議会	附属機関	公開	公開
251	産業労働局	東京都農業共済保険審議会	附属機関	一部非公開	公開
252	産業労働局	東京都森林審議会	附属機関	公開	公開
253	産業労働局	東京都総合資金制度融資協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
254	産業労働局	東京都農業振興地域整備促進協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
255	産業労働局	東京ブランド推進会議	専門家会議	公開	公開
256	産業労働局	東京ブランドのあり方検討会	専門家会議	公開	公開
257	産業労働局	江戸東京まらりプロジェクト推進委員会	懇談会	公開	公開
258	建設局	東京都公園審議会	附属機関	一部非公開	公開
259	建設局	東京都水防協議会	附属機関	公開	公開
260	建設局	東京都保管船舶処理委員会	附属機関	一部非公開	公開
261	建設局	隅田川リネサンス推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
262	建設局	建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザリー会議	専門家会議	公開	公開
263	建設局	事業評価委員会	専門家会議	一部非公開	公開
264	建設局	河川整備計画専門委員会	専門家会議	公開	公開
265	港湾局	東京都港湾審議会	附属機関	公開	公開
266	会計管理局	東京都会計基準委員会	専門家会議	一部非公開	公開
267	会計管理局	東京都公金管理アドバイザリー会議	専門家会議	一部非公開	公開
268	青少年・治安対策本部	東京都青少年問題協議会	附属機関	公開	公開
269	青少年・治安対策本部	東京都青少年健全育成審議会	附属機関	一部非公開	公開
270	青少年・治安対策本部	若者の自立等支援連絡会議	連絡調整会議	公開	公開
271	青少年・治安対策本部	こころの東京革命推進会議	連絡調整会議	公開	公開
272	青少年・治安対策本部	「中学生の職場体験」推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
273	青少年・治安対策本部	東京都子供応援協議会	連絡調整会議	公開	公開
274	青少年・治安対策本部	子供に万引きさせない連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
275	青少年・治安対策本部	東京都推奨携帯電話端末等検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
276	青少年・治安対策本部	東京都子供・若者支援協議会	附属機関	公開	公開
277	青少年・治安対策本部	東京都安全・安心まちづくり協議会	連絡調整会議	公開	公開
278	青少年・治安対策本部	東京都交通安全対策会議	附属機関	公開	公開
279	青少年・治安対策本部	首都交通安全協議会	連絡調整会議	公開	公開
280	青少年・治安対策本部	飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	公開	公開
281	青少年・治安対策本部	駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	公開	公開
282	青少年・治安対策本部	ひきこもりに係る連絡調整会議	連絡調整会議	公開	公開
283	青少年・治安対策本部	少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会	連絡調整会議	公開	公開
284	青少年・治安対策本部	高齢者交通安全対策推進会議	連絡調整会議	公開	公開
285	青少年・治安対策本部	ハイパスームズ東京推進会議	連絡調整会議	公開	公開
286	病院経営本部	都立病院経営委員会	専門家会議	公開	公開
287	病院経営本部	東京都立病院倫理委員会	専門家会議	公開	公開
288	病院経営本部	都立・公社病院診療データバンク構築検討委員会	専門家会議	公開	公開
289	病院経営本部	首都災害医療センター(仮称)基本構想検討委員会	専門家会議	公開	公開
290	病院経営本部	都立病院医療安全推進委員会	専門家会議	公開	公開
291	中央卸売市場	東京都卸売市場審議会	附属機関	公開	公開
292	中央卸売市場	東京都中央卸売市場取引業務運営協議会	附属機関	公開	公開
293	中央卸売市場	新市場建設協議会	連絡調整会議	公開	公開
294	中央卸売市場	委託手数料届出事項調査委員会	専門家会議	一部非公開	公開
295	中央卸売市場	土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会	連絡調整会議	公開	公開
296	中央卸売市場	豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議	専門家会議	公開	公開
297	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会	専門家会議	非公開	非公開
298	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会	専門家会議	非公開	非公開
299	教育庁	東京都産業教育審議会	附属機関	公開	公開
300	教育庁	東京都特別支援教育就学支援委員会	専門家会議	一部非公開	公開
301	教育庁	東京都教科用図書選定審議会	附属機関	非公開	公開
302	教育庁	東京都学校保健審議会	附属機関	公開	公開
303	教育庁	東京都生涯学習審議会	附属機関	公開	公開
304	教育庁	東京都文化財保護審議会	附属機関	一部非公開	公開
305	教育庁	東京都立図書館協議会	附属機関	公開	公開
306	教育庁	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会	附属機関	一部非公開	公開
307	教育庁	東京都いじめ問題対策連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
308	水道局	東京都水道事業経営問題研究会	専門家会議	公開	公開
309	水道局	東京都水道局事業評価委員会	専門家会議	公開	公開
310	水道局	東京都水道局運営体制専門家会議	専門家会議	公開	公開
311	水道局	東京都水道局資金運用管理委員会	専門家会議	一部非公開	公開
312	水道局	東京都水道局民有林購入基準検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
313	下水道局	東京都下水道局アドバイザリーボード	専門家会議	公開	公開
314	下水道局	新技術委員会	専門家会議	一部非公開	公開
315	東京消防庁	火災予防審議会	附属機関	公開	公開
316	東京消防庁	千代田区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
317	東京消防庁	中央区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
318	東京消防庁	港区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開

附属機関等会議・議事録公開状況一覧表(平成29年4月1日現在)

番号	局名	機関名称	機関種別	会議公開区分	議事録公開区分
319	東京消防庁	品川区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
320	東京消防庁	大田区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
321	東京消防庁	目黒区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
322	東京消防庁	世田谷区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
323	東京消防庁	渋谷区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
324	東京消防庁	新宿区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
325	東京消防庁	中野区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
326	東京消防庁	杉並区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
327	東京消防庁	文京区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
328	東京消防庁	豊島区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
329	東京消防庁	北区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
330	東京消防庁	板橋区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
331	東京消防庁	練馬区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
332	東京消防庁	台東区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
333	東京消防庁	荒川区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
334	東京消防庁	足立区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
335	東京消防庁	墨田区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
336	東京消防庁	江東区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
337	東京消防庁	葛飾区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
338	東京消防庁	江戸川区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
339	東京消防庁	東京消防庁救急業務懇話会	専門家会議	公開	公開
340	東京消防庁	東京都住宅防火対策推進協議会	専門家会議	公開	公開

「情報公開調査チーム」にかかる  
附属機関等の情報公開に関する取組について

1 調査の実施（9月上旬）

（1）庁内附属機関等調査

（2）他道府県調査【調査課で実施】

- ・他道府県の情報公開の状況を把握

2 改善策の検討（9月中旬）

【方向性（案）】

- ・ 議事録の原則全文公開
- ・ 非公開の会議の一部公開や議事録公開の検討
- ・ アクセシビリティの向上

3 改善策の報告（9月下旬）

- ・ 都政改革本部会議に報告

附属機関等の情報公開に関する調査

〈回答方法〉

- 別紙エクセル表にてお答えください。
- プルダウン方式の回答については、該当番号を選択してください。  
当てはまる回答が複数ある場合には、主なものをひとつ選択してください。
- 回答期限は平成28年9月8日(木)とさせていただきます。

【設問】

1 会議の公開等

(1) 会議の公開

Q1【会議を公開または一部公開している場合】会議の傍聴実績(1開催あたり傍聴人数の目安)

- A ①0人 ②5人以下 ③6～10人 ④11～20人 ⑤21～50人 ⑥51人以上

Q2 今後、インターネット中継による公開は可能か(予算上の課題は度外視)

- A ①可能 ②不可能

Q3【Q2の回答が①の場合】インターネット中継における課題

- A ①資器材の準備 ②委員の了承 ③会議中の不測の事態への対応  
④その他〔具体的内容〕

2 議事録の公開

Q4【議事録を公開している場合】公開の方法

- A ①ホームページ ②閲覧(ex 所管部署備え置き) ③その他〔具体的内容〕

Q5【議事録を公開している場合】公開の内容

- A ①全文(発言者名含む) ②全文(発言者名除く)  
③全文(一部削除もしくは黒塗り、発言者名含む)  
④全文(一部削除もしくは黒塗り、発言者名除く)  
⑤要旨(発言者名含む) ⑥要旨(発言者名除く)

Q 6 【Q 5の回答が②・④・⑥の場合】 発言者名を除く理由

- A ①発言者の情報保護 ②発言者からの要請 ③自由な意見の交換阻害  
④特別な理由なし ⑤その他〔具体的内容〕

Q 7 【Q 5の回答が③・④の場合】 一部削除もしくは黒塗りの理由

- A ①個人情報保護（情報公開法第5条一関係）  
②法人情報保護（情報公開法第5条二関係）  
③機密情報保護（情報公開法第5条三関係）  
④率直な意見交換阻害等（情報公開法第5条五関係）  
⑤公正な行政執行確保等（情報公開法第5条六関係）  
⑥法令等の定めに基づく ⑦その他〔具体的内容〕

Q 8 【Q 5の回答が⑤・⑥の場合】（全文ではなく）要旨とする理由

- A ①より分かりやすい情報提供のため ②非公開の情報が一部あるため  
③特別な理由なし ④その他〔具体的内容〕

Q 9 【議事録を非公開としている場合】 今後、公開していくことが可能か

- A ①全文可能（発言者名含む） ②全文可能（発言者名除く）  
③全文可能（一部削除もしくは黒塗り、発言者名含む）  
④全文可能（一部削除もしくは黒塗り、発言者名除く）  
⑤要旨可能（発言者名含む） ⑥要旨可能（発言者名除く）  
⑦議事項目など（議事録以外のもの）なら可能  
⑧不可能

Q 10 【Q 9の回答が⑧の場合】 不可能な理由

- A ①個人情報保護（情報公開法第5条一関係）  
②法人情報保護（情報公開法第5条二関係）  
③機密情報保護（情報公開法第5条三関係）  
④率直な意見交換阻害等（情報公開法第5条五関係）  
⑤公正な行政執行確保等（情報公開法第5条六関係）  
⑥法令等の定めに基づく ⑦その他〔具体的内容〕





事務連絡  
平成28年9月2日

各道府県市附属機関担当課長 殿

東京都総務局人事部調査課長

附属機関等の情報公開に関する調査について（依頼）

平素は、大変お世話になっております。

現在、都においては、「都民ファースト」の観点から、都政の一層の透明化・見える化の徹底を進めているところです。

その中でも、審議会等の附属機関については、都の政策形成において重要な位置づけにあることから、都民に対し情報の公開は積極的に行うべきと考え、あらためてその方法等について検討を始めております。

この検討を進めるにあたっては、まずは都の現状を把握し、分析を行う必要があると認識しており、当該分析にあたり、貴自治体における附属機関等の情報公開の取組状況について、お聞かせいただきたく存じます。

つきましては、下記のとおり調査のご依頼をさせていただきますので、業務ご多忙の中、期限も短く大変恐縮ではございますが、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 調査内容

別添「附属機関等の情報公開に関する調査」のとおり

2 回答方法

別添エクセル様式により、下記3 回答先にメールにてご提出ください。

3 回答先

総務局人事部調査課 S0000017@section.metro.tokyo.jp

4 回答期限

平成28年9月14日（水）

5 回答内容の取扱

ご回答いただいた内容につきましては、内部検討資料として取り扱わせていただきます。また、ご協力いただいた自治体様には、ご要望があれば集計結果をご提供させていただきますので、その旨ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 附属機関等の情報公開に関する調査

### 《回答方法》

- 別紙エクセル表にてお答えください。
- プルダウン方式の回答については、該当番号を選択してください。  
当てはまる回答が複数ある場合には、主なものをひとつ選択してください。
- 回答期限は平成28年9月14日（水）とさせていただきます。

## 【設問】

### 1 基本情報

Q1 機関の名称

Q2 設置根拠

- A ①法必置      ②法任意      ③条例      ④ほか要綱等

Q3 機関の目的・所掌内容

Q4 機関の属する行政分野

- A ①政策・総務      ②環境      ③生活      ④福祉保健      ⑤建設・都市づくり  
⑥教育      ⑦その他

### 2 会議の公開等

#### (1) 会議の公開

Q5 公開の有無

- A ①公開  
②一部非公開 (ex 決議の場面のみ非公開や、開催回に応じて公開・非公開がある機関など)  
③非公開 (報道関係者による頭撮りのみは非公開に含む)

Q6 【Q5の回答が①・②の場合】 会議の傍聴実績 (1 開催あたりの傍聴人数の目安)

- A ①0人      ②5人以下      ③6～10人      ④11～20人      ⑤21～50人      ⑥51人以上

Q 7 【Q 5の回答が②・③の場合】 非公開の理由

- A ①個人情報保護（情報公開法第5条一関係）  
②法人情報保護（情報公開法第5条二関係）  
③貴自治体等の機密情報保護（情報公開法第5条三関係）  
④率直な意見交換阻害等（情報公開法第5条五関係）  
⑤公正な行政執行確保等（情報公開法第5条六関係）  
⑥法令等の定めに基づく ⑦その他〔具体的内容〕

(2) 会議開催の事前告知

Q 8 事前告知の有無

- A ①有 ②無

Q 9 【Q 8の回答が①の場合】 告知の方法

- A ①ホームページ ②報道発表 ③庁内掲示

Q 10 【Q 8の回答が②の場合】 告知しない理由

- A ①議事内容が特定の団体や分野に関するものであり、広く周知の必要なものでないため  
②会議そのものが非公開のため  
③その他（具体的内容）

3 議事録の公開

Q 11 公開の有無

- A ①公開 ②非公開

Q 12 【Q 11の回答が①の場合】 公開の方法

- A ①ホームページ ②閲覧（ex 所管部署備え置き） ③その他〔具体的内容〕

Q13 【Q11の回答が①の場合】 公開の内容

- A ①全文（発言者名含む） ②全文（発言者名除く）  
③全文（一部削除もしくは黒塗り、発言者名含む）  
④全文（一部削除もしくは黒塗り、発言者名除く）  
⑤要旨（発言者名含む） ⑥要旨（発言者名除く）

Q14 【Q13の回答が②・④・⑥の場合】 発言者名を除く理由

- A ①発言者の情報保護 ②発言者からの要請 ③自由な意見の交換阻害  
④特別な理由なし ⑤その他〔具体的内容〕

Q15 【Q13の回答が③・④の場合】 一部削除もしくは黒塗りの理由

- A ①個人情報保護（情報公開法第5条一関係）  
②法人情報保護（情報公開法第5条二関係）  
③貴自治体等の機密情報保護（情報公開法第5条三関係）  
④率直な意見交換阻害等（情報公開法第5条五関係）  
⑤公正な行政執行確保等（情報公開法第5条六関係）  
⑥法令等の定めに基づく ⑦その他〔具体的内容〕

Q16 【Q13の回答が⑤・⑥の場合】（全文ではなく）要旨とする理由

- A ①より分かりやすい情報提供のため ②非公開の情報が一部あるため  
③特別な理由なし ④その他〔具体的内容〕

Q17 【Q11の回答が②の場合】 非公開の理由

- A ①個人情報保護（情報公開法第5条一関係）  
②法人情報保護（情報公開法第5条二関係）  
③機密情報保護（情報公開法第5条三関係）  
④率直な意見交換阻害等（情報公開法第5条五関係）  
⑤公正な行政執行確保等（情報公開法第5条六関係）  
⑥法令等の定めに基づく ⑦その他〔具体的内容〕

Q18 【Q11の回答が②の場合】 議事項目など（議事録以外のもの）の公開の有無

- A ①有 ②無



# 東京都総務局人事部

日本語  
 サイトマップ 都庁総合トップページ  
 文字サイズ    
 背景色を変更

サイト内検索

<a href="#">トップページ</a>	<a href="#">各課紹介</a>	<a href="#">白書・答申等</a>	<a href="#">幹部人事異動</a>	<a href="#">職員の服務</a>	<a href="#">職員定数の概要</a>	<a href="#">東京都組織図</a>	<a href="#">東京都の附属機関</a>	<a href="#">東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン</a>	<a href="#">東京都職員の退職管理</a>
------------------------	----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	--	----------------------------

東京都の附属機関
東京都の附属機関

## 東京都の附属機関

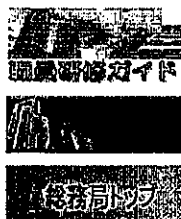
### 附属機関

#### 附属機関等一覧及び運営に関する基本事項

附属機関等一覧表中の機関名称をクリックしていただくと、各附属機関等の運営に関する基本事項をご覧いただけます。

基本事項には、機関の目的・所掌内容、会議公開に関する事、議事録公開に関する事、問い合わせ先等、個別の附属機関等ごとの運営に当たったの基本情報を記載しています。

※ 基本事項に会議公開や議事録公開と記載されていても、会議内容に個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による非開示情報が含まれる場合、当該部分は非公開となります。



関連リンク
<a href="#">東京都人事委員会ホームページ</a> <a href="#">人事院ホームページ</a> <a href="#">特別区人事委員会採用試験情報</a>

#### 附属機関等一覧

所管局	機関名称	種別	設置根拠	HP
政策企画局	東京都高度研究等外部評価委員会	専門家会議	要綱	—
政策企画局	国際金融都市・東京のあり方懇談会	懇談会	要綱	<a href="#">リンク</a>
政策企画局	東京未来ビジョン懇談会	懇談会	要綱	—
総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会高齢者医療・研究分科会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都版市場化テスト監理委員会	専門家会議	要綱	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都システム評価委員会	専門家会議	要綱	—
総務局	東京都特別報酬等審査委員会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査委員会	附属機関	条例	—
総務局	東京都退職管理委員会	附属機関	条例	<a href="#">リンク</a>
総務局	都市町村協議会	連絡調整会議	要綱	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都固定資産評価審議会	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都土地評価協議会	連絡調整会議	要綱	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都防災会議	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>
総務局	東京都国民保護協議会	附属機関	法必置	<a href="#">リンク</a>

総務局	東京都メディアコントロール協議会	附属機関	法必 置	リン ク
総務局	東京都人権施策に関する専門家会議	専門家会 議	要綱	リン ク
総務局	ICT先進都市・東京のあり方懇談会	懇談会	要綱	リン ク
総務局	東京宝島推進委員会	専門家会 議	要綱	リン ク
総務局	東京都離島振興計画推進会議	連絡調整 会議	要綱	—
総務局	東京都震災復興検討委員会	連絡調整 会議	要綱	—
総務局	東京都震災復興検討会議	専門家会 議	要綱	リン ク
財務局	東京都入札監視委員会	専門家会 議	要綱	—
財務局	入札契約制度改革研究会	専門家会 議	要綱	—
財務局	最近の都財政に関する研究会	専門家会 議	要綱	—
財務局	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	専門家会 議	要綱	—
財務局	工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会	専門家会 議	要綱	—
財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関	法必 置	—
財務局	東京都財産価格審議会	附属機関	条例	—
財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会 議	要綱	—
財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会 議	要綱	—
主税局	東京都税制調査会	懇談会	要綱	リン ク
主税局	固定資産評価に関する検討会	専門家会 議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	条例	リン ク
生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関	条例	リン ク
生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関	条例	リン ク
生活文化局	東京都公益認定等審議会	附属機関	法必 置	リン ク
生活文化局	多文化共生推進委員会	専門家会 議	要綱	リン ク
生活文化局	共助社会づくりを進めるための検討会	専門家会 議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都男女平等参画審議会	附属機関	条例	リン ク
生活文化局	東京都男女平等参画を進める会	連絡調整 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都女性活躍推進会議	連絡調整 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都女性活躍推進会議専門委員会	専門家会 議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都消費生活対策審議会	附属機関	条例	リン ク
生活文化局	東京都多重債務問題対策協議会		要綱	

		専門家会議		リンク
生活文化局	東京都公衆浴場対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都私立学校審議会	附属機関	法必置	リンク
生活文化局	東京都私立学校技助成審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京芸術文化評議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都平和の日記念行事企画検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都消費者被害救済委員会	附属機関	条例	リンク
オリンピック・パラリンピック準備局	都立競技施設整備に関する諮問会議	専門家会議	要綱	リンク
オリンピック・パラリンピック準備局	新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザー会議	専門家会議	要綱	リンク
オリンピック・パラリンピック準備局	東京都スポーツ振興審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都国土利用審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都都市計画審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都土地利用審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都景観審議会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都広告物審議会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都住宅政策審議会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都常盤新線及び宅地開発の一体的推進協議会	連絡調整会議	法必置	リンク
都市整備局	東京都総合治水対策協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都豪雨対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
都市整備局	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会	専門家会議	法任意	リンク
都市整備局	新宿ターミナル協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都開発審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都都市復興基本計画検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都地域危険度測定調査委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	東京都都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会	附属機関	法必置	-



都市整備局	東京都計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発審査会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都計画事業篠崎駅東部土地区画整理審議会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都計画事業豊洲土地区画整理審議会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都計画事業有明北土地区画整理審議会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都計画事業晴海四・五丁目土地区画整理審議会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都建築審査会	附属機関	法必 置	リンク
都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	法必 置	リンク
都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	条例	—
都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	法必 置	—
都市整備局	東京都都営住宅高額所得者審査会	附属機関	条例	—
都市整備局	多摩ニュータウン地域再生検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都公害審査会	附属機関	法任 意	リンク
環境局	東京都環境保全推進委員会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京都環境審議会	附属機関	法必 置	リンク
環境局	東京都環境影響評価審議会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	排出量取引の運用に関する専門家委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都地域冷暖房区域指定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	水産社会の実現に向けた東京推進会議	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都フロン等回収・処理推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	大気中微小粒子状物質検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	低NOx・低CO <sub>2</sub> 小規模熱機機器認定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都粒子状物質減少装置指定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	附属機関	法必 置	リンク
環境局	土壌汚染対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク

環境局	東京都自然環境保全審議会	附属機関	法必置	リンク
環境局	地下水対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	屋形船水環境保全対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	東京都産業廃棄物審議会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京都産業廃棄物対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	東京都産業廃棄物処理施設の審査に係る専門委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門的検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京の自然公園あり方懇談会	懇談会	要綱	リンク
環境局	東京都再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	中小テナントビル低炭素パートナーシップ	専門家会議	要綱	リンク
環境局	削減義務実施に向けた専門的事項検討会	専門家会議	要綱	-
環境局	大気環境モニタリングに関する検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	化学物質対策検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	豊島五丁目地地リスク管理協議会	連絡調整会議	協定書	リンク
環境局	住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	ECO-TOPプログラム認定審査会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都特定外来生物(キョン)防除対策検討委員会	専門家会議	要領	リンク
環境局	緑のボランティア活動に関する指導者養成委員会	専門家会議	要綱	-
環境局	東京都エダシヤク類防除対策会議	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都カシノナガキイムシ被害対策会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都社会福祉審議会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都保健医療計画推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都医療審議会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	東京都特定機能病院連絡協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都リハビリテーション協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都糖尿病医療連携推進協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都脳卒中医療連携協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都在宅療養推進会議	専門家会議	要綱	リンク

福祉保健局	脳院支援情報システム検討会議	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都歯科保健対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	—
福祉保健局	東京都がん対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	救急医療対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	救急医療機関認定審査会	連絡調整会議	要綱	—
福祉保健局	東京都産産期医療協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都小児医療協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都災害医療協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都へき地医療対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都衛生検査所精度管理検討委員会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都医療安全推進協議会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都死因究明推進協議会	連絡調整会議	要綱	—
福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	法必置	—
福祉保健局	東京都看護師実務学資金選考委員会	附属機関	条例	—
福祉保健局	東京都ナースプラザ運営協議会	連絡調整会議	要綱	—
福祉保健局	東京都地域医療対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都地域医療支援センター運営委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	西多摩地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	南多摩地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	北多摩西部地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	北多摩南部地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	北多摩北部地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	島しょ地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	自殺総合対策東京会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	ウェルネス・チャレンジ事業推進検討会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都生活習慣病検診管理指導協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都地域がん登録事業運営委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都特殊疾病対策協議会		要綱	

		専門家会議		リンク
福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都原子爆弾被害者健康管理手当等認定委員会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都献血推進協議会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都ウイルス肝炎対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機関	法必置	—
福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機関	法必置	—
福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機関	法必置	—
福祉保健局	東京都福祉のまちづくり推進協議会	附属機関	条例	リンク
福祉保健局	東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都高齢者保健福祉施策推進委員会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機関	法必置	—
福祉保健局	東京都認知症対策推進会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都児童福祉審議会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	東京都子供・子育て会議	附属機関	法任意	リンク
福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機関	法必置	—
福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家会議	要領	—
福祉保健局	東京都母子保健運営協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都障害者施策推進協議会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	東京都障害者団体連絡協議会	連絡調整会議	要綱	—
福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機関	法任意	—
福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機関	法任意	—
福祉保健局	東京都障害者就労支援協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都地方精神保健福祉審議会	附属機関	法任意	リンク
福祉保健局	精神科救急医療体制整備検討委員会	連絡調整会議	要綱	—
福祉保健局	東京都老人性認知症専門療養調整委員会	専門家会議	要綱	—
福祉保健局	東京都精神医療審査会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	東京都小児精神障害診査会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会	専門家会議	要綱	リンク

福祉保健局	東京都自立支援協議会	連絡調整 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都食品安全審議会	附属機関	条例	リンク
福祉保健局	東京都麻薬中毒審査会	附属機関	法必 置	-
福祉保健局	東京都選挙審議会	附属機関	法任 意	リンク
福祉保健局	医薬分業に関する協議会	連絡調整 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都薬物情報評価委員会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都危険ドラッグ専門調査委員会	専門家会 議	要綱	-
福祉保健局	東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会	附属機関	条例	リンク
福祉保健局	東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都南多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都多摩立川保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都多摩府中保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都多摩小平保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都大気汚染医療費助成検討委員会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都環境保健対策専門委員会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都生活衛生審議会	附属機関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都動物愛護管理審議会	附属機関	条例	リンク
福祉保健局	東京都動物由来感染症検討会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都アレルギー疾患対策検討委員会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	健康・快適居住環境の指針検討会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都西多摩保健所感染症の検査に関する協議会	附属機関	法必 置	-
福祉保健局	東京都多摩立川保健所感染症の検査に関する協議会	附属機関	法必 置	-
福祉保健局	東京都多摩府中保健所感染症の検査に関する協議会	附属機関	法必 置	-
福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の検査に関する協議会	附属機関	法必 置	-
福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の検査に関する協議会	附属機関	法必 置	-
福祉保健局	東京都感染症予防医療対策審議会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都新たな感染症対策委員会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都エイズ専門家会議	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都新型インフルエンザ専門家会議	専門家会 議	要綱	-
福祉保健局	感染症救急搬送サーベイランス運用委員会	専門家会 議	要綱	リンク
福祉保健局	感染症医療体制協議会	専門家会 議	要綱	-
福祉保健局	一類感染症等対応連絡協議会		要綱	-

		連絡調整 会議		
福祉保健局	東京都蚊媒介感染症対策会議	専門家会 議	要綱	—
福祉保健局	東京都食品安全情報評価委員会	附属機関	条例	リ ク
福祉保健局	東京都花粉症対策検討委員会	専門家会 議	要綱	リ ク
福祉保健局	東京都障害者差別解消支援地域協議会	連絡調整 会議	要綱	リ ク
福祉保健局	医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員 会	専門家会 議	要綱	リ ク
福祉保健局	医療情報に関する理解促進委員会	連絡調整 会議	要綱	リ ク
福祉保健局	東京DMAT運営協議会	専門家会 議	要綱	リ ク
福祉保健局	東京都看護人材確保対策会議	専門家会 議	要綱	—
福祉保健局	東京都国民健康保険運営協議会	附属機関	条例	—
福祉保健局	東京都難病対策地域協議会	連絡調整 会議	要綱	—
産業労働局	東京都中小企業振興対策審議会	附属機関	条例	リ ク
産業労働局	東京都中小企業懸停審議会	附属機関	法任 意	—
産業労働局	東京都大規模小売店舗立地審議会	附属機関	条例	リ ク
産業労働局	東京都伝統工芸品産業振興協議会	懇談会	要綱	—
産業労働局	東京都観光事業審議会	附属機関	条例	リ ク
産業労働局	東京の観光振興を考える有識者会議	懇談会	要綱	リ ク
産業労働局	東京都信用保証補助審査会	附属機関	条例	—
産業労働局	東京都雇用・就業対策審議会	附属機関	法任 意	リ ク
産業労働局	東京都農林・漁業振興対策審議会	附属機関	条例	リ ク
産業労働局	東京都農業共済保険審査会	附属機関	法必 置	—
産業労働局	東京都森林審議会	附属機関	法必 置	リ ク
産業労働局	東京都総合資金制度融資協議会	連絡調整 会議	要綱	—
産業労働局	東京都農業振興地域整備促進協議会	連絡調整 会議	要綱	—
産業労働局	東京ブランド推進会議	専門家会 議	要綱	リ ク
産業労働局	東京ブランドのあり方検討会	専門家会 議	要綱	リ ク
産業労働局	江戸東京きらりプロジェクト推進委員会	懇談会	要綱	リ ク
建設局	東京都公園審議会	附属機関	条例	リ ク
建設局	東京都水防協議会	附属機関	法任 意	リ ク
建設局	東京都保管船舶処理委員会	附属機関	条例	リ ク
建設局	隅田川リネサンス推進協議会	連絡調整 会議	要綱	リ ク

建設局	建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議	専門家会議	要綱	リンク
建設局	事業評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
建設局	河川整備計画専門家委員会	専門家会議	法任意	リンク
港湾局	東京都港湾審議会	附属機関	法必置	リンク
会計管理局	東京都会計基準委員会	専門家会議	要綱	—
会計管理局	東京都公金管理アドバイザー会議	専門家会議	要綱	—
青少年・治安対策本部	東京都青少年問題協議会	附属機関	法任意	リンク
青少年・治安対策本部	東京都青少年健全育成審議会	附属機関	条例	リンク
青少年・治安対策本部	若者の自立等支援連絡会議	連絡調整会議	要領	リンク
青少年・治安対策本部	こころの東京革命推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	「中学生の職場体験」推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京子ども応援協議会	連絡調整会議	規約	リンク
青少年・治安対策本部	子供に万引きさせない連絡協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京都推奨携帯電話端末等検討委員会	専門家会議	規則	リンク
青少年・治安対策本部	東京都子供・若者支援協議会	附属機関	法任意	リンク
青少年・治安対策本部	東京都安全・安心まちづくり協議会	連絡調整会議	規約	リンク
青少年・治安対策本部	東京都交通安全対策会議	附属機関	法必置	リンク
青少年・治安対策本部	首都交通対策協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	ひきこもりに係る連絡調整会議	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会	連絡調整会議	要綱	—
青少年・治安対策本部	高齢者交通安全対策推進会議	連絡調整会議	要綱	—
青少年・治安対策本部	ハイパスムーズ東京推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立病院経営委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	東京都立病院倫理委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立・公社病院診療データバンク構想検討委員会	専門家会議	要綱	—
病院経営本部	首都災害医療センター(仮称)基本構想検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立病院医療安全推進委員会	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	東京都卸売市場審議会	附属機関	法任意	リンク

中央卸売市場	東京都中央卸売市場取引業務運営協議会	附属機関	法任意	リンク
中央卸売市場	新市場建設協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
中央卸売市場	委託手数料届出事項審査委員会	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
中央卸売市場	豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会	専門家会議	要綱	-
中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会	専門家会議	要綱	-
教育庁	東京都産業教育審議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都特別支援教育就学支援委員会	専門家会議	要綱	-
教育庁	東京都教科用図書選定審議会	附属機関	法必置	リンク
教育庁	東京都学校保健審議会	附属機関	条例	-
教育庁	東京都生涯学習審議会	附属機関	法任意	-
教育庁	東京都文化財保護審議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都立図書館協議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会	附属機関	条例	-
教育庁	東京都いじめ問題対策連絡協議会	連絡調整会議	条例	-
水道局	東京都水道事業経営問題研究会	専門家会議	要綱	リンク
水道局	東京都水道局事業評価委員会	専門家会議	要綱	-
水道局	東京都水道局運営体制専門家会議	専門家会議	要綱	リンク
水道局	東京都水道局資金運用管理委員会	専門家会議	要綱	-
水道局	東京都水道局民有林購入基準検討委員会	専門家会議	要綱	-
下水道局	東京都下水道局アドバイザーボード	専門家会議	要綱	リンク
下水道局	新技術委員会	専門家会議	要綱	-
東京消防庁	火災予防審議会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	千代田区消防団運営委員会	附属機関	条例	-
東京消防庁	中央区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	港区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	品川区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	大田区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	目黒区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	世田谷区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク



東京消防庁	澁谷区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	新宿区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	中野区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	杉並区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	文京区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	豊島区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	北区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	板橋区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	練馬区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	台東区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	荒川区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	足立区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	墨田区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	江東区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	葛飾区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	江戸川区消防団運営委員会	附属機関	条例	-
東京消防庁	東京消防庁救急業務懇話会	専門家会議	規約	リンク
東京消防庁	東京都住宅防火対策推進協議会	専門家会議	規程	リンク

サイトポリシー | アクセシビリティ方針 | 個人情報保護方針 | 使い方ヘルプ | 問い合わせ先

<問い合わせ先> 総務局人事部人事課  
 TEL:03(5388)2372 FAX:03(5388)1255  
 MAIL:S0000016(at)section.metro.tokyo.jp  
 ※(at)を@に変えて送信してください  
 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号  
 Copyright© 2014 総務局人事部 All rights reserved.

東京都の附属機関

附属機関

附属機関等の会議開催スケジュール

各附属機関等の会議については、担当部署までお問い合わせください。

開催年月日	開催時間	機関名称	開催場所	議題	公開区分	非公開理由	傍聴定員	傍聴手続き	担当部署	連絡先
平成29年 4月20日 (木)	13:30~ 15:30	平成29年度東京 希理環境影響評価 審議会第1部会 (第1回)	新庁舎第2 本庁舎31 階 特別会 議室21	(1) 審議 ①東日本旅客鉄道株 式有限(子会取付近)連続立体交 差事業「環境影響評価書案」に係 る項目別審議 ②「相生都市計 画」第3-3-3の1号第五市 街区域(福生市大井町川)建設 事業「環境影響評価書案」に係 る項目別審議 ③「豊洲地区第1 種市街地再開発事業」環境影響 評価書案に係る項目別審議 (2) その他	公開		30人	傍聴の受付は午後1時から行いま す。	環境局総務部環境政 策課	電話 03-5388-3561,03- 5388-3562 FAX 03-5388-1377
平成29年 4月21日 (金)	13:00~	東京都多摩小平 保健所大気汚染 障害者認定審査 会	福祉保健 局東京都 多摩小平 保健所	東京都多摩小平保健所管内に おける気管支ぜん息等の医療 費補助申請の適否に係る審議 等	非公開	本審査会は、申請者の 個人情報を含むため非 公開となります。			福祉保健局東京都多 摩小平保健所保健対 策課保健対策担当	電話 042-450-3111 FAX 042-450-3261
平成29年 4月21日 (金)	13:30~	東京都多摩小平 保健所感染症の 発生に関する協議 会	福祉保健 局東京都 多摩小平 保健所	東京都多摩小平保健所管内に おける就業施設の通知、入院勧 告、入院期間の延長及び医療費 公費負担の申請等についての 審議等	非公開	本協議会は、患者の個 人情報を含むため非公 開となります。			福祉保健局東京都多 摩小平保健所保健対 策課保健対策担当	電話 042-450-3111 FAX 042-450-3261
平成29年 4月21日 (金)	14:00~ 16:00	東京新行政不服 審査会第8回第2 部会	第一本庁 舎12階会 議室	審査請求に係る事件の調査審 議	非公開	個人のプライバシー保 護及び企業・団体等の 秘密保護のため、条例 10条により非公開とな ります。			総務局総務部法務課	電話 03-5388-2572
平成29年 4月21日 (金)	14:00~	東京都南多摩保 健所大気汚染評 価者認定審査会	福祉保健 局南多摩 保健所	東京都南多摩保健所管内にお ける気管支ぜん息等の医療費 助成申請の適否に係る審議等	非公開	本審査会は、申請者の 個人情報を取り扱った ため非公開となります			福祉保健局南多摩保 健所保健対策課保 険対策担当	電話 042-571-7661 (代) FAX 042-375-6097 (代)
平成29年 4月21日 (金)	16:30~ 18:00	東京未来ビジョン 懇談会(第2回)	新庁舎~ 本庁舎7階 中会議室	「東京の未来、東京の可塑性」 (生活・仕事)など	公開			会議室での開催はできません(取 材はフルオープン)。なお、後日議 事資料及び議事録をホームページ 以上に公開します。	政策企画局計画部計 画課	電話 03-5388-2131 FAX 03-5388-1210
平成29年 4月24日 (月)	10:00~ 12:00	東京新行政不服 審査会第6回第1 部会	第一本庁 舎12階会 議室	審査請求に係る事件の調査審 議	非公開	個人のプライバシー保 護及び企業・団体等の 秘密保護のため、条例 10条により非公開とな ります。			総務局総務部法務課	電話 03-5388-2572
平成29年 4月24日 (月)	13:30~ 15:30	東京都建築審査 会	新庁舎第2 本庁舎31 階北新特 別会議室 21(予定)	建築基準法に規定する各種許 可の同意(予定)	公開		30人	4月17日(月)付けで、都市整備局 ホームページ上に議程が公表され ます。傍聴を希望される方は、公表 後、事前に右記問い合わせ先にお 電話にて御連絡ください。定員を越 えた場合は抽選を行います。	都市整備局市街地建 築課建築課	電話 03-5388-3334 FAX 03-5388-1356

## 附属機関等の運営に関する基本事項

(平成29年4月1日時点)

所管局【〇〇局】

機関名称	東京都〇〇〇〇審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	〇〇法第17条
設置年月日	平成15年△△月××日
機関の目的 ・所掌内容	東京都が実施する〇〇業務の計画及び実施について審議を行う
委員数	15人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	一部非公開
会議 非公開理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。
議事録公開	公開
議事録 非公開理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで、非公開または一部非公開とする場合がある。
備考	-
HPのURL	<a href="http://www.soumu.metro.tokyo.jp/03jinji/〇〇">http://www.soumu.metro.tokyo.jp/03jinji/〇〇</a>
問い合わせ先	〇〇局〇〇部〇〇課 電話番号：03-5388-〇〇〇〇

# 情報公開調査チーム 検討状況報告 <審議会等の情報公開>

## 1 制度概要

- 概要
  - ・ 地方自治法に基づく審議会等の附属機関及びこれに類似する懇談会等の情報公開について、以下のとおり規定
- 情報公開の取扱い
  - ・ 附属機関等設置運営要綱、同取扱通知で規定〔要綱〕会議、議事録は原則公開〔通知〕議事録は全文又は要旨（審議過程が分かるもの）を公開

## 2 現状分析と課題

- 会議・議事録とともに非公開割合が約3割
  - ・ 他道府県と比較し、会議・議事録の非公開割合が高い〔会議の非公開割合〕他自治体30.6% ⇨ 都(H28春)33.9%
  - ・ 議事録を公開している場合でも、取扱通知で認める議事録要旨の公開にとどまっている例も散見（約3割）
- 審議会等の運営情報に容易にアクセスできない状況
  - ・ 会議の開催情報等の多くが各局・機関のホームページにおいて、個別に公表されており、分かりにくい状況
  - ・ 他自治体においては、各審議会情報を集約するなど情報へのアクセスのしやすさの点から先進的な事例もあり、改善が必要

## 3 取組内容

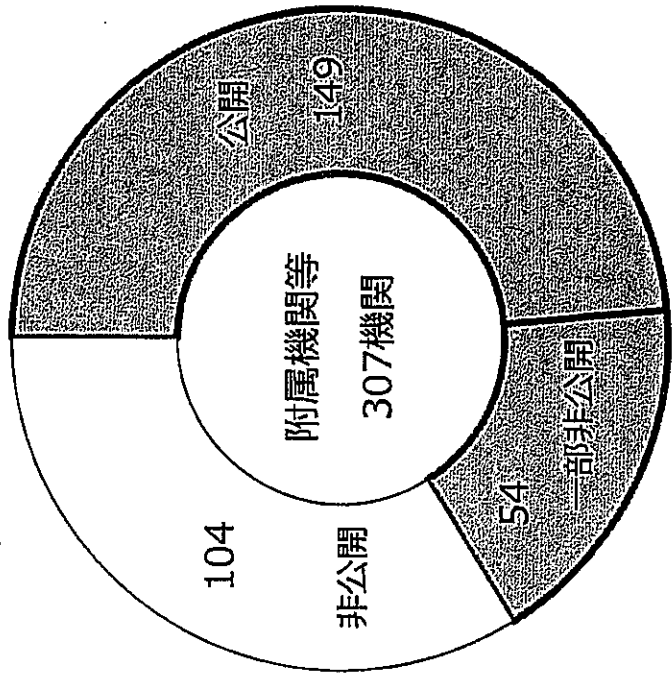
- 都民ファーストの視点から、附属機関等の会議や議事録の公開を一層拡大
  - 情報へのアクセス向上の観点から、他自治体の先進事例も踏まえ、附属機関等の運営情報の公表方法などを改善
- ① 会議の公開を拡大【平成28年10月から実施】
  - ・ 公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を9月に実施
  - ・ 自己点検で、非公開としていた会議について、非公開の理由や運営方法を精査し、公開の可否を再検討した結果、10月から公開の割合が拡大〔会議の非公開割合〕 33.9% (点検前) ⇒ 25.0% (点検後)
  - 〔議事録の非公開割合〕 29.6% (点検前) ⇒ 18.4% (点検後)
- ② 議事録の公開方法を見直し【平成28年10月から実施】
  - ・ 取扱通知を改正し、議事録を「原則全文公開」へと見直し
  - ・ 議事録非公開の場合でも、会議の概要等を公表するよう努める
- ③ 附属機関等の運営情報の更なる公表【平成28年10月から実施】
  - ・ 各機関ごとに、会議の公開の有無、非公開理由等をまとめた「基本事項」を公表
  - ・ 各機関の会議予定を集約した「会議開催スケジュール」を公表
- 引き続き、毎年度チェックリストによる自己点検を継続的に実施し、附属機関等の情報公開を推進

# 現状分析と課題

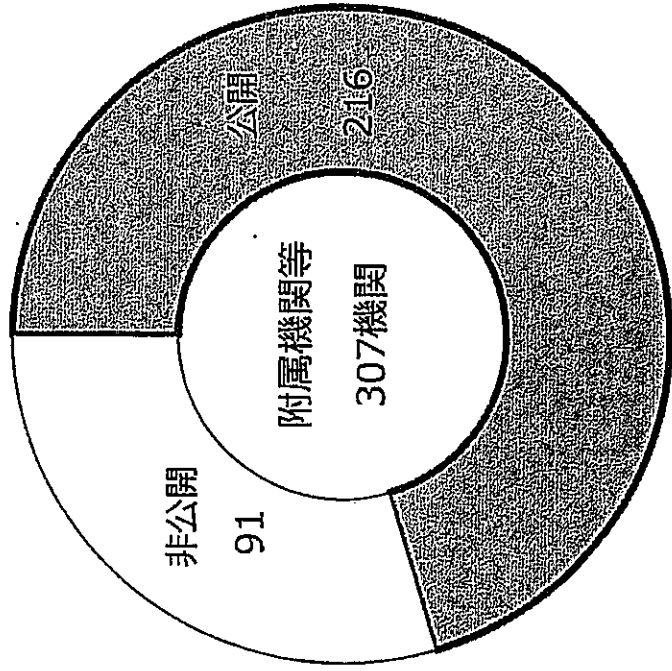
## 附属機関等の会議・議事録の公開状況〔H28春〕

- 会議の公開又は一部非公開の割合は66.1%
- 議事録の公開割合は70.4%

<会議の公開状況〔H28春〕>



<議事録の公開状況〔H28春〕>



# 情報公開調査チーム 検討状況報告<審議会等の情報公開>

## 現状分析

【他道府県等調査】〔H28.9月調査〕

○ 他自治体の附属機関等の会議・議事録の公開状況を調査

※ 調査回答ありの27団体を集計（9/16現在）

### ①会議の公開状況

・ 会議の公開状況は他自治体と比較しても、非公開の割合が高い状況（会議非公開の割合）

他自治体平均：30.6%

都〔H28春〕：33.9%

### ②議事録の公開状況

・ 議事録の公開状況は他自治体と比較しても、非公開の割合が高い状況（議事録非公開の割合）

他自治体平均：28.0%

都〔H28春〕：29.6%

### ③附属機関等の運営情報へのアクセス

・ 他自治体においては、附属機関等の運営情報の公表について、情報へのアクセスのしやすさの点から、会議情報を一元的に集約して公表するなど先進的な事例あり

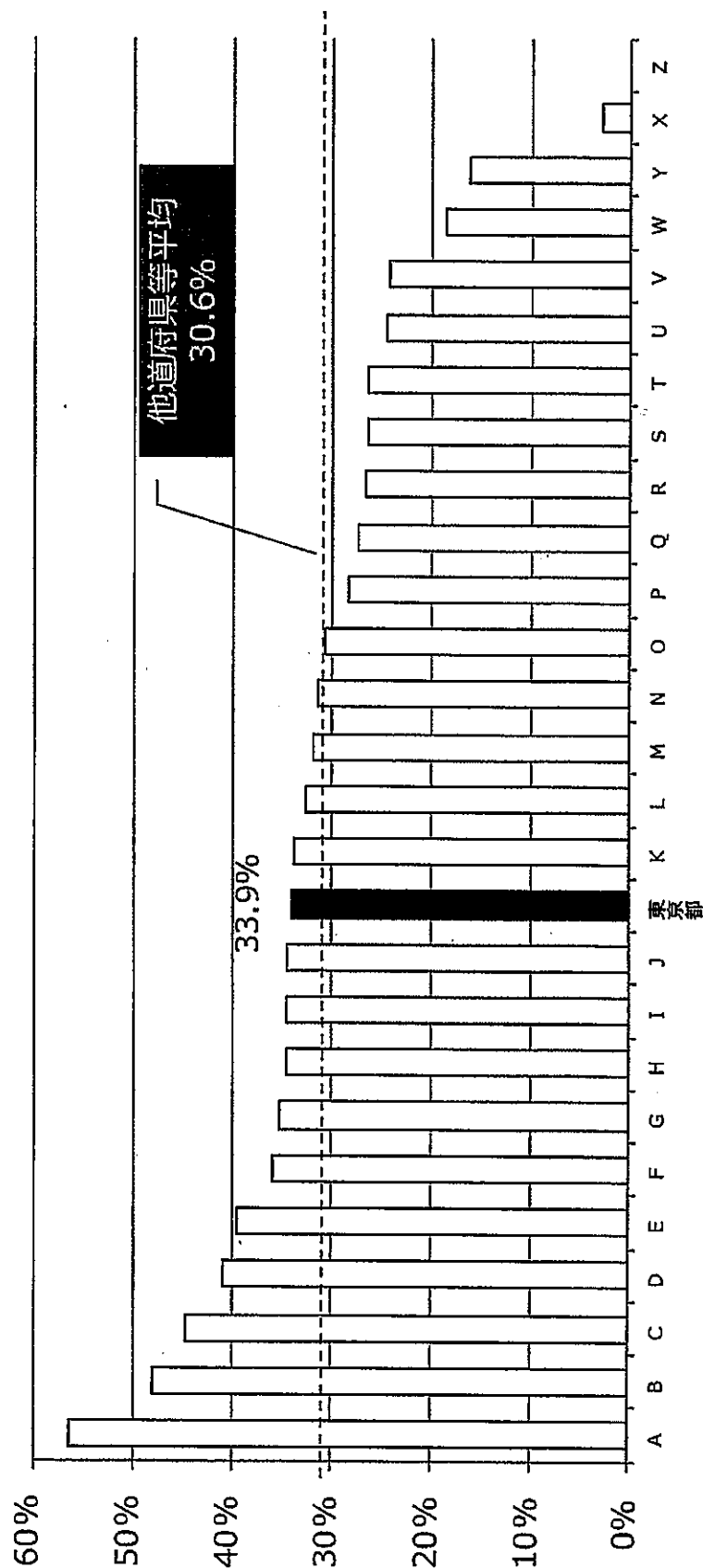
※ 他道府県等のホームページを調査

# 現状分析と課題

## 他道府県等調査結果（会議の公開状況）

- 他自治体の会議の非公開割合は約3割
- 都の会議の非公開割合は33.9%であり、他自治体と比較して高い状況

＜附属機関等の会議の非公開割合＞



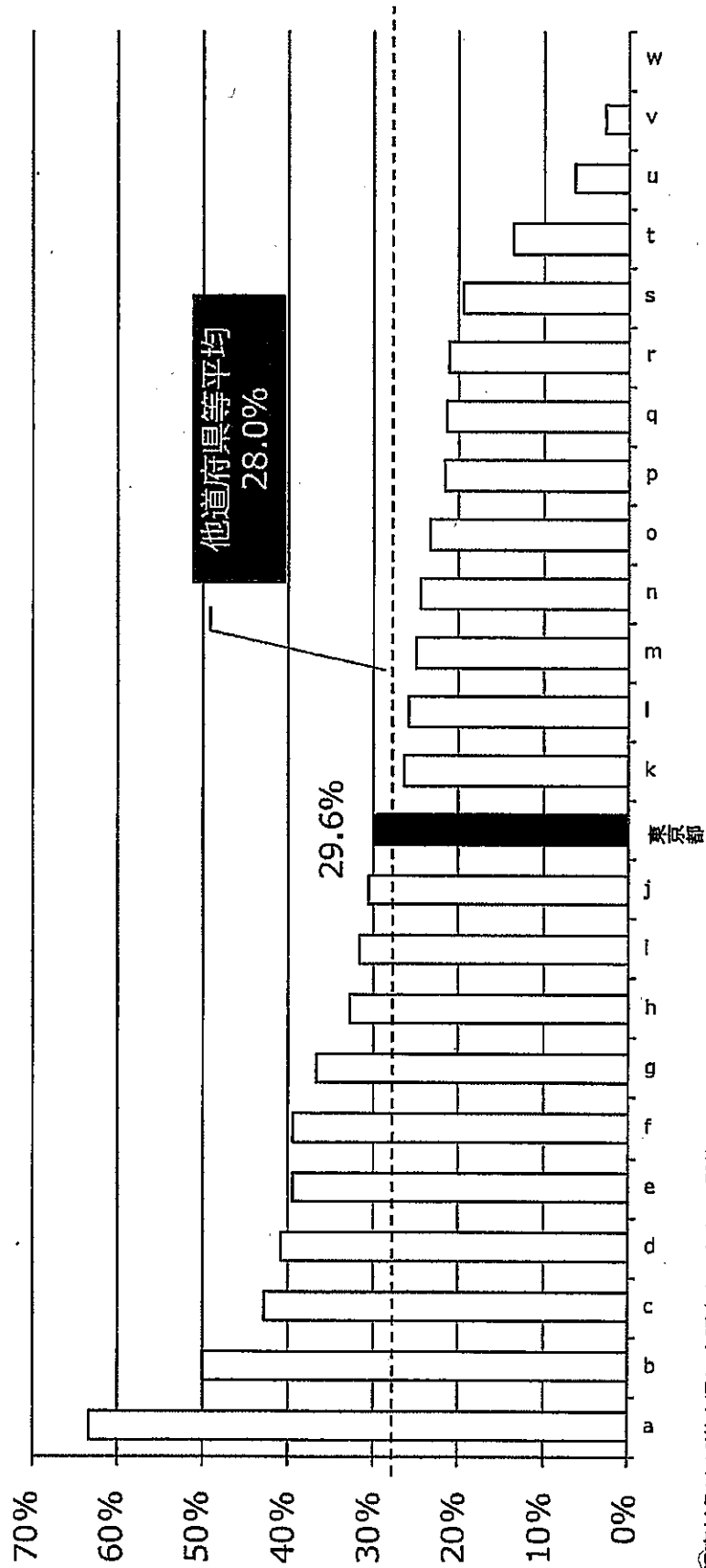
4 ※ 調査対象は46道府県に大阪府をいれた47団体  
 ※ 会議の公開状況について調査回答あり（9/16現在）の26団体を集計

# 現状分析と課題

## 他道府県等調査結果（議事録の公開状況）

- 他自治体の議事録の非公開割合は約3割
- 都の議事録の非公開割合は29.6%であり、他自治体と比較して高い状況

<附属機関等の議事録の非公開割合>



※ 調査対象は46道府県に大阪府をいれた47団体  
 ※ 議事録の公開状況について調査回答あり（9/16現在）の23団体を集計



## 現状分析と課題

### 他道府県等ホームページ調査結果（運営情報の公表）

- 附属機関等の運営に関する基本事項の公表と、会議開催スケジュールを一元化し、一覧で公表している自治体は16団体

<ホームページにおける附属機関等の運営情報の公表>

あり	17団体	16団体	あり
なし	11団体 (東京都含む)	4団体	なし
基本事項の公表			会議開催予定の公表

4※ 他道府県等のホームページを調査  
調査対象は46道府県に大阪市をいれた47団体

# 情報公開調査チーム 検討状況報告<審議会等の情報公開>

## 取組内容

### チェックリストによる自己点検 (H28.9月実施)

- 会議・議事録の公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を実施
- 非公開としていた会議であっても、その非公開の理由や運営方法の精査により、公開の可能性を検討

### <会議・議事録の公開状況チェックリスト>

#### 会議の公開状況に関する項目

- ・ 会議の公開（傍聴）の有無
- ・ 非公開の場合の理由
- ・ プレスの取扱い

#### 議事録の公開状況に関する項目

- ・ 議事録の公開の有無
- ・ 非公開の場合の理由
- ・ 公開方法と公開内容

# 情報公開調査チーム 検討状況報告<審議会等の情報公開>

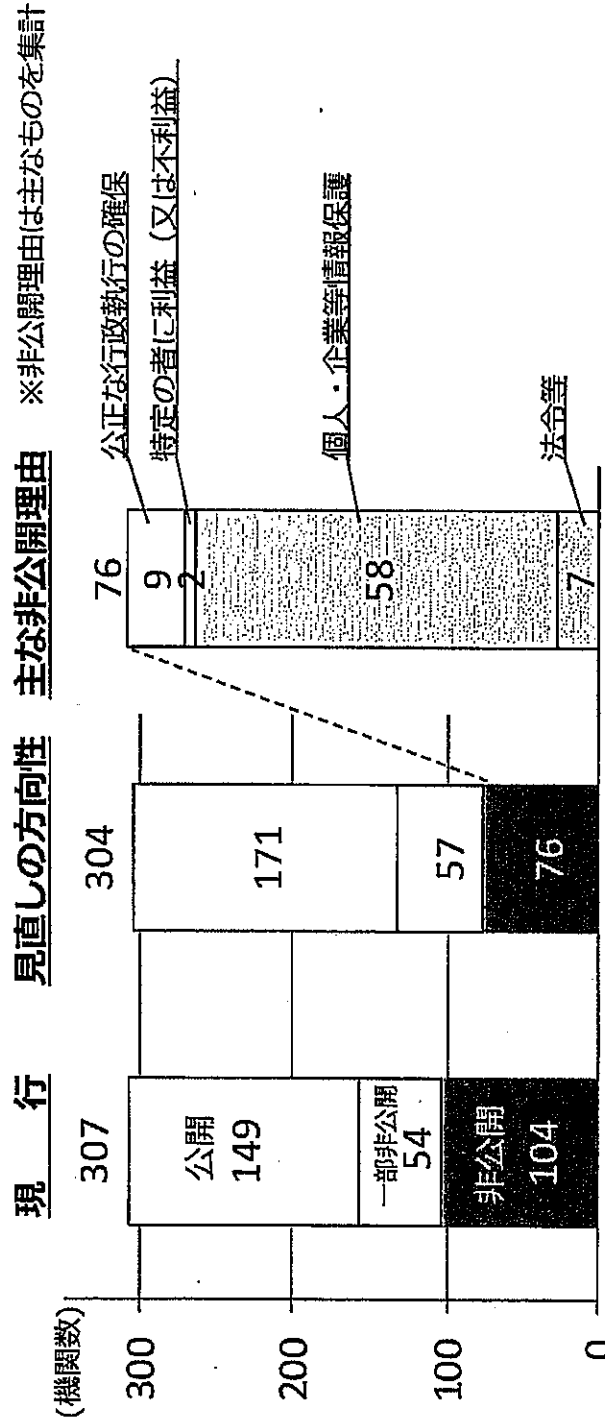
## 取組内容

### ① 会議の公開を拡大

- 自己点検により、類似の機関の公開状況を踏まえ、非公開理由を精査し、  
会議の公開を拡大

<会議の公開状況と主な非公開理由>

- ・ 会議の非公開は約4分の1減少し、非公開割合は25.0%まで改善（他団体平均30.6%）
- ・ 主な非公開理由は、個人・企業等情報保護や法令等によるものが8割超



※ 3機関は廃止の方向で検討

# 情報公開調査チーム 検討状況報告<審議会等の情報公開>

## 取組内容

### ② 議事録の公開方法を見直し

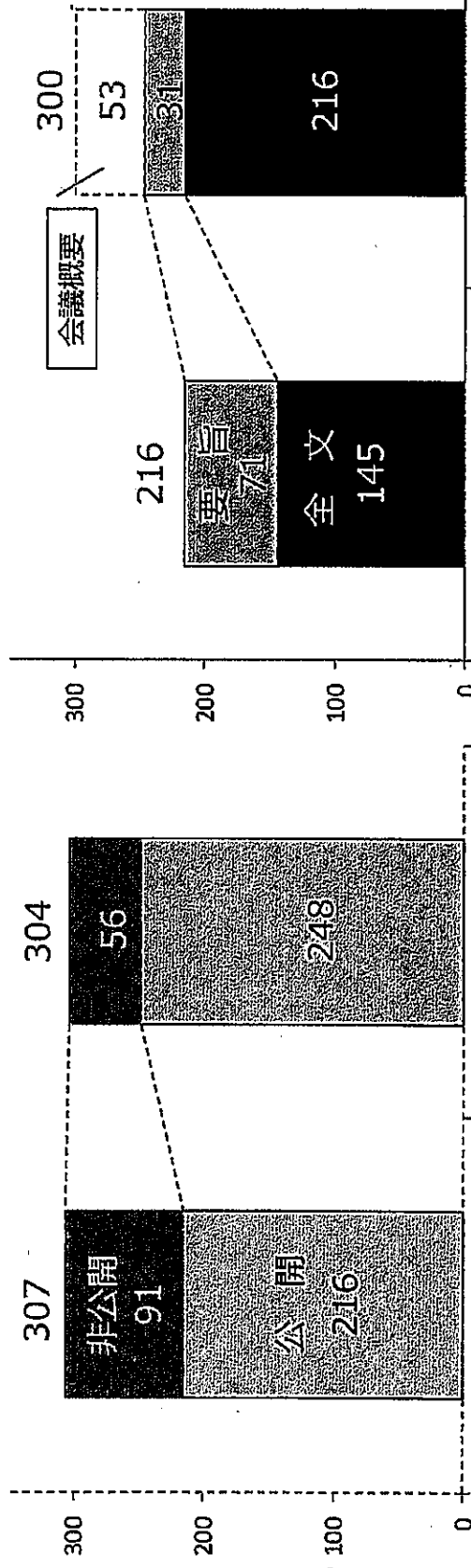
- 附属機関等設置運営要綱の取扱通知を改正し、議事録を「原則全文公開」へと見直し
- 会議非公開の場合でも、会議の概要等を公表

#### <議事録の公開・非公開の状況>

- ・ 議事録の非公開は、約4割減少し、非公開割合は18.4%まで改善（他団体平均28.0%）
- ・ 議事録非公開56機関のうち、53機関は会議の概要等を公表

#### <議事録の公開方法>

(機関数) 現行 見直しの方向性 現行 見直しの方向性



※ 3機関は廃止の方向で検討

## 取組内容

### 附属機関等設置運営要綱の取扱通知の改正案

- 附属機関等の情報公開を一層推進するため、議事録の公開を「原則全文公開」とするなど、「附属機関等設置運営要綱の取扱いについて（通知）」を改正

<取扱通知の主な改正内容（案）>

現 状	改 正 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議事録は、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、全文または要旨を公開</li> <li>○ 但し、要旨による公開の場合は、審議の過程がわかるようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議事録は、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、<u>原則として全文を、会議開催後速やかに公開</u></li> <li>○ なお、要旨による公開の場合は、<u>審議の過程がわかるように</u>すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議開催の告知や議事録等の公開にあたっては、報道発表や東京都の公式ホームページを積極的に活用し、広く周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議開催の告知や議事録等の公開にあたっては、<u>東京都の公式ホームページに掲載することとし、報道発表などを積極的に活用し、広く周知</u></li> </ul>

#### 議事録等の公開内容

#### 議事録等の公開方法

# 情報公開調査チーム 検討状況報告<審議会等の情報公開>

## 取組内容

### ③ 附属機関等の運営情報の更なる公表

- 各機関の会議の公開の有無、非公開の場合の理由等を明記した「附属機関等の運営に関する基本事項」をホームページ上で公表
- 情報公開のポータルサイトへの移行も視野に10月から試行実施

<「附属機関等の運営に関する基本事項」イメージ>

○ 審議会等名をクリックし、詳細情報が表示

所管局	機関名称	種別	設置根拠
〇〇局	〇〇審議会	附属機関	法必置
・	・	・	・
・	・	・	・
〇〇局	〇〇協議会	連絡調整会議	要綱

機関名称	設置年月日	機関の目的 所掌内容	会議公開	非公開理由	関係情報の 事前周知	議事録公開	議事録等のHP へのリンクから 確認
〇〇審査会	平成〇〇年〇月〇日	●●にかかる審査請求につき、●●が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして答申する。	非公開	個人のプライバシー保護及び企業・団体等の秘密保護のため、条例10条の規定により非公開としている。	あり	公開	・ 議事録等はHPへのリンクから確認
●●局●●部●●課	●●-●●-●●-●●-●●	電話番号：●●-●●-●●-●●-●●					ホームページへのリンク

## 附属機関等の運営に関する基本事項

(平成28年4月1日時点)

所管局【〇〇局】

機関名称	東京都〇〇〇〇審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	〇〇法第17条
設置年月日	平成15年△△月××日
機関の目的 所掌内容	東京都が実施する〇〇業務の計画及び実施について審議を行う
委員数	15人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	一部非公開
会議 非公開理由	—
会議を非公開と する場合の理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで非公開とする場合がある。
開催情報の 事前周知	あり
事前周知を しない理由	個人のプライバシーや企業秘密など、保護すべき情報が議論の俎上になることも想定される場合は、事前に委員会に諮り了承を得ることで会議を非公開とし、事前告知をしない場合がある。
議事録公開	公開
議事録 非公開理由	—
議事録を非公開と する場合の理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合については、委員会に諮り了承を得ることで、非公開または一部非公開とする場合がある。
備考	
問い合わせ先	〇〇局〇〇部〇〇課 電話番号：03-5388-〇〇〇〇

〇〇〇審議会のページ (リンク)

# 情報公開調査チーム 検討状況報告<審議会等の情報公開>

## 取組内容

### ③ 附属機関等の運営情報の更なる公表

- 各機関の会議の開催情報を集約した「附属機関等の会議開催スケジュール」をホームページ上で公表
- 情報公開のポータルサイトへの移行も視野に10月から試行実施

<「会議開催スケジュール」イメージ>

○ 審議会等名をクリックし、詳細情報が表示

開催年月日	開催時間	審議会等名	担当部署
平成28年9月5日	10時00分 ～ 12時00分	〇〇審議会	〇〇局〇〇部 〇〇課〇〇担当
	15時00分 ～ 16時00分	〇〇調査会	〇〇局〇〇部 〇〇課〇〇担当
平成28年9月6日	—	—	—
平成28年9月7日	14時00分 ～ 16時00分	〇〇審議会	〇〇局〇〇部 〇〇課〇〇担当

審議会等名	〇〇審議会
開催年月日	平成28年9月5日
開催時間	10時00分～12時00分
開催場所	第一本庁舎13階南側 〇〇会議室
議題	(1)〇〇〇 (2)〇〇〇
傍聴定員	10名
傍聴手続	傍聴の受付は、開催予定時刻の30分前から先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。 なお、傍聴の申し込みが会議の開催予定時刻の30分前において、定員を超えている場合は抽選を行います。
注意事項	議題(2)は、〇〇により非公開となります。 議題(1)終了時点で、傍聴者・取材関係者はご退席いただくこととなりますので、予めご了承ください。
問い合わせ先	〇〇局〇〇部〇〇課 連絡先 03-5388-1111



## 5 公益通報制度の拡充

## テーマ

### 公益通報制度の拡充

#### 現行制度の概要

##### ○ 概要

東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令違反（都条例違反も含む。）があると思われる場合に、内部窓口又は外部（弁護士）窓口に都民及び職員等が通報することができる制度

（平成28年11月「公益通報の処理に関する要綱」を改正）

#### 従前の制度及び課題

##### 1 制度概要

###### ○公益通報者保護法に基づき実施

- ・公益通報者保護法に規定された法律違反を対象
- ・全庁及び各局等に公益通報の窓口を設置
- ・職員からの内部通報にのみ対応（実名通報のみ）
- ・受理件数等は非公表

##### 2 現状分析と課題

###### ○通報対象となる法律違反行為が限定

- ・39道府県では、公益通報者保護法で規定する法律違反に限定することなく対象を拡大

###### ○職員が受け付けるため、心理的な抵抗感あり

- ・32府県が外部窓口を設置し、主に弁護士に依頼

###### ○都民等外部からの法令違反を通報する窓口は未設置

- ・外部窓口を設置している団体のうち、3県については、職員だけでなく住民からの通報も受付

###### ○通報への対応状況が不明確

- ・28府県では、件数・処理状況等を公表

#### 取組内容・取組成果

##### 1 取組経過

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 平成28年  | ・全職員宛て、新たな公益通報制度の案内メールを発出 |
| 10月31日 | ・公益通報の庁内ポータルサイト（職員向け）を更新  |

- 平成 28 年 11 月 1 日
  - ・新制度を運用開始
  - ・公益通報の処理に関する要綱を改正
  - ・公益通報の処理に関する要綱の運用について（通知）を发出
  - ・東京都ホームページに、公益通報制度のページを開設
  
- 平成 28 年 12 月 1 日
  - ・広報東京都 1 2 月号に、公益通報制度に関する記事を掲載
  
- 平成 29 年 2 月 22 日
  - ・汚職等非行防止月間（2 月）の取組として、全職員宛て、新たな公益通報制度の案内メールを发出
  
- 平成 29 年 4 月 1 日
  - ・組織改正に伴い、「公益通報の処理に関する要綱」及び「公益通報の処理に関する要綱の運用について（通知）」を改正

## 2 取組内容

- 通報対象を法令（条例・規則を含む）違反行為全般に拡大
- 新たに公益通報弁護士窓口（外部窓口）を設置
- 都民等からの通報も受付
- 受理件数等処理状況の概要を公表

## 3 取組成果

### ○受理件数

平成 23 年 4 月～28 年 10 月までの 5 年 7 か月間で 3 件

⇒ 平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月までの 5 か月間で 13 件

（公益通報窓口で対応した通報・相談・苦情等の総件数 ⇒ 約 150 件）

### ○処理状況

区分	是正措置を行う必要があるもの	調査中のもの	法令等違反に当たらないもの	計
東京都の事務・事業に関すること	1	3	7	11
職員の服務に関すること	0	1	1	2
計	1	4	8	13

（東京都教育委員会、東京消防庁及び警視庁を除く）

## 今後の取組

- 通報内容への適切な対応や、通報から明らかになった課題について全庁的な対策を実施することにより、都の事務事業の適正化や改善を図り、都民の信頼を確保していく。
  - 研修の拡充や広報の充実等、制度の利用促進に向けた取組を進めていく。
  - 今後は、新たに設置したコンプライアンス推進委員会（※）を中核に、都のコンプライアンスを推進していく。
- （※） 副知事を委員長、各局長を委員として、新たに設置する委員会

## 公益通報の処理に関する要綱

(制定) 平成18年3月17日

17総人第1132号

(改正) 平成22年4月1日

21総人第2052号

(改正) 平成25年3月28日

24総人第1547号

(改正) 平成28年10月21日

28総監第208号

(改正) 平成29年4月1日

28総監第376号

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報の処理に関し、法令違反の是正及びその未然防止を図るとともに、知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局（以下「知事部局等」という。）において、公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 知事部局等の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。）である者をいう。
- 二 派遣労働者 知事部局等の事業に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である者をいう。
- 三 契約先等の労働者 事業者（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。）が知事部局等との契約に基づいて行う事業に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う知事部局等の公の施設の管理の業務に従事する労働者である者をいう。
- 四 職員等 職員、派遣労働者及び契約先等の労働者をいう。
- 五 職員通報 職員等が、知事部局等の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為（職員等の私生活上の行為を除く。以下同じ。）が、次のいずれかに該当すると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。
  - ア 法令違反行為
  - イ 業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為

- ウ 法令違反につながるおそれのある行為
- 六 都民通報 都民等が知事部局等の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為が、前号アに該当すると思料する場合に、当該行為について行う通報をいう。
- 七 相談 職員等及び都民等が、通報処理の仕組み、通報対象事実の該当の有無等について、公益通報窓口に対し助言を求めることをいう。
- 八 公益通報 職員通報及び都民通報をいう。ただし、次の各項目に当たる場合は、公益通報には当たらないものとする。
  - ア 苦情、要望、意見又は相談に該当するとき。
  - イ 知事部局の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為についての通報ではないとき。
  - ウ 第5号に掲げる行為に該当しないことが明確であるとき。
  - エ 同一の通報者からの同趣旨の公益通報であるとき。
  - オ 既に関係する部局が公益通報の対象となった事実に対応しているとき。
  - カ 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められるとき。
- 九 法令違反行為 法令（条例、規則その他の規定を含む。）に違反する行為をいう。
- 十 業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為 職務の遂行に当たって、あらかじめ定められた要綱、要領その他業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為をいう。
- 十一 法令違反につながるおそれのある行為 法令違反の状態には至っていないものの、その行為の態様が法令の趣旨及び目的に反し、放置しておくとならば法令違反につながるおそれがある行為をいう。

（公益通報窓口）

第3条 公益通報の窓口は次の各号のとおりとする。

- 一 職員通報 所属長である上司（以下「上司」という。）、第5条第1項に規定する局窓口、第6条に規定する部所担当課、第7条に規定する全庁窓口及び第8条第1項に規定する弁護士窓口
- 二 都民通報 第7条に規定する全庁窓口及び第8条第1項に規定する弁護士窓口

（局長等の責務）

- 第4条 局長及びこれに相当する職にある者（以下「局長等」という。）は、公益通報又は相談があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 局長等は、職員等が、公益通報又は相談をしたことを理由として、当該局の事業に従事する職場で不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

（局窓口の設置、担当者の選任）

第5条 人事主管課を局の公益通報窓口（以下「局窓口」という。）とする。

- 2 人事主管課長は、局窓口の公益通報担当者（以下「担当者」という。）を置く。
- 3 人事主管課長は、人事主管課の常勤の一般職員のうちから、課長代理級の職員を含む複数の者を担当者に選任する。

(部所担当課の指定)

第6条 局長等は、本庁各部及び2級事業所単位に部・事業所公益通報担当課(以下「部所担当課」という。)を指定する。

(全庁窓口の設置)

第7条 総務局コンプライアンス推進部を全庁の公益通報窓口(以下「全庁窓口」という。)とする。

(弁護士窓口の設置)

第8条 弁護士窓口を設置し、公益通報担当弁護士(以下「担当弁護士」という。)を置く。

- 2 担当弁護士は、現に弁護士の資格を有し、弁護士窓口の業務に必要な識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 担当弁護士の任期は、1年とする。
- 4 担当弁護士は、再任することができる。

(公益通報窓口の職務)

第9条 局窓口は、公益通報を受けた場合等は、全庁窓口に対し、速やかに報告するとともに、調査を行い、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置及び再発防止措置(以下「是正措置等」という。)を講じる。

- 2 部所担当課は、公益通報を受けた場合等は、局窓口に対し、速やかに報告するとともに、局窓口の指導の下、必要に応じて調査を行う。
- 3 上司は、公益通報を受けた場合は、部所担当課に対し、速やかに報告するとともに、部所担当課の指導の下、必要に応じて調査を行う。
- 4 全庁窓口は、公益通報を受けた場合は、局窓口に対し、速やかに通知する。また、他の任命権者との連絡調整、局窓口に対する指導及び助言等を行うほか、複数の局に関係するなど、都又は知事部局等全体に影響を及ぼす程度の重要な事案、措置に緊急を要する事案等については、局窓口と連携して調査を行う。
- 5 担当弁護士は、公益通報を受けた場合は、全庁窓口に対し、速やかに報告する。
- 6 公益通報窓口は、相談を受けた場合は、助言を適切に行う。

(公益通報・相談)

第10条 職員等は、公益通報窓口に対して、電子メール、ファクシミリ、郵送、電話又は面談により、公益通報又は相談をすることができる。ただし、弁護士窓口に対しては、電子メール又はファクシミリによるものに限る。

- 2 都民等は、全庁窓口又は弁護士窓口に対して、電子メール又はファクシミリで公益通報又は相談することができる。
- 3 担当弁護士は、受け付けた公益通報を、通報者の氏名、住所、所属、連絡先その他の個人が特定される情報(以下「個人情報」という。)を伏せた上で、全庁窓口に転送するものとする。ただし、通報者が個人情報を秘匿することを要しない旨を申し出たときは、これらを伏せることな

く転送するものとする。

- 4 公益通報又は相談は、氏名を明らかにし、行うものとする。ただし、法令に違反していることを証明する客観的事実を示す場合に限り、匿名により公益通報又は相談することを妨げない。

(相談の受付)

第11条 相談を受けた公益通報窓口は、相談者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、相談の内容に応じて助言を適切に行うとともに、相談者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること及び相談者に対する不利益な取扱いのないことを、相談者に対し説明する。

(公益通報の受付等)

第12条 公益通報を受けた公益通報窓口は、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名、所属及び連絡先並びに通報内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること及び通報者に対する不利益な取扱いのないことを、通報者に対し説明する。

- 2 第10条の規定により受け付けた公益通報が次の各号のいずれの要件も具備していると認められるときは、公益通報を受理するものとする。
  - 一 知事部局等の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為であって、第2条第5号に該当するものであること。
  - 二 内容が具体的かつ明確で、十分な調査を行うことができるものであること。
  - 三 是正措置を講じることができるものであること。
- 3 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、公益通報を受理し、調査を行う場合は受理した旨及び調査を行う旨を、公益通報を受理し、調査を行わない場合は受理した旨並びに調査を行わない旨及びその理由を、公益通報を受理しない場合は受理しない旨及びその理由を、通報者（匿名の場合を除く。）に対し、遅滞なく（書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）による公益通報の場合は、公益通報を受けた日から原則として20日以内に（文書により通知する場合は、公益通報を受けた日から20日以内に文書が通報者に到達するように））通知する。ただし、弁護士窓口が受け付けた公益通報については、担当弁護士を通じて通知するものとする。
- 4 局窓口は、当該公益通報を受理し、調査を行い、又は受理せずに調査を行わないことについて、担当弁護士の意見を聴くものとする。

(調査の実施等)

- 第13条 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、遅滞なく、被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実の中止その他の措置を講じる。
  - 3 局窓口は、第1項の規定により行った調査の方法及びその結果について、必要に応じて、担当弁護士の意見を聴くものとする。

(是正措置の実施等)

第 14 条 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて、関係者に対する懲戒処分等の手続を行う。

2 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、是正措置等を講じた場合は事実関係及び是正措置等の概要等を、通報対象事実があると認められなかった場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者のプライバシーに留意しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知する。ただし、弁護士窓口が受け付けた公益通報については、担当弁護士を通じて通知するものとする。

3 是正措置等を講じたときは、その内容について、是正措置等を講じなかった場合はその理由について、局窓口は、必要に応じて担当弁護士の意見を聴くものとする。

(通報者等の保護等)

第 15 条 通報者は、公益通報又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

2 この要綱に定める事務に従事する者は、通報者及び相談者その他関係者のプライバシーに十分留意し、知り得た秘密及び個人情報厳守しなければならない。

3 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。

(職員等の責務)

第 16 条 職員等は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。

2 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。

3 被通報者その他の関係者は、通報内容の事業を所管する局の局窓口が行う調査に協力しなければならない。また、調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

4 職員は、他の任命権者が所管する通報内容の関係者である場合は、当該他の任命権者の公益通報窓口が行う調査に協力しなければならない。

(公表)

第 17 条 全庁窓口は、毎年度、公益通報に関する処理の状況について、インターネットの利用その他の適切な方法によりその概要を公表するものとする。

(他の任命権者)

第 18 条 他の任命権者との連絡調整等を実施するために必要な事項は、総務局コンプライアンス推進部長が別に定める。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、総務局コンプライアンス推進部長が別に定める。



附 則（平成18年3月17日付17総人第1132号）  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付21総人第2052号）  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日付24総人第1547号）  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 附 則（平成28年10月21日付28総監第208号）
- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
  - 2 この要綱施行後、最初に委嘱される担当弁護士の任期については、第8条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成29年4月1日付28総監第376号）  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

東京都 TOKYO

文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ Foreign Language サイトマップ

検索 検索結果

トップページ |暮らし・健康・福祉 | 教育・文化・スポーツ | 経済・仕事 | 環境・都市計画 | 都政情報

# とうきょう子育てスイッチ

子育てに役立つ情報満載!

- 区市町村の子育てサポート情報検索
- 保育所の空き情報
- 様々な角度から子育てを考える  
「子育てマガジン」 など



☆子育て応援とうきょう会構

GOVERNOR'S OFFICE



@tocho\_kohoさんのツイート

東京都庁広報課 @tocho\_koho

【お知らせ】都では、区市町村・事業者を対象に、養育利便設備の設置に対する補助制度を所轄しクールスポットの創出を促進しています。補助金は、設備の設置に要する経費(設置費、工事費)の2

埋め込む Twitterで表示

みんなの輝き、つなげていこう。  
Only in Diversity

東京2020組織委員会

お知らせ

市庁舎プロジェクトチームのホームページはこちら  
公益通報の窓口はこちら  
創作会の設備更新工事について(フロア案内など)  
地震・台風などの災害情報  
都政モニター募集中

新着情報(報道発表) RSS

本日の更新情報9件!

4月11日

- 【報道発表】「保育園・幼稚園等による保育推進事業」の再実施
- 【報道発表】グローバルニッチトップ助成事業の説明会開催
- イベント TOKYO FANTASHION 2017 May 開催
- 【報道発表】江戸東京きらりプロジェクト推進委員会(第3回)を開催
- 【報道発表】コシゴリラの「モモコ」が妊娠しました!
- 【報道発表】「東京下水道 見える化マスタープラン」を策定
- 【報道発表】「国国リバーセンタープロジェクト」の事業者を募集
- 【報道発表】男女平等参画を進める会及び女性活躍推進会議を開催
- 【報道発表】東京都教科用図書選定委員会(第1回)を開催

都政改革本部

GO TOKYO

情報公開ポータル

東京都 TOKYO NEWS

最新を分かりやすく届けます

1st TOKYO

都庁ファーストでつくる「新しい東京」

都議会

中央卸売市場

とうきょう保育情報

東京2020オリンピックパラリンピック

東京防災

<p>都の組織</p> <p>職員採用</p>	<p>あなたの声をお寄せください</p> <p>都庁意見書・原案書</p>	<p>分野からさがす</p> <p>入札・契約情報</p>	<p>イベントカレンダー</p> <p>様式ダウンロード</p>
Twitter	YouTube	Facebook	Instagram

お問い合わせ | 使い方ヘルプ | このサイトについて | 個人情報取り扱い | 著作権・リンクについて | リンク集

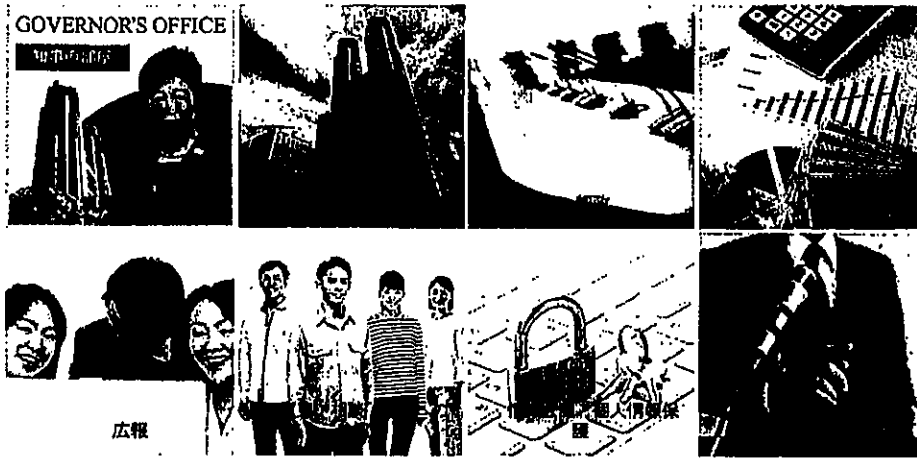
東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 交通案内 電話: 03-5321-1111(代表) 法人番号: 800020130001

Copyright (C) 2017 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

東京都 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

トップページ > 都政情報

都政情報



新着情報 (報道発表)

4月10日

- 10時5分 都営住宅工事現場における人身事故
- 10時5分 都立高等学校における個人情報に関わる事故について
- 10時5分 職員の人件情報の紛失について
- 10時5分 第2回 障害者への理解促進啓発劇決定 検討部会を開催

新着情報一覧  
これまでの報道発表

お知らせ

- > 都庁舎の設備更新工事について(フロア系内など)
- > 都庁舎におけるセキュリティの強化について
- > インターネット都政モニター募集中！！



東京都 TOKYO METROPOLITAN  
GOVERNMENT

[トップページ](#) > [都政情報](#) > [意見・相談・都政への参加](#) > [問い合わせ](#) > [お問い合わせ](#) > [あなたの声をお寄せください](#)

平成29(2017)年4月17日更新

## あなたの声をお寄せください

### 1 皆様のお声「知事への提言（意見）、要望・苦情」をお受けしています。

- ▶ 都民の声総合窓口
  - ▶ 寄せられた声の紹介
- ▶ 都庁の相談・窓口案内/都民の声窓口
  - ▶ 各局へ寄せられた声

### 2 行政計画（案）等に係る意見募集

- ▶ 東京都情報公開条例等改正案の概要の公表及び意見募集
- ▶ 公文書の管理に関する条例案の概要の公表及び意見募集
- ▶ 「東京観光をPRするアイコンとキャッチフレーズ候補案」意見募集
- ▶ 「新宿の新たなまちづくり（案）」について意見募集

### 3 計画の中間段階案

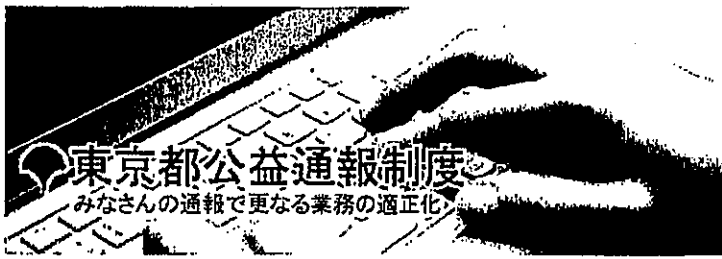
都政全般に係る総合的な計画等のうち、現在、中間段階で公表されているものを情報公開の窓にて掲載しています。

### 4 公益通報制度

- ▶ 公益通報窓口

東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令違反（都条例違反も含みます。）と思われる場合に、通報することができます。

東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 交通案内 電話：03-5321-1111(代表) 法人番号：8000020130001  
Copyright (C) 2017 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.



日本語  
都庁総合トップページ

文字サイズ

背景色を変更

サイト内検索

トップページ	Q & A	通報先一覧
--------	-------	-------

**東京都公益通報制度について**

東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令違反（都条例違反も含みます。）があると思われる場合に通報することができる、公益通報窓口をご案内します。

- ※ 公益通報窓口はこちら ⇒ [通報先一覧](#)
- ※ 通報用紙はこちら ⇒ [東京都公益通報窓口通報用紙 \(PDF: 137KB\)](#) , [東京都公益通報窓口通報用紙 \(Excel: 51KB\)](#)
- ※ 学校等に関することはこちら ⇒ [東京都教育委員会ホームページ「公益通報弁護士窓口」](#)

**通報対象**

東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令違反（都条例違反も含みます。）があると思われる場合に通報いただけます。

なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身の実際の体験に基づく個別・具体的な事実についての報告に限ります。マスコミ報道等に基づくような都政全般に対する一般的なご意見等は対象となりません。

- ※ 東京都の仕事や職員への対応についてのご意見・ご要望等は「[都民の声総合窓口](#)」へお願いいたします。
- ※ 個人へのひぼう中傷、また不正目的での通報は対象外です。

**通報できる人（通報者の範囲）**

都民の方、都内に在勤・在学している方や都の施設の利用者などが通報いただけます。

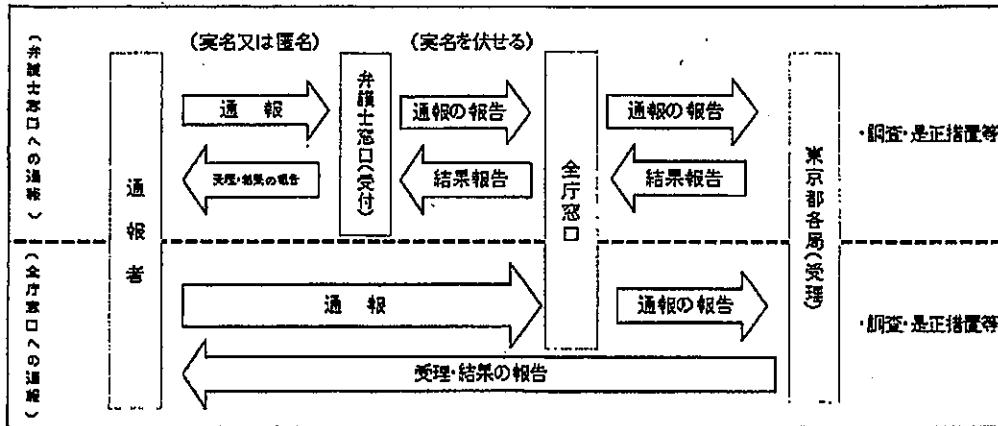
**通報の方法**

- ・ 窓口は、弁護士が通報を受け付ける「[弁護士窓口（外部窓口）](#)」と、都の「[全庁窓口（内部窓口）](#)」があります。
- ※ 通報先の詳細については、こちらを御参照ください。 ⇒ [通報先一覧](#)
- ・ 添付様式 [東京都公益通報窓口通報用紙 \(PDF版\) \(PDF: 137KB\)](#) 又は [東京都公益通報窓口通報用紙 \(エクセル版\) \(Excel: 51KB\)](#) をダウンロードし、記入の上で、メールにデータを添付又はFAXにより送信してください。
- ※ 送付する書類は上記の様式のみとしてください。なお、メール本文に通報内容を記載する必要はありません。
- ※ 通報の対象となる例、ならない例を [Q&A](#) で御紹介しておりますので、必ず御確認ください。

**通報者の保護**

通報者の秘密は守られ、通報したことにより東京都から不利益を受けることはありません。

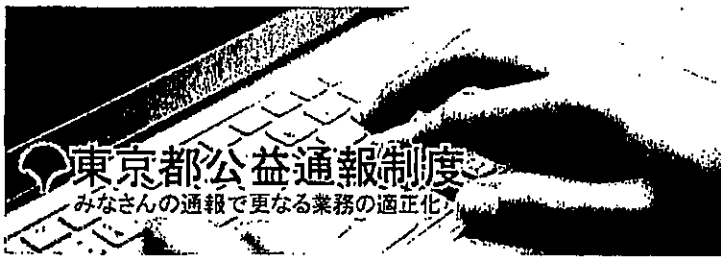
**通報があった場合の手続きの流れ**



サイトポリシー | アクセシビリティ方針 | 個人情報保護方針

Copyright© 2016 総務局コンプライアンス推進部 All rights reserved.

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [公益通報窓口一覧](#) 電話: 03-5321-1111 FAX: 03-5388-1312  
 e-mail: 50000019(at)section.metro.tokyo.jp ※(at)を@に変えて送信してください



日本語  
都庁総合トップページ

文字サイズ

背景色を変更

サイト内検索

<a href="#">トップページ</a>	<a href="#">Q &amp; A</a>	<a href="#">通報先一覧</a>
------------------------	---------------------------	-----------------------

公益通報に係るQ&A

Q1 通報の対象となるものは何ですか。

A1 東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令違反（都条例違反も含みます。）があると思われる場合が対象となり、以下のものは対象となりません。

- ・ 苦情、要請、意見
- ・ 都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為についての通報ではないとき。
- ・ 法令違反行為に該当しないことが明確であるとき。
- ・ 同一の通報者からの同趣旨の公益通報であるとき。
- ・ すでに関係する部局が公益通報の対象となった事実に対応しているとき。

通報の対象となる例	通報の対象とならない例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合</li> <li>・ 横柄</li> <li>・ 取崩 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都政への意見、要請</li> <li>・ 都職員の手配等に関する苦情</li> <li>・ 上司・同僚からのパワー・ハラスメント</li> <li>・ 個人へのひぼう中傷 等</li> </ul>

- ※ 学校等に関することは、[教育委員会の窓口](#)にご連絡下さい。
- ※ 警視庁の事務等に関することは、対象外です。

Q2 通報は実名でなければならないのですか？

A2 原則は、実名での通報となります。法令に違反している具体的事実が明確で客観的に示せる場合には、匿名での通報が可能です。ただし、匿名通報の場合、詳細な情報を確認できず、十分な調査ができないおそれがありますので、可能な限り具体的な情報の提供をお願いします。なお、弁護士窓口に対して、実名で通報を行った場合でも調査を実施する都の各局に対しては、実名を伏せて報告された上で調査が行われますので、匿名性が確保されます。

Q3 通報した事実は全て受理してもらえますか？

A3 通報対象事実に該当しないもの、また、不正な目的であることが明らかな通報は受理されません。なお、通報対象事実に該当しないと判断されたものでも、その事実にふさわしい相談先があれば、その旨をお知らせします。

Q4 通報内容は誰が調査するのですか？

A4 弁護士窓口等を経由して行われた通報は、都の各局で受理した後、都の各局において調査を行い、必要に応じて是正措置を行います。

Q5 調査結果は教えてもらえますか？

A5 通報者が希望する場合、調査結果をお知らせします。ただし、該当事案に関わった者の個人情報に係る内容についてはお知らせすることはできません。

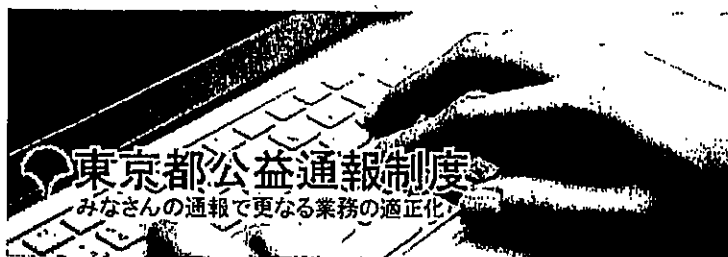
Q6 通報したことにより不利益な取扱いをされませんか？

A6 通報者の秘密は守られ、通報したことにより東京都から不利益を受けることはありません。

Copyright© 2016 総務局コンプライアンス推進部 All rights reserved.

〒153-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [公益通報窓口一覧](#) 電話：03-5321-1111 FAX:03-5388-1312  
e-mail：S0000019(at)section.metro.tokyo.jp ※(at)を@に変えて送信してください





日本語  
都庁総合トップページ

文字サイズ

背景色を変更

サイト内検索

<a href="#">トップページ</a>	<a href="#">Q &amp; A</a>	<a href="#">通報先一覧</a>
------------------------	---------------------------	-----------------------

東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令違反（都条例違反も含みます。）があるとと思われる場合に通報することができる、公益通報窓口をご案内します。

通報先

(1) 弁護士窓口（外部窓口）

通報内容等	通報先（メール）（※1）	通報先（FAX）
知事部局等（※2）に関する事	galbumadoguchi1(at)tokyokoekituhou.jp	03-3291-8606
都立病院に関する事	galbumadoguchi2(at)tokyokoekituhou.jp	
都交通局に関する事	galbumadoguchi3(at)tokyokoekituhou.jp	
都水道局に関する事	galbumadoguchi4(at)tokyokoekituhou.jp	
都下水道局に関する事	galbumadoguchi5(at)tokyokoekituhou.jp	

○ 公益通報担当弁護士：日向隆弁護士、宮城朗弁護士、横山敏秀弁護士、樋口千鶴弁護士

- ※1 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。
- ※2 知事部局等：政策企画局、青少年・治安対策本部、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

(2) 全庁窓口（内部窓口）

通報先（メール）	通報先（FAX）
zenchomadoguchi(at)tokyokoekituhou.jp	03-5388-1312

○ 全庁窓口：総務局コンプライアンス推進部

- ※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。
- ※ 東京消防庁の事務等に関する場合は、東京消防庁の窓口にご連絡下さい。
- ※ 学校等に関する場合は、教育委員会の窓口にご連絡下さい。
- ※ 警視庁の事務等に関する場合は、対象外です。

通報に際しての留意事項

- (1) 通報の内容によっては、結果等の通知に時間がかかる場合があります。
- (2) 苦情、要望、意見に該当する場合や、内容が抽象的で十分な調査を行うことができない場合には、調査を行わないことがあります。

[サイトポリシー](#) | [アクセシビリティ方針](#) | [個人情報保護方針](#)

Copyright© 2016 総務局コンプライアンス推進部 All rights reserved.  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 [公益通報窓口一覧](#) 電話：03-5321-1111 FAX:03-5388-1312  
e-mail : S0000019(at)section.metro.tokyo.jp ※(at)を@に変えて送信してください

**Q** 公共工事について会計検査院はどのように検査をしているのですか。

**A** 検査に当たっては、国が行う工事や地方公共団体が国の補助金で行う工事などについて、工事に関する会計経理面だけではなく、工事の設計、積算、施工について実地に赴いて検査をし、不適切な事態の是正を図っています。

会計検査院では、実地に赴いて設計や工事費の積算について、基礎資料を見ながら担当者の説明を聞いたり、完成した施設等について、コンクリートの強度を測定する機器や、超音波や電磁波を用いた探傷器、鉄筋探知器などの非破壊検査装置などを使って、コンクリートの強度や鉄筋の位置、太さ、数などを確認したりしています。

また、工事箇所になんらかの異常が認められたり、設計と相違している点が認められた場合は、その箇所を破壊して内部を確認する破壊検査を行う場合もあります。

**Q** 公共工事について会計検査院はどのような指摘をしていますか。

**A** 公共工事は、計画、設計、予定価格の積算、契約、施工、しゅん工・引渡し、成果物の利用という一連の段階を経て実施されます。

会計検査院はそのいずれの段階にも着眼して検査します。そのため、会計検査の結果指摘するのも、計画不適切、設計不適切などと多岐にわたっています。いわゆる手抜き工事は、施工不良として指摘しており、そのような事態がないかは工事検査の主要な着眼点となっています。

みんなの輝き、つなげていこう。  
Unity in Diversity

TOKYO 2020  
TOKYO 2020  
PARALYMPIC GAMES  
HOST CITY

**2**

小池知事と語る  
東京フォーラムを  
開催  
ぜひ、ご参加下さい

- 2** 東京2020大会のボランティア  
シンポジウムを開催  
やりがいや楽しさを伝えます
- 3** 公益通報制度を拡充  
都民の皆さんからの通報も  
受け付けます
- 4** お正月特集  
都立庭園や動物園などで  
さまざまなイベントを開催

東京都生活文化局広報広聴部広報課 〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-3093 Fax 03-5388-1329  
東京都のホームページ ▶ <http://www.metro.tokyo.jp/>  
都庁の代表電話 ▶ ☎03-5321-1111

世帯と人口 28年10月1日 | 680万608世帯 人口1,363万4,685人[男:672万35人 女:691万4,650人]  
現在の推計 \*参考:外国人47万7,354人

広報  
**東京都**  
TOKYO Metropolitan Government NEWS

平成28年(2016年) 12月1日発行 第2856号

思いやりの街をつくろう。

小池知事  
山崎知事  
WASAKI  
山崎知事  
WASAKI

**人権週間**  
12月4日-10日

期間中、テレビCM(民放6局)ラジオCM(民放7局)等で放送。

みんなで築こう  
**人権の世紀**  
考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう 違いを認め合う心

**北朝鮮人権侵害問題  
啓発週間  
12月10日～16日**

18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国および地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

◀8面に関連記事掲載

この人権週間を機会に、人権を尊重することの大切さを考え、互いに助け合いながら、誰もがいきいきと生活・活躍できる思いやりに満ちたまち東京をつくりましょ。

◀6-7面に関連記事掲載

私たちは皆、自分の存在や尊厳が守られ、自由に幸せを追い求める権利「人権」を持っています。同時に、私たちは他者との関わり合いの中で生きており、多様な個性を認め合い、共に社会を支えていくことが、求められています。

現在、法制度の整備をはじめ、さまざまな取り組みも行われていますが、いじめや虐待、インターネットでの誹謗・中傷、差別的な表現など、他者の人権を考えないような問題も起きています。

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で初めて人権の保障を国際的にうたった「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日は「人権デー」と定められており、日本では、毎年12月4日～10日を「人権週間」としています。

おしえて!

# オリンピック ★パラリンピック★

今回は、オリンピックの柔道を紹介します。

古来より日本に伝わる「柔術」を学んだ嘉納治五郎によって1882年に創始されました。現在では世界中に普及し、競技人口の多いスポーツの一つとなっています。

男子は1964年東京大会から正式種目となりました。女子は1988年ソウル大会で公開競技として実施され、1992年バルセロナ大会から正式種目となりました。

一瞬のかけ引きで決まる「投げ技」、投げた後の寝技で相手を手中に収める「固技」など、緊張感あふれる試合展開が魅力です。柔道の基本理念「柔能く剛を制す」が代名詞のような「寝負け」などの大技は、見どころの一つです。

## 東京2020大会は二連覇を目指します

東京都出身のリオ2016大会柔道男子90kg級金メダリスト、ペイカー柔道選手は、「子供の頃からの夢であった“オリンピック チャンピオン”になることができ、今は、達成感と安堵でいっぱいです。2020年は、私の地元、東京開催で、リオ以上に応援が盛り上がると思うので楽しみです。二連覇目指して頑張りますので、応援よろしくお願ひします」と語っています。

大きな活躍が期待される日本代表選手を、皆さんぜひ注目して下さい。



ペイカー柔道選手 (左から2人目)

お問い合わせ

オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部  
☎03-5320-7480

## 小池知事と語る東京フォーラム

# 女性の活躍推進 ～自分らしく輝ける社会を築くために～

参加者募集

東京都では、女性の活躍を推進するために、子育て支援や働き方改革など、さまざまな取り組みを行っています。

都民誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」の実現のため、家庭と仕事の両立などについて、皆さんと出演者と一緒に考えていくイベントです。多数のご参加をお待ちしています。

なお、本イベントの様子は、YouTubeでライブ配信し、都提供テレビ番組「東京クラッソ! NEO」(TOKYO MX)で1月29日(日)に放送予定です。

日時 12月20日(日)18時30分 場所 都庁大会議場

出演者 ●小池知事

- 小室淑恵(株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長
- リサ・ステッグマイヤー(タレント)
- 本田朋子(フリーアナウンサー)

〈参加者募集〉

対象 都内在住・在勤・在学の方

区分 ①参加希望者(抽選で400人)

②参加できないが提案・意見のみ提出希望者

申込 12月12日(必着)までに①が郵送、ファクスに区分(①②のいずれか)・住所・氏名・年齢・性別・電話・ファクス・職業・テーマに関する提案や意見(任意)を200字以内で書き、〒104-0061中央区銀座7-4-14 HBC GINZAビル12階(株)プロセスユニーク「小池知事と語る東京フォーラム」事務局(☎03-6264-6445)へ。手話通訳・車椅子利用の方はその旨を、託児(1歳~就学前)希望の方は子供の氏名・年齢を明記。



小池知事



小室淑恵

お問い合わせ 「小池知事と語る東京フォーラム」事務局 ☎03-6264-6437  
生活文化局広報課 ☎03-5388-3087

日時 12月24日(日)

場所 東京タワー

## ●ライトアップ(日没~23時)

開催都市マークをイメージした、青、白、緑の3色でライトアップします。ライトアップされた東京タワーを見たら、「#RWC2019」を付けて、SNS等で配信をお願いします。

©東京タワー

## ●カウントダウンイベント

①みんなで応援! メッセージ企画  
(1階エレベーター横、9時~15時)  
1000日後に向けたメッセージを集めます。

## ②ステージイベント

ラグビーワールドカップ2019アンバサダーによるトークイベントや、クリスマスソングなどのミニコンサート。開催時間等詳細はHPで。

お問い合わせ

オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部  
☎03-5320-7790  
<http://www.sports-tokyo.info/>

東京都が開催都市の一つとして、ラグビーワールドカップ2019は、31(2019)年9月20日~11月20日に、全国12会場で開催されます。開幕まであと約1000日となりました。24日、東京タワーのイベント「ライトアップ」や「カウントダウンイベント」を行います。皆さんぜひご参加下さい。



## ラグビーワールドカップ2019 開幕1000日前カウントダウンイベントを開催



リオ2016大会での観光・交流会内の様子

オリンピックアンバサダーア、大会ボランティア経験者、有識者等を迎え、オリンピック・パラリンピックにおけるボランティアの重要性、やりがいや楽しさをお伝えします。

日時 1月22日(日)14時

場所 日経ホール(大手町)

定員 450人。応募多数の場合抽選。

出演者 三宅宏実(リオオリンピック ウェイトリフティング銅メダリスト)  
多川知希(リオパラリンピック 陸上銅メダリスト) ほか

申込 12月23日(必着)までに①が往復はがき、ファクスに住所・氏名・年齢・性別・職業・電話・ファクス・車椅子席および手話通訳希望の有無・託児(1歳~就学前)希望の有無と子供の氏名・年齢を書き、ボランティアシンポジウム事務局(〒105-0021港区東新橋2-10-7-301)、☎03-5775-3829へ。



三宅宏実



多川知希

お問い合わせ

同シンポジウム事務局 ☎03-6447-0995  
オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部  
☎03-5388-2266  
<http://www.0122sympo.jp/>



## 東京2020大会に向けたボランティアシンポジウム 「リオから東京へ」を開催







# 北朝鮮による 拉致問題の解決に向けて

東京に関連する拉致被害者・  
特定失踪者も数多く存在します

北朝鮮が拉致を認めてから14年を越える歳月が過ぎ去りましたが、拉致問題は未解決のままです。

日本政府が認定した17人の拉致被害者の他にも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多数存在します。中には、都内に住んでいたり、都内で失踪した方々も数多く含まれています。東京都関連では、拉致被害者4人を含む、51人の消息がいまだにつかめていません。

皆さんの声が大きくな力になります

拉致問題の解決には、国民世論の結果が不可欠です。拉致問題を自分自身の問題として考え、解決を願う皆さん一人一人の声が政府を後押しする大きな力となります。

東京都では、都民集会や写真パネル展の開催、都庁舎のブルーリボン・ライトアップなど、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。すべての拉致被害者・特定失踪者の早期帰国が実現するよう、拉致問題への関心を更に高めていただきますようお願いいたします。

「拉致被害者救出運動」写真パネル展を開催します。  
ぜひご来場下さい。

日時 12月9日(金)～15日(木)  
(10日・11日を除く)  
9時30分～17時30分  
(15日は17時まで)

場所 都庁都政ギャラリー



パネル展の様子

# 東京へ、帰せ!

ずっと心配しています。拉致事件事故...  
五世首相直道特定失踪者の帰国を求めます

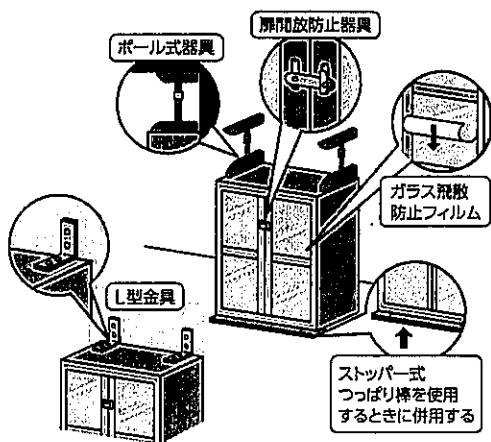


北朝鮮人権侵害問題啓発週間  
12月10日～16日

お問い合わせ 総務局人権部 ☎03-5388-2588 東京都 拉致問題 啓発

大きな地震では、倒れてくる家具などの下敷きになって大けがをする恐れがあります。また、倒れた家具などがストーブなどに触れると、火災の原因にもなります。特に高層階では家具類の移動による被害も発生しています。地震はいつ起きるかわかりません。早期に対策しましょう。

## 家具類の転倒・落下・移動防止対策の例



地震から命を守る  
家具類の転倒・落下・移動防止対策を行いましょ

お問い合わせ

総務局防災管理課 ☎03-5388-2457 印  
東京消防庁震災対策課 ☎03-3212-2111 内線3968

## 1 耐震化個別相談会

日時 1月17日(金)10時30分  
会場 都庁都政ギャラリー  
定員 30組

## 2 耐震フォーラム

日時 1月17日(金)13時  
会場 都庁都民ホール  
定員 250人

## 3 建物の耐震改修工法等の展示会

日時 1月26日(金)10時30分～17時  
会場 新宿駅西口広場

申込 1、2は電話かファクスでキャンペーン事務局 ☎0120-900-563、☎03-5402-8556へ。3は申込不要。

## 東京都耐震マークを交付しています

利用者が安心して建物を利用できるよう、耐震基準への適合が確認された都内の建築物を対象に、耐震マークを無料で交付しています。

申込方法等の詳細は「東京都耐震ポータルサイト」をご覧ください。

東京都耐震マーク事務局 ☎03-5466-2023



お問い合わせ

都市整備局建築企画課 ☎03-5388-3362  
東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>

いつ起るか分からない巨大地震から私たちの命を守るため、建築物の耐震化に向けて、具体的な行動を始めます。

1月16日～2月1日 冬の耐震キャンペーンを開催



「学ぶ」のとき

東京環境科学研究所「公開研究発表会」

12月15日(日)18時、都庁都民ホールで。当日先着250人。水素エネルギー等の講演、PM2.5や水生生物などに関する研究成果発表ほか。

同研究所 ☎03-3699-1331

インフラメンテナンスおよび東京ブリッジサポーター講習会

2月22日(日)、東京都道路整備保全公社で。都内在住・在勤の方、抽選で30人。橋や道路の安全を保つため、日常生活の中で異変の早期発見をサポートする。申込/12月12日~1月31日に☎かファクスで、同公社(☎03-5381-3351) ☎03-5381-3835へ。

視覚・聴覚障害者対象の講座・教室

視覚障害者/①「音楽教室」12月16日(日)13時~15時30分。②「教養講座」18日(日)13時30分~16時。聴覚障害者/③「文芸教室」7日・14日・21日・1月11日・18日(日)13時30分~16時。④「コミュニケーション

教室」12月24日(日)13時30分~16時。⑤「教養講座」〈夜の部〉1月12日(日)19時~21時。いずれも東京都障害者福祉会館で。当日先着各50人。☎教育庁生涯学習課 ☎03-5320-6893、☎03-5388-1734

都立学校公開講座

[申込] 往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・性別・電話を書き、各校へ。応募多数の場合抽選。受講料等必要。掲載校以外も有。

八王子東高校 ☎042-644-6996 (〒192-8568八王子市高倉町68-1)「親子理科教室~化学実験」1月14日(日)。締切/12月15日(消印)。

永山高校 ☎042-374-9891 (〒206-0025多摩市永山5-22)「パーティー料理を作ろう&クッキングBOOK制作」2月4日~18日(全3回)。締切/12月19日(消印)。

各校が教育庁生涯学習課 ☎03-5320-6893

自然・公園

八丈ビジターセンターの催し

①「植物公園季節調査会」12月11日(日)。中学生以上、15人。②「リースを作ろう」18日(日)。小学生以上、10人。③八丈学園「石碑を眺もう・八丈島山下神居記碑」24日(日)。中学生以上、15人。50円。④「体験八丈太鼓」29日(日)・30日(日)・31日(日)。⑤「植物公園ガイドウォーク」12月毎週日。各日15人。申込/電話で同センター ☎04996-2-4811へ。



ふるさと村(〒198-0225奥多摩町川野1740) ☎0428-86-2551、☎0428-86-2316へ。

体験の森の催し

①「奥多摩登山・大岳山」1月7日(日)~8日(日)。10,590円。②「森林ボランティア養成・木登り体験と枝打ち」14日(日)~15日(日)。10,000円。いずれも中学生以上、抽選で30人。1泊4食付(交通費別)。申込/①12月19日②26日(消印)までにがきかファクスに催し名・全員の住所・氏名・年齢・性別・電話を書き、奥多摩都民の森(〒198-0222奥多摩町境654) ☎0428-83-3631、☎0428-83-3633へ。

檜原都民の森の催し

①自然教室「冬の森でバードウォッチング」1月8日(日)。「冬の森で哺乳類の痕跡探し」15日(日)。「写真教室」28日(日)。いずれも100円。②木工教室「松の椅子」15日(日)。3,600円。「ラック」22日(日)。2,100円。「懸掛け」29日(日)。2,600円。③特別イベント「陶芸教室」29日(日)。100円。申込/開催日の2週間前(消印)までにがき往復はがきに催し名・住所・氏名・年齢・性別・電話を書き、檜原都民の森(〒190-0221檜原村7146) ☎042-598-6006へ。

山のふるさと村(奥多摩湖畔公園)の催し

①「おくたま小正月」1月8日(日)。小学生以上、抽選で15人。1,500円。②「陶芸そば打ちあったかツアー」20日(日)。抽選で15人。1,000円。申込/①12月18日②1月4日(消印)までにがきかファクスに催し名・全員の住所・氏名・年齢・性別・電話を書き、山の

文化スポーツ

多摩障害者スポーツセンター障害者週間記念事業

12月18日(日)9時~17時。障害者スポーツ体験やプチクリスマス会など。障害の有無に関わらず、誰でも参加可。同センター ☎042-573-3811、☎042-574-8579

東京都パラリンピック選手発掘プログラム

実施日/2月19日(日)。会場/東京都多摩障害者スポーツセンター。対象/都内在住・在勤・在学で、28年度に小学5年生以上の、

運動習慣のある肢体不自由・視覚障害の方。定員/40人程度。実施競技/陸上競技・カヌー・柔道・パワーステップ・ボート・トライアスロン。申込/1月10日(消印)までに所定の様式(☎で入手可)を郵送で、「東京都パラリンピック選手発掘プログラム」事務局(〒100-8141千代田区永田町2-10-3(株)三菱総合研究所内) ☎03-6705-6152へ。☎同事務局かオリンピック・パラリンピック準備局障害者スポーツ課 ☎03-5320-7829、☎03-5388-1337

子ども芸能体験ひろば in 東村山

開催日 1月22日(日) 会場 東村山市立中央公民館 5種類の伝統芸能の中から一つを選んで体験できるワークショップと、プロの舞台を鑑賞できるプログラムを実施します。

Table with 2 columns: 体験プログラム(一つ選択) and 対象・定員. Rows include 落語, 狂言, 三味線, 和舞, 日本舞踊. 対象・定員: 小学生各30人. 定員: 454人.

申込 1月9日(消印)までにがき往復はがきに希望する体験プログラム名・氏名・学年・性別・鑑賞プログラム希望人数・代表者(保護者)の住所・氏名・電話を書き、〒160-8374新宿区西新宿6-12-30芸能花伝舎2階 芸団協内「子ども芸能体験ひろば」事務局へ。応募多数の場合抽選。

お問い合わせ先 子ども芸能体験ひろば事務局(芸団協内) ☎03-5909-3060 ☎東京芸術劇場 ☎03-5391-2116

2017都民芸術フェスティバル

- 鑑賞券は、各主催団体や取扱先プレイガイドでお求め下さい。都民芸術および民俗芸能(いずれも無料)は、下記によりお申込み下さい。各公演の詳細は、都民芸術フェスティバル☎かパンフレット(都庁案内所、都立文化施設等で配布)で。掲載以外の公演も有(「広報東京都」11月号に掲載)。

Table with 5 columns: 項目等, 開催日, 会場, 開演開始日, 主催団体. Rows include バレエ (TOKYO CITY BALLET LIVE 2017), 現代舞踊公演, 現代演劇 (ザ・空気, 私にだけでしょう), 邦楽 (第47回邦楽演奏会), 日本舞踊 (第60回記念日本舞踊協会公演), 能楽 (第57回式能), 第47回都民芸術祭 (菅野亨桃太郎, 五街道義助 ほか), 第48回都民芸術大会 (おどけと笑い).

☎各公演については主催団体へ、都民芸術フェスティバル全体については東京芸術劇場 ☎03-5391-2116

都庁ではTwitterにより情報を発信しています! 〇のTwitterからアクセス!

催し

4~5面にもお正月の催しなどを掲載しています。

都庁セミナー2016

12月10日(木)11時~18時、東京ドームシティプリズムホールで。都庁の仕事や職場を紹介。ブース形式による各局事業の説明、職員との座談会など。申込等詳細は〇で。

水素情報館「東京スイズミル」

12月11日(金)9時30分~16時30分。水素エネルギーについて学べるクロスワードパズル、間伐材等のリサイクル資源を使ったクリスマスオーナメント作りなど。



特別支援学校総合文化祭

「オセロ大会」12月16日(木)10時~16時、北特別支援学校で。「舞台芸術・演劇祭」25日(金)9時45分~16時40分、東京芸術劇場で。

東京港75周年記念セミナー

12月18日(木)17時、日本科学未来館で。代表者が都内在住・在勤・在学の小学生以上のグループ(中学生以下は保護者同伴)、抽選で90人。基調講演「江戸・東京の“ミナト”むかし、いま、そしてこれから」。

東京ウィメンズプラザの催し

男性の介護参画支援事業/〇1月21日(木)「他人ごとではない“自分ごと”の介護とは?」。

訪問看護フェスティバル

1月14日(木)13時、都庁大会議場で。600人。基調講演「認知症の人が感じる世界」や訪問看護の寸劇、公開座談会、ミニ交流会など。

都立中央図書館「障害者スポーツの魅力

とは何か?~東京2020大会に向けて」1月15日(木)14時。抽選で100人。木村敬一(パラリンピアン/水泳)、高桑早生(パラリンピアン/陸上)ほかによるトークイベント。

セミナー「子どもたちの未来を育てよう~離婚と子どもを考える」

1月15日(木)13時30分、セントラルプラザ(飯田橋)で。ひとり親家庭が離婚を考えている子のある家庭の父母等、40人。申込/電話かファクスで東京市〇〇〇〇親家族支援センター。

沖ノ島島フォーラム

2月5日(木)13時、東京国際フォーラムで。230人。講演、DVD上映、水産品試食など。申込/12月26日(木)までに〇か往復はがき、ファクスに催し名・人数(4人まで)。

都民クルーズ 客船「にっぽん丸」

「春の八丈島クルーズ」3月12日(木)~14日(土)2泊3日、朝食2回、昼食1回)を通常価格の10%引きで。

学ぶ

「東京防災」学習セミナー

ウィークデー夜間セミナー/12月16日(木)19時30分~20時30分。ホリデーセミナー/2月5日(木)14時~16時。

外国人おもてなし語学ボランティア育成講座

語学力に応じ、おもてなし講座と語学講座(英語)のセットか、おもてなし講座のみを受講。セットコース:13コース各36人。

消費生活総合センター

実践実習講座「スマートメーターってどんなもの?~電力自由化時代の新しい電気メーター」。



6月24日に生まれたレッサーパンダの「まめたろう」(左)と「かのこ」(右)が日々成長中。15時~16時のみ公開。

消費生活総合センター(〒190-0023立川市柴崎町2-15-19) ☎042-522-5119

こころの東京革命普及啓発ボランティア

(チーフアドバイザー)養成講座 2月16日(木)・17日(金)2日、都庁で。選考で10人。申込/12月26日(木)までに申込書(〇で入手可)と志望動機(1,000字程度)を〒163-8001東京都青少年・治安対策本部青少年課。

東京のオアシス 123

多摩ニュータウンに 息づく里山 長池公園(八王子市)

南大沢駅を出て、南へ多摩ニュータウンを進むと、周辺住民の憩いの場所・長池公園がある。

「里山文化の継承と創造」をテーマとしている公園は、多摩丘陵の地形を残した広い雑木林と長池・築池の二つのため池、長池見附橋などからなる。

まず目を引くのが、北側にある長池見附橋だ。現代的デザインの姿池に架かるこの橋は、大正2年に落成した鉄製アーチ橋。

また、公園の名前にもなっている



ひっそりとたたずむ長池



創業当時の姿を復元し移築再建した長池見附橋

「長池」は、浄瑠璃姫の伝説も残る古い池。その上流部の水源湿地にあるハンノキ林は、環境省の特定植物群落に指定され、特別保全ゾーンで、一般の人が立ち入れない。

林の中にしっとりなじんでいる「長池公園自然館」は、里山の文化や自然に関する情報を発信する拠点で、散策の途中、一休みしながら里山について学べる場所でもある。

冬のひととき、木漏れ日と風の音、落ち葉を踏みしめる感触、土の匂いなど、体全体で季節の訪れを感じながらの散策はいかがだろうか。

〇京王線「南大沢」駅下車 京王バス「長池小学校入口」か「見附橋」下車

〇生活文化局広報課 ☎03-5388-3093

募集

外国人支援のための防災訓練  
参加外国人

1月20日(金)9時、駒沢オリンピック公園総合運動場で、ボランティア通訳有、地震の揺れ体験、応急救護、災害時の安否確認など。申込/12月19日までに☎で。  
☎生活文化局地域活動推進課 ☎03-5320-7738

都民住宅(東京都施行型)  
入居者

収入・住宅によっては使用料補助有。募集戸数/家族向95戸。募集案内・申込書の配布/12月1日~9日(日除く)に都庁、区市町村窓口、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター・各窓口センターで。3日回・4日回は、9時30分~17時に同募集センターで。☎からも入手可。申込/郵送で12月14日(必着)までに同募集センター(☎03-3498-8894)へ。

千代田区立神田一橋中学校  
通信教育課程生徒

対象/都内在住が在勤で高校に入学する資格がなく、次のいずれかに該当する方、①専修小学校か国民学校初等科を修了の現行制度での義務教育未修了で年齢相当年齢を超過し、②に準ずる方。人数/40人。選考/2月12日回。応募方法等詳細は同校(千

101-0003千代田区一ツ橋2-6-14) ☎03-3265-5961へ。  
☎教育庁義務教育課 ☎03-5320-6752

中学校夜間学級生徒

対象/都内在住が在勤で、15歳以上の方などの要件有。  
募集校(★印は日本語級併設校)  
★墨田区立立花中学校  
☎03-3617-1562

★大田区立糀谷中学校  
☎03-3741-4340

★世田谷区立三宿中学校  
☎03-3424-5255

★荒川区立第九中学校  
☎03-3892-4177

★足立区立第五中学校  
☎03-3887-1466

★葛飾区立双葉中学校  
☎03-3602-7979

★江戸川区立小松川第二中学校  
☎03-3684-0745

★八王子市立第五中学校  
☎042-642-1635

☎各中学校が教育庁義務教育課 ☎03-5320-6752

東京都社会福祉審議会委員

社会福祉に関する事項(児童福祉・精神障害者福祉を除く)の調査・審議。資格/都内在住の20歳以上で、年数回の審議会に出席可能な方(公務員を除く)。人数/3人程度。任期/3年間。申込/12月20日(消印)までに郵送で作文「応募動機とこれからの社会福祉のあり方」(600字~800字)と別紙に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話・都の審議会参加有無を書き、〒163-8001東京都福祉保健局企画政策課(☎03-5320-4019)へ。

東京都障害者施策  
推進協議会委員

障害者施策推進に関する事項の調査・審議。資格/都内在住の20歳以上(12月20

日現在)で、年数回の協議会に出席可能な方。人数/2人以内。任期/2年。申込/12月20日(消印)までに郵送で作文「障害のある人となない人が支え合う共生社会」(400字~800字)と別紙に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話・都の審議会参加有無を書き、〒163-8001東京都福祉保健局障害者施策推進部(☎03-5320-4142)へ。

首都大学東京29年度学生  
(一般選抜)

試験/〈前期〉2月25日国文系・経営学系A区分、26日理系・経営学系B区分。〈後期〉3月12日国文学部。出願/1月23日~2月1日(必着)。募集要項・願書/各キャンパス、都庁案内コーナーが☎で。  
☎同大学入試課 ☎042-677-2392

助

保育の仕事

①「就職支援研修・相談会」12月18日回、武蔵野スイングホール。「就職支援研修」10時。「就職相談会」14時30分~16時。  
②「就職支援セミナー」1月21日(日)・22日(日)9時30分、大原学園立川校。対象/保育士有資格者(○は取得見込者も)。申込/①1月13日(消印)までに所定の申込書(☎で入手)を郵送かファクスで東京都保育人材・保育所支援センター(〒102-0072千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター7階) ☎03-5211-2860、☎03-5211-1494へ。  
☎福祉保健局保育支援課 ☎03-5320-4130

保育のおしごと応援フェスタ

1月15日(日)10時、渋谷ヒカリエで。1,000人。藤本実典(タレント)によるトークセッション、保育実技セミナー、就職相談会など。申込/1月4日までに☎か電話、ファクスで同事務局 ☎03-6380-8607、☎03-3263-4284へ。  
☎福祉保健局保育支援課 ☎03-5320-4130

医療従事者の皆さんへ

医師法等により、医師・歯科医師・薬剤師・保健師などは12月31日現在の届け出が必要です。提出/1月16日(日)までに保健所へ。  
☎福祉保健局医療人材課 ☎03-5320-4434、(薬剤師のみ)業務課 ☎03-5320-4503

東京しごとセンター

29歳以下/「就活予備校 就コム」12月16日~2月3日10時。10人。34歳以下/「業界職種勉強会・就業職」12月13日(日)10時30分。30人。②「ビジネスマナー」20日(日)10時。20人。30~44歳/「東京しごと塾」1月10日~3月28日9時30分。25人。掲載以外も有。  
☎☎同センター ☎03-5211-1571

東京しごとセンター多摩

女性/「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」12月9日(日)13時。羽村市産業福祉センター。セミナー50人・相談会10人。29歳以下/「若者と企業の交流会」14日(日)12時30分。町田市文化交流センターで。50人。掲載以外も有。  
☎☎同センター ☎042-329-4524

中小規模事業所向け  
省工ネルギー診断

技術専門員が事業所に訪問し、省エネ対策を設備導入・運用面からアドバイスします。  
☎☎クール・ネット東京 ☎03-5990-5087

調理師の皆さんへ

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所等の届け出が必要です。提出/1月15日(日)までに指定の受理機関へ。  
☎福祉保健局健康安全課 ☎03-5320-4358

職員採用

職業能力開発センター等  
非常勤講師

科目/ビルクリーニング、板金溶接、介護福祉用具、障害者向け訓練、その他職業訓練指導。資格/科目関連の指導員免許を持つ方(同等程度に知識経験の豊富な方(資格等が必要な科目有))。人数/30人程度。勤務場所/各センター等。任用期間/1月1日以降~3月31日。選考/12月中旬。面接・能力実証等。申込/12月1日(日)~8日(日)までに所定の申込書兼履歴書(各センター等が☎で入手)を各センター等へ持参。  
☎産業労働局雇用就業部 ☎03-5320-4702

都立病院薬剤師  
(非常勤・臨時職員)

人員/非常勤・臨時いずれも若干名。勤務先/各都立病院。選考/採用/随時。面接有。申込等詳細は☎で。  
☎病院経営本部職員課 ☎03-5320-5821

東京都保健医療公社職員

職種・人員/看護師200人程度・助産師10人程度(資格取得見込者)。選考/1月7日(日)。採用/29年4月1日。申込/12月20日(必着)まで。勤務先/公社運営の6病院。申込等詳細は☎が同公社 ☎0120-401-170へ。

東京マイスター 12

その人に合った着やすく格好いい服を

一級婦人子供服製造技術士 内野 靖子さん(平成13年度受賞)

婦人服のオーダーメイドで一人一人に合った着やすい服を提供する一方、初心者からセミプロまでが通う洋裁教室で指導を行う、内野靖子さん。洋裁を始めたきっかけは、転勤族の家庭に育ち、転校を重ねる中で、引きこもりがちな寂しさを紛らすために、母の服作りを見よう見まねで人形の服を作ったこと。  
大学は洋裁とは無縁の課程に進んだが、夜は洋裁教室に通いつめた。就職した航空会社も3年で辞め、結婚して子供を育てながら助手として働き、好きな洋裁を続け、37歳で

一級技術士を取得した。  
「でも、資格は取ってからが大変でした」と内野さん。とにかく人間が着るものなので、人の体型・歩き方・姿勢はそれぞれ違い、着心地よい服を作るためには、型通りにはしてはできない。一番大切なのは肩の辺りや考え、体のポイントを測り、肩にしかりはまる立体的な丸みを出していく。内野さんはこれを追究し、独自の方法でパターンをアレンジし、カットイングする技術を高めてきた。  
また、お客さんごとに今まで作った服をつづったノートを作り、以前作った服の着心地を確認し、次に生かす。

「服の作り方はお客さんから教わった」という内野さんは、「朝から晩まで着ても肩がこららない」「友達から褒められた」とお客さんから言われるのが何よりもうれしく、長く続けられた秘訣だという。これから洋裁技術士を目指す人へは、「さまざまな体型を経験し、数をこなす。楽しく仕事をすればいくつになっても続けられる仕事です」と。そして、一人でも多く技術士を育て、働ける場を提供し、業界を拡大していきたいといい、洋裁の団体活動にも熱意を持って取り組んでいる。

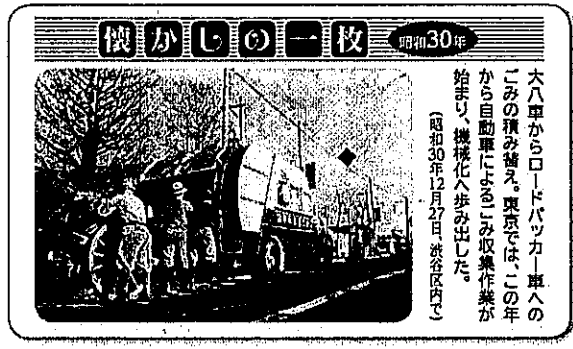


「着るシチュエーションや依頼人のイメージ、職業を考えてデザインを作ります」と内野さん。

☎ 往復はがきなどで申し込む場合は、准しなどの名称、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話(返信はがきにも郵便番号、住所、氏名)をお忘れなく。※あて先で郵便番号だけのものは住所不要です。そのままお書き下さい。

広報  
東京都  
TOKYO Metropolitan Government NEWS  
12月  
見つけよう、暮らしの情報

東京都のホームページ  
▶ <http://www.metro.tokyo.jp/>  
都庁の代表電話  
▶ ☎03-5321-1111  
東京都生活文化局広報課  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
電話 03-5388-3093



12月の月間・キャンペーン

**12月はオール東京滞納STOP強化月間です**  
東京都と区市町村では、納期内納税の呼びかけや滞納者への催告など、多様な徴収対策に取り組んでいます。納期内の納税にご協力をお願いします。  
●主税局個人都民税対策課 ☎03-5388-3039

**12月と1月は政治家の寄附禁止PR強化期間です。**  
政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し、寄附を求めることも禁止

されています。寄附禁止に関するQ&A等詳細は図で。  
●選挙管理委員会事務局選挙課 ☎03-5320-6913

**TOKYO交通安全キャンペーン 12月1日~7日**  
(キャンペーンの重点)  
●子供と高齢者の交通事故防止  
●自転車の安全利用の推進  
●飲酒運転の根絶  
●二輪車の交通事故防止  
●違法駐車対策の推進  
●青少年・治安対策本部交通安全課 ☎03-5388-3125

お知らせ

**「大切な人のために、がん検診！」**  
がん検診を受けましょう  
がんによる死亡を減らすには、定期的な検診受診による早期発見・早期治療が重要です。がん検診の大切さの理解と受診促進のため、澤穂希さんによるメッセージ動画を公開、図でご覧下さい。  
●福祉保健局健康推進課 ☎03-5320-4363



**都税についてのお知らせ**  
●12月は23区内の固定資産税・都市計画税第3期分の納期です。27日図までにお納め下さい。  
●個人住民税は、特別徴収(給与天引き)により事業主が納付するのが原則です。29年度から特別徴収を徹底しますので、ご理解とご協力をお願いします。  
●主税局相談広報課 ☎03-5388-2924

**東京都生活再生相談窓口 ☎03-5227-7266**  
多重債務問題でお悩みの方を対象に、生活相談・家計表診断を実施し、必要に応じて資金を融資します。対象貸付/債務整理中の生活再生資金(生活費、引越し費用等。事業資金は除く)。貸付条件/限度額:300万円、利率:年3.5%、返済期間:7年以内。  
●福祉保健局生活支援課 ☎03-5320-4072

**1月は医療証の更新月です**  
対象/18歳に達した日の属する年度の末日(障害がある場合は20歳未満)までの児童がいる、ひとり親家庭等の方。区市町村で定める所得制限あり。手続き等詳細はお住まいの区市町村へ。  
●区市町村が福祉保健局医療助成課 ☎03-5320-4282

**産業技術高等専門学校 学校説明会**  
品川キャンパス(☎03-3471-6331) 12月11日図。荒川キャンパス(☎03-3801-0145) 18日図。入試情報、個別相談など、中学生と保護者。当日会場へ。

**保護された犬や猫の新しい飼い主になりますか?**  
「ペット殺処分ゼロ」を目指し、動物愛護相談センターや動物愛護団体等が行う譲渡活動を推進しています。保護された犬や猫の新しい飼い主を募集する知事のビデオメッセージを図等で配信しています。  
●福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4412

**進路相談会**  
不登校や高校を中途退学した方などに、進路情報の提供や個別の相談を行う。1月14日図東京都教育相談センターで。対象/中・高校生相当年齢の方と保護者。申込/1月11日までに電話で同センター ☎03-3360-4181へ。

**東京水道あんしん診断の実施**  
水道事業に対するご意見やご要望を把握するため、東京水道あんしん診断を無料で実施しています(任意)。対象/都管水道給水区域の大規模使用者等を除く水道使用者約750万件。期間/31年度まで。内容/各戸を訪問し、簡易漏水調査、簡易水質調査、アンケート調査等を実施。診断員は、制服・ネームプレートを着用。また、浄水器等の器具の販売や金銭を請求したり、家屋の中に入ることはありません。  
●水道局あんしん診断相談室(23区) ☎03-5638-7555、(多摩地区) ☎042-580-1333



**家族と話し合って 災害時の連絡手段の複数準備を**  
●災害用伝言ダイヤル(171)  
●災害用伝言板(携帯電話各社・WEB171) 毎月1日と15日に体験ができます。  
●SNS(TwitterやFacebookなど) 災害時に投稿して状況を知らせることも、連絡手段の一つです。  
●総務局防災管理課 ☎03-5388-2453、防災Twitter: @tokyo\_bousai

**都庁広報課 Instagramによる情報発信を開始**  
東京都のイベント情報を発信します。ユーザー名/tocho\_koho\_official  
●生活文化局広報課 ☎03-5388-3087



**都議会提供テレビ番組**  
「トウキョウもっと!」2元気計画研究所」12月25日図19時30分~20時30分(再放送31日図13時)、TOKYO MXで。司会/いとうせいこう。「都民がもっと安全にランニングを楽しむために」をテーマに有識者と都議会議員が討論。  
●議会局広報課 ☎03-5320-7124

**羽田空港の機能強化についての説明会**  
新飛行経路案等について、国土交通省が説明会を開催します(4月以降も開催有)。  
【1月】タワーホール船堀/11日図、大田区役所/14日図、総合区民センター(江東区)/18日図。【2月】アトレ大井町/11日図、田道住区センター(目黒区)/15日図、フクラシア品川クリスタルスクエア/25日図。【3月】中野区産業振興センター/1日図、地域交流センター恵比寿/11日図、ココネリ(練馬区)/15日図、南長崎第四区民集会所/24日図、志村坂上地域センター/29日図。時間/図~図:14時~19時、国図:11時~16時。  
●都市整備局都市基盤部 ☎03-5388-3288が国土交通省 ☎0570-001-160

**12月の宝くじ発売開始予定日**  
●1等300万円スクラッチ(200円) 7日  
●初夢宝くじ(200円) 23日  
(1等前後賞合わせて2億円)  
●財務局公債課 ☎03-5388-2685

**道路上工事の抑制**  
年末年始に予想される道路交通の混雑緩和と事故発生防止のため、緊急工事等を除き、年末年始の道路上工事を抑制します。期間/12月15日~1月3日。路線/区部・多摩地域の都道・国道。  
●建設局監察指導課 ☎03-5320-5289

都民の声 ごあんない 生活文化局都民の声課(都庁第一庁舎3階南側)

「知事への提言」 「都の仕事や職員への対応への要望」	手紙・はがきで ファクスで インターネットで	〒163-8001 東京都庁「都民の声総合窓口」へ ☎03-5388-1233へ 東京都ホームページへ <a href="http://www.metro.tokyo.jp/">http://www.metro.tokyo.jp/</a>
各種相談連絡先	都政一般相談 交通事故相談 オウム脱会者等社会復帰相談	☎03-5320-7725 ☎03-5320-7733 ☎03-5320-7720
外国人相談 (英語・中国語・韓国語)	Foreign Residents' Advisory Center 外国人寄附中心 외국인상담실	☎03-5320-7744 ☎03-5320-7766 ☎03-5320-7700

★都民情報ルーム(都庁第一庁舎3階北側)では、都政刊行物の閲覧、販売等を行っています。

都提供のテレビ・ラジオ番組

東京サイト(テレビ朝日)	月曜~金曜 14:00~14:04
すけっち(テレビ東京)	金曜 21:54~22:00
TOKYOガリ(テレビ東京)	月曜 21:54~22:00
東京クラッシュ! NEO(TOKYO MX)	日曜 21:30~22:00
東京JOBS(TOKYO MX)	水曜 21:55~22:00
東京インフォメーション(TOKYO MX)	月曜~金曜 7:15~7:20
都民ニュース(TBSラジオ[95.4kHz])	月曜~土曜 8:47~8:52 日曜 8:40~8:45
TOKYO City Information(Inter FM[89.7MHz])	土曜・日曜 9:56~9:59 ※日曜は再放送

★「広報東京都」は新聞折り込みでのお届けのほか、区市町村の窓口や都の施設・警察署・郵便局等にも置いてあります。  
★字版・音声版もありますので、お知り合いで希望する方がいらっしゃいましたら ☎03-5388-3093へ。  
※本紙に配載の会社名・製品名は、一般に各社の商標・登録商標です。



印刷物規格第1類 印刷番号(27)57

〈次号(1月1日発行)は、1月1日の新聞折り込みなどで配布します。〉

# 公益通報制度のご案内

平成28年11月1日に開始した東京都の新たな「公益通報制度」をご案内します。

- 相談・通報対象  
東京都の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為について、法令（都条例、規則等を含む。）違反があると思われる場合に通報いただけます。
- 通報の方法
  - ・ 窓口は、弁護士が通報を受け付ける弁護士窓口（外部窓口）、都の全庁窓口（内部窓口）があります。
  - ・ 通報方法  
メール又はFAX
  - ・ 通報に当たっては、「東京都公益通報制度」ホームページから専用の「通報用紙」をダウンロードし、必要事項を記入したうえで行ってください。その際には、氏名及び連絡先を明示するとともに、内容が特定できるよう事実を具体的に通報してください。  
なお、法令に違反している具体的事実を客観的に示せる場合には、匿名での通報も可能です。
  - ・ 虚偽、他人のひぼう中傷、業務妨害など、不正目的の通報は禁止されています。
- 通報後の対応  
通報があった行為や事実に対して、必要に応じて調査や是正措置を行います。
- 秘密保持等  
通報者の氏名、住所、連絡先等、個人が特定される情報の秘密は保持されます。また、通報を行ったことにより不利益な取扱いをされることはありません。
- 公表  
毎年度、通報への処理状況について、概要をホームページで公表します。
- その他  
苦情、要望、意見に該当する場合や、内容が抽象的で十分な調査を行うことができない場合には、調査を行わないことがあります。なお、都政や都職員に対する要望・意見等は、「都民の声」へお願いいたします。都民の声総合窓口：03-5320-7725

## （通報先）

窓口	通報内容等	通報先（メール）	通報先（FAX）
弁護士窓口	知事部局等 <sup>※</sup> に関する事	gaibumadoguchi1@tokyokoekituhou.jp	03-3291-8606
	都立病院に関する事	gaibumadoguchi2@tokyokoekituhou.jp	
	都交通局に関する事	gaibumadoguchi3@tokyokoekituhou.jp	
	都水道局に関する事	gaibumadoguchi4@tokyokoekituhou.jp	
	都下水道局に関する事	gaibumadoguchi5@tokyokoekituhou.jp	
全庁窓口		zenchomadoguchi@tokyokoekituhou.jp	03-5388-1312

注 知事部局等：政策企画局、青少年・治安対策本部、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

- ※ 東京消防庁の事務等に関することは、東京消防庁の窓口にご連絡ください。
- ※ 学校等に関することは、教育委員会の窓口にご連絡ください。
- ※ 警視庁の事務等に関することは、対象外です。

## 6 自律的な取組

(1) 予算編成過程の透明化

(2) 公文書管理の見直し

(3) 公金支出情報の公開

## テーマ

予算編成過程の透明化

## 制度概要

### ○ 概要

- ・ 財務局ホームページにおいて、見積依命通達や予算の要求状況、予算案に係る情報を公表している。

## 従前の取組及び課題

- 「都民ファースト」、「情報公開」、「税金の有効活用（ワイズ・スペンディング）」の視点に基づく予算編成を一層推進するため、以下の課題への対応が必要である。
  - ・ 各局の予算要求内容が一覧で示されておらず、分かりやすさに課題がある。
  - ・ 都民の声を最大限予算に反映する仕組みの構築が求められている。
  - ・ 予算案発表に至るまでの査定状況が公表されておらず、予算編成プロセスの透明化に向けた取組が求められている。
  - ・ 知事査定資料として約 15,000 枚の紙資料を配布しているため、ペーパーレス化に向けた取組が必要である。
  - ・ 都民への分かりやすさを重視し、予算発表資料の充実を行う必要がある。

## 取組内容・取組成果

### 1 実施日及び取組内容・成果

11月9日	・各局予算要求資料を財務局ホームページで取りまとめて公表
12月12日～ 12月20日	・知事が各種団体や区市町村からの意見・要望を伺う機会を新たに設定し、メディアに公開するとともに、インターネット中継で配信
12月21日	・都議会各党派からの予算要望の内容をメディアに公開するとともにインターネット中継で配信
12月27日	・財務局予算査定結果を財務局ホームページで公表
1月5日～ 1月16日	・タブレット端末を活用し、知事査定資料のペーパーレス化を実施（知事査定を従来の倍の8日間とし、各局長からのヒアリングを実施） ・知事査定終了後の囲み取材で、知事から査定状況を説明
1月23日	・各種団体等との面会を実施し、知事から査定の方向性を説明
1月25日	・知事査定結果を財務局ホームページで公表 ・予算案発表に伴う予算関係資料の充実 「東京都予算案のあらまし」 「知っているかな？みんなのくらしと東京都」を追加

## 今後の取組

- 引き続き、予算編成過程における情報公開を推進し、透明性を確保していく。

## テーマ

### 公文書管理の見直し

#### 制度概要

- 平成 11 年に「東京都情報公開条例」及び「東京都文書管理規則」を公布し、翌 12 年 1 月に同時に施行

情報公開制度が適切に運営される前提として、公文書の適正な管理が必要であることから、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを「東京都文書管理規則」で規定している。

#### 従前の取組及び課題

##### 1 従前の取組

- 東京都文書管理規則に基づき、文書を管理

##### 2 課題

- 文書の管理及び保存の不徹底  
文書が適切に管理・保存されていない。
- 意思決定過程の記録が、各職員個人の判断に依存  
意思決定に至る過程が、文書として明確に残っていない。

#### 取組内容・取組成果

##### 1 実施日及び取組内容

- 12月16日 「文書管理の徹底について（通知）」を各局等に通知し、現行の文書管理に関するルールを改めて周知
- 3月24日 東京都情報公開・個人情報保護審議会に「東京都公文書の管理に関する条例」の概要を説明
- 3月30日 「東京都文書管理規則」及び「東京都文書管理規則の解釈及び運用について（依命通達）」を一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）

##### 2 取組成果

- 意思決定過程の記録化を推進【平成 29 年 4 月から実施】  
意思決定に関わる重要な会議について、「議事要旨」の作成を義務付け
- 保存期間のルールの見直し【平成 29 年 4 月から実施】  
資料文書の保存期間を最長 3 年から 10 年まで延長
- 廃棄手続の厳格化【平成 29 年 4 月から実施】  
重要な文書等については、廃棄の手続時に所管課長以外の者（庶務主管課長又は局長が別に定めた者）が関与（廃棄文書のダブルチェック）

#### 今後の取組

- 適正な文書管理を制度的に保障するため、「東京都公文書の管理に関する条例」を平成 29 年第二回東京都議会定例会に提案予定



## テーマ

### 公金支出情報の公開

#### 制度概要

○情報公開の取組の一環として、都政を「見える化」し、「都民ファースト」の都政を実現するため、都の全庁の公金支出情報を公開する。

- ・情報公開ポータルサイトの中に、全会計の公金支出情報にアクセスするためのリンクを設置
- ・一般会計、特別会計、公営企業会計といった全27会計の年間約70万件の支出情報について「支出部署」「支払日」「支出科目」「支出件名」「支払額」などの情報を一件ごと一括して公開
- ・個人情報保護等の観点から、公開する件名に留意する等、公開方法を検討・調整
- ・今年4月から関係システムの改修に着手し、平成29年9月から公開

#### 【効果】

- ・ホームページ上に公開するため、都民の皆様からお預かりした税金がどのように活かされているかを容易に閲覧できる
- ・職員の意識向上が図られ、税金の有効活用「ワイズ・スペンディング」にも資する

#### 従前の取組及び課題

○公金支出1件ごとの情報を公開している自治体はいくつかあるが、都においては、こうした取り組みは行われていない。

#### 取組内容・取組成果

- 平成29年2月10日 公金支出情報公開概要説明会（情報提供）の開催  
各局経理担当者を対象に、公金支出情報公開に関する概要や今後のスケジュールを説明
- 平成29年2月27日 公金支出情報公開に係る公営・準公営企業会計への情報提供の開催  
システムが異なる公営・準公営企業会計の担当者を対象に、一般会計の公開に係る公開項目やマニュアル（案）等を提示し、各会計での今後の検討材料となるよう情報提供を実施
- 平成29年3月23日 公金支出情報公開説明会の開催  
各局経理担当者及び情報公開担当者を対象に、公金支出情報公開に関する要綱及びマニュアルを説明し、各局内での周知を依頼

#### 今後の取組

- 平成29年4月～：システム改修・検証
- 平成29年9月～：ホームページ上に公開開始（平成29年7月分データより）

